

560
42

560-42

1200501512009

口
複
写





伊藤
流遊
全集

第十卷



第十卷 維新秘話 目次

明治大帝時代の始

御幼少篇 —— 御降誕當時の紛糾せる國狀 ——

孝明天皇崩御 —— 明治大帝の踐祚

攘夷倒幕 —— 公武合體の夢

長藩の策動 —— 眞木と田中の働き

無禮講の宴 —— 寺田屋事變と大久保

英人殺傷事件から尊攘派振ふ

御親政篇 —— 王政復古の發令より遷都まで ——

新政の大方針 —— 建武中興と神武創業の兩論

遷都論から江戸遷都決定まで

帝都東京 —— 大木知事と調金の苦心

聖意無量 —— 山陽の墓へ御使を給ふ

廢藩置縣とその御英斷ぶり

功臣篇 —— 三傑を初め諸臣の御奉公振り ——

征韓論後の木戸、大久保、伊藤、井上

副島侍講 —— 聖慮に感泣す

三浦の直奏 —— 條約改正是非論の當時

幕府倒潰の始末……………四七
 遷都の真相……………五五
 新政府の組織……………五九
 明治初年の大陰謀……………六五
 豫算問題最初の大衝突……………七四
 政商山城屋和助(二一五)……………八七
 長州藩と三谷三井兩家……………一一
 著名なる暗殺三件(二一三)……………一三〇
 奇傑雲井龍雄(二一〇)……………一四四
 廢藩置縣の斷行(二一三)……………一八一
 尾去澤銅山の横領(二一四)……………一九七
 岩倉の洋行と當時の外交……………二二六
 奴隸開放の争(二一〇)……………二二七
 征韓論の真相(二一八)……………二四〇

國會開設運動の始(二一四)……………二八一
 岩倉具視の遭難……………二九五
 臺灣問題の經緯(二一三)……………三〇〇
 大阪會議の顛末(二一三)……………三三八
 佐賀の叛亂と江藤の刑死(二一七)……………三三五
 前原一誠の亂(二一〇)……………三六六
 敬神黨の暴動(二一四)……………四三三
 東京の思案橋事件……………四三三
 西郷隆盛の舉兵と最期(二一六)……………四四二
 木戸と大久保の死(二一九)……………四五七
 土佐派の陰謀……………四七九
 竹橋暴動……………四八八
 三菱會社の勃興……………四九三
 國會開設の請願運動……………五〇四

維新秘話

官有物拂下事件……………五三
國會の詔勅と政黨創立時代……………五五
自由改進兩黨の軋轢……………五五
朝鮮事件の内祕……………五四
自由黨の國事犯……………五三
 福島事件——高田天誅黨——加波山事件——静岡事件——名古屋事件——飯田事件——秩父暴動……………五三
特殊の國事犯……………六二
 浦和事件と大阪事件……………六二

明治大皇帝時代の始

此稿を起すに就いて

明治節の御制定によつて、明治大皇帝の御盛徳と御鴻業は、また更に追仰敬慕さるゝ次第である。大帝御降誕の當時は、内憂外患並び起り、大勢の赴くところ、殆んど測り知るべからざる状があつた際であり、殊には、間もなく御父帝の崩御となり、御跡を襲ひ給うて、一天萬乗の君とならせ給うたのであるから、その御苦心も、一段と深くまりました事は、拜察に難くない。この際に於かせられて、大帝の御英斷は事毎にあらはれ、賢相名臣の立働きを自由ならしめ給ひ、遂に維新の宏謨は確立せられたのである。私は、その前後の事情から、次いで遷都の経路、廢藩置縣の御英斷によつて、封建の殘夢が一掃され、又、人權恢復の御發令によつて、永く恵まれざりし無告の民を救はせ給うた、聖徳の有難さ等を、具體的に事實を擧げて、國民の前に、大いに語つてみたい、と思ふ。蓋し御治世の中葉以後の御事蹟は、今なほ國民の記憶に新たであるが、初期の事どもについては、廣く一般には傳へられて居らぬものがあるからである。

同時に、當時御左右に侍した諸名臣に關する逸話等も、御聖徳の一端を窺ふに足るものとして、見逃し得ざるものであると信ずる。たゞ草莽の微臣、事を識る淺く、文を行ふに疎く、心のまゝに及ばざることの多きを、偏に憾みとするものである。

御幼少篇

—御降誕當時の紛糾せる國狀—

孝明天皇崩御

明治大帝の踐祚

孝明天皇の崩御は、慶應二年の十二月二十五日であつた。朝廷の御内事は、すべて國民へ知らさず、一切、神秘的に取扱はれて居た時代であるから、御不例の事さへ、國民は知らずに居たのである。

されば、陛下の崩御は、全く寢耳に水の突發事として、國民の驚愕は、譬ふるに物もなきほどであつた。薩長聯盟が成つて、幕府側との争ひが、やうやく頂點に達して居た時であるから、京都の内外は、血腥さい風がしきりに吹き荒んで居た。

朝廷の御思召にも、幾多の變化があつて、常に動搖勝ちであり、或時は、薩長派の意見が、朝意として示された事もあり、また或時は、幕府側から傳へられたる、朝廷の御沙汰なるものは、それと全く正反對の事もあつた。

攘夷は、朝廷の御趣意であつても、幕府は、それに頓着なく、開國條約に調印して、すでに二三の新しい開港場も出來たくらんであつた。之れに對する朝廷の厳しい御沙汰、それを利用して、倒幕派の策動等、目まぐるしいほどの暗闘がつけられて居る時に、崩御の大事が傳へられたのであるから、悪い噂は、それからそれへ廣がつて、この前途どういふことに成行るか、といふ恐怖の念は、國民の頭腦に、すぐ湧き起つて、何となく不安の夢に襲はれて居たのである。

崩御の事が公けにされたのは、同じ月の二十九日の辰の刻であつた。越えて、翌三年の正月九日、祐宮睦仁親王殿下は、晝の御座に出御あらせられて、踐祚の御式を擧げさせられた。

なほ、當時の記録によれば、御踐祚の御披露は、紫宸殿に於いて、三月一日より執り行はせられた、とある。

近衛、鷹司、一條、二條、九條の五攝家を始め、傳奏、議奏、近習、權大納言、德大寺中納言、近習御番御免。

二日には、中務卿宮(有栖川職仁親王)尹宮(中川宮)式部卿宮、帥宮、内々、内内公卿、殿上人。三日巳の刻

には右大臣、午の刻には、仁和寺宮、内々門跡隨心院准后。四日には外様公卿殿上人、同小番御免、同參勤、同入

道。五日には、黒御所にて、大乘院門跡、一乘院門跡、隨心院門跡。六、七、八日には、神宮奏事始を、理性院本

坊において、大元帥法を、東寺にて後七日の御修法を行ひ。九、十兩日は、黒御所にて、非藏人の諸禮を受けられ、

十一、十二の兩日には、知恩院、十三、四の兩日には、大元帥法後七日阿闍梨。十五日は大谷派本願寺。十六日は養

源院、法隆院、南禪寺、五山。十七日は、兩賀茂奏事始、十八日は、護降院、小池坊、智積院、蓮臺寺、本性寺の

諸禮を、前同様、黒御所に受けさせられ、御即位式の御準備として、此時新調御道具係に、廣權大納言、六條中

納言、久世宰相前中將、御造營御修覆に、柳原大納言、葉室右衛門督。また御道具御用掛に、冷泉中納言、三室戸

三位、伏原三位に、夫々仰付けられたりき。

斯ういふことが、書き残されてある。

先帝の崩御について、民心に、やゝ沈衰動搖の兆が、現はれかけた時、新帝御即位の事が、かく迅速に運ばれた爲めに、一と先づ民心の落付きを視たのである。

さて少しく遡つて、祐宮殿下の御降誕は、嘉永五年(壬子)九月二十二日であつた。即ち陽曆にすると、十一月三日

日に當る。御生母は、權典侍藤原慶子と申上げ、後に一位局とならせられる御方である。外祖父は、中山大納言忠能

卿にして、當時の中山邸は、御所の東北に當り、今では鐵柵を繞らされてある、約三百坪ばかりの地、それが即ち中山邸址である。

御降誕の翌年、早天打ちつゞきて、洛の外、井水全く涸れて、殆んど一滴の水を得るにも苦しむほどであった。中山家に於いては、御幼少の皇子を抱きまゐらせながら、この濁水に、忠能卿の苦惱は一通りでなく、思ひあまりて、邸内に鑿井を試みる事になった。しかるに、掘ること三丈八尺餘にして、清泉の湧き出づるに逢ひ、その喜びは譬ふるに物なく、直ちに参内して、此旨を陛下へ申上げると、陛下に於かせられても、大いに御満悦遊ばされ、祐の井と命名せられた。今もなほ京都御苑内の聖蹟として残る祐の井の由来は斯うである。

殿下は、第二の皇子として、御降誕遊ばされたのであるが、第一の皇子は、世を早くせられたるを以て、順位として大統を襲がせられる事になったのである。

御養育掛としては、忠能卿これを承はり、御乳人は、伏屋美乃子であった。儲君として御治定相成りしは、萬延元年三月十六日にして、寶曆九歳の御時であった。親王宣下は、九月二十八日、御名を陸仁と賜はつた。御學友としては、岩倉具定、西園寺公望の兩卿、御學問始めは、清原宣明卿が勤めた。御歌は、畏くも父帝の教へを受けさせられ、御筆道は、有栖川幟仁親王に學び、御成績は、極めて良い方であった。漢學の御指導は、中沼了三といふ人であつたが、この人は、皇居を江戸へ遷させられ、東京と改まつてから後、侍講を勤め、元田永孚と相並んで、長く進講の御役に當つて居たのである。

攘夷倒幕

公武合體の夢

明治大帝の御名は、世界に響き渡り、御列聖中に於いて、殊にすぐれさせ給へることは、すでに人も知る通りであるが、御降誕あらせられし、嘉永五年といふ歳を終へ、更に翌六年には、何事の起つたか、といふ事も思ひ合せ、儲君として御治定ありし、萬延元年には、如何なる事が起つて居るか、これ等の事を、靜かに考へてみると、頗る感慨深きものがある。

殊に、御即位の當時は、徳川慶喜が將軍職辭退の直後であつて、御左右には、三條實美、岩倉具視、西郷吉之助、大久保市藏、廣澤兵介、木戸準一郎等の賢相名臣が、お付き申して居たが、陛下は此時局に當つて、萬機を御親裁遊ばさなければならなかつたのであるから、未だ御弱冠の御身としては、可成り御苦心あらせられた事と、拜察し奉る次第である。

鎌倉以來、武家の天下は六百年、朝威の衰頹は、言語に絶えた狀況であつた。群雄は、四方に起り、武力を以て領地の爭奪はしても、朝廷への御奉公は、更に考へて居なかつたから、朝廷の御内帑は、五萬石の小大名にも及ばず、宮廷の玉垣は、長く修理もされず、紫宸殿の庭前には、雜草離々たるの狀態であつた。

ペリーの渡來から、攘夷開國の争ひが起り、幕府の條約調印は、朝威を無視した僭越の所爲である、と云つて、各藩の有志や、浪人の蹶起するものが多く、江戸と京都の間には、紛争の絶ゆる間がなかつた。

條約の問題に絡んで、將軍繼嗣のことが、容易ならぬ争ひとなり、井伊直弼は、新たに大老の職について、尾水越三侯を斥げ、斷々乎として紀州慶福卿を、繼嗣として居け出た。

將軍の繼嗣に關しては、朝廷の力、之れを如何ともすることが出来ぬのであつた。けれども、此一事は、直ちに條約調印の一條に、深い影響をもつのであるから、朝廷の重臣は、幕府の屈出を、無條件に容れることを避けて、何とかしたかつたのである。

越前の橋本左内が、松平春嶽の内意をうけて、京都に入込み、三條實美卿を説いて、その允許を遅れさせたのは、此時の事であつた。

井伊大老は、内外の状況を知ると、間部下總守と酒井若狹守に命じて、朝廷を威嚇し、公卿を懐柔して、遂に允許を得るに至つた。それと同時に、大疑獄を起して、反幕派の志士を、思ひ切り、酷い目に逢はせた。その翌年、櫻田の凶變で、井伊大老は、水戸浪士のために、登城の途を擁されて、遂に斬殺されてしまった。文久の年に入ると、先づ大和行幸の問題が起り、引つゞいて京都の政變となり、毛利の勢力は、一夜にして覆へされ、會黨二藩の力が、毛利に代つて、京都を支配するやうになつた。

この時の朝廷は、右に左に動揺して、殆んど一定の方針なきが如く、會黨長三藩の動く通りに動くの外はなかつた。しかも、條約の問題は、刻々に迫つて来て、唯一の朝意として傳へられし、攘夷の御趣意も、今は甚だ覺束なくなつた。

しかしながら、一般的に視る、攘夷の勢ひは、次第に昂くなつて、それが倒幕論に結び付けられてゆくから、幕府の連中は、ひどく之れを氣に病むやうになつた。

折柄、島津久光の上洛は、佐幕、倒幕、攘夷、開國、各派の有志に向つて、非常な衝動を興へた。久光の上洛が、毛利の勢力失墜前であつただけに、倒幕派の有志は、久光に期待する處、頗る多くあつたのであるが、實は、久光といふ人が、公武合體の夢から、未だ醒めてゐなかつたので、その態度は極めて曖昧なものであつた。薩藩士中の急進派は、よく之れを知つて居たので、久光の入洛と同時に、攘夷倒幕の義兵を起して、否も應も言はずに、久光を擔ぎ上げてしまはう、といふ計畫を立て、大阪の薩邸から、有馬新七以下十數名の志士が、伏見の寺田屋へ乗込んで来た。

長藩の策動 直木と田中の働き

この策動の裏には、長州藩士があつて、可成り強い煽りをかけて居たのだ。參謀の如き位置にゐて、萬事の指揮をするものには、眞木和泉守と田中河内介が居た。

田中は、中山家の臣である。明治大帝御降誕の當事は、萬事を引受けて、その準備に、忙しく奔走した一人であつた。

但馬國出石郡香住村に、小森正造といふ醫師があつた。その次男に生れたのが、賢次郎と呼ばれて、幼少の頃から井上靜軒の教へを受け、和漢の學に通じて、はやく京都へ出たが、中山家に奉公して居るうち、忠能卿に知られ、諸大夫田中某の養子となり、河内介と改めたのである。

中山家に事へて、睦仁親王の御降誕以來、御養育に關する雜務は、多く河内介が取扱つて居たのであるから、中山家の苦しい内情も、よく知つて居るし、殊に、皇室の御内帑が、非常な窮迫を告げてゐた爲めに、中山家が、御養育に苦しんだことは一通りでない。それらの事に刺戟されて、河内介が、幕府に對する、一種の反感は、漸く深くなつて来て、纏てその感情が、倒幕運動に移つて来るのは、固より當然なことであつた。

長州の毛利は、元就の昔から、朝廷に對しては、常に御奉公を怠らなかつた。敬親の代になつてからは、特に其點については、深い注意を拂つて、朝廷への貢は勿論、要路の公卿に對しても、それ／＼に手を盡して、その窮迫を救ふやうにして居たから、朝廷内に於ける、毛利の潜勢力は、可成り強いものであつた。

毛利の勤王については、種々に説があつて、或は、倒幕のための勤王である、ともいふし、その他にも揣摩臆測の説も、随分多くあるけれど、いづれにしても、朝廷に對しては、毛利家の代々が、能く盡した事は、掩ふべからざる事實であつて、これが爲めに、元就以來、菊桐の御紋章を、許されてゐたといふ事が、何よりの證據である。

中山家に對しても、常に藩士の出入は多かつた。されば河内介の如き、公卿の家來としては、珍らしいほどの有志家肌合の人物が、長州藩士と親しく往來したのは固よりいふ迄もない事であるが、然うした關係から、河内介を通

じて、中山家に、長州藩の金が廻つてゐた事は、想像するに難からぬ。さればとて、河内介は、長州藩にのみ偏つて、事を爲さう、といふ考へではなく、苟も自分の考へ通りに、倒幕の運びがついて行けば、誰とも組合つても可いといふ、覺悟はあつたのだから、長州藩に對して、何となく反目し勝ちであつて、薩藩の有志とも、密かに往來して、色々計畫を進めてゐた中に、薩藩の急進派を、長州藩の連中が煽りつけて、久光を擁して、一旗揚げるといふ迄に、進んで來たのである。

此計畫は、可成り大きい目論見であつたから、巧く行けば、倒幕の目的は、達せられたに違ひないが、一つ間違つたら、その反動で、幕府の手は、何處まで伸びて行くか判らないのであるから、萬一にも、中山家に禍ひの及ぶやうな事があつては、それこそ一大事であると考へて、河内介は、遂に中山家を去つて、大阪へ身を匿すことになつた。大阪の薩邸には、例の眞木和泉守が潜んでゐて、河内介と通謀してゐたのである。眞木は、詳しく言はずとも既に弘く知られて居るが、其頃には、故郷の久留米を離れて、毛利家の厄介になつて居たのだ。

此人は、水天宮の神官であつたが、熱烈な倒幕論者で、黒田の平野國臣が、那あした強い倒幕論を唱へるやうになつたのも、その因は、眞木に煽りつけられてからのことである。

有馬家は、佐幕に近い方であつたから、眞木のやうな、強い倒幕論者の居る事は、幕府に對して、憚り多い事でもあるし、藩の統一を亂す惧れもあるもので、眞木を親類預けにして、監禁して置いたのであるが、眞木は、隙を窺うて、その監禁から遁れて、長州へ入り込み、豫てからの同志が、之れを擁護して、毛利家が、密かに世話をするやうになつて居たのだ。

此二人は、共に武家の出身でなく、一人は、田舎醫者の伴であり、又一人は、神官を勤めて居た身分で、かうした激しい倒幕運動を、薩長二藩の有志に據つて起さうとしたのであるから、頗る妙である。

然るに、薩藩士の計畫が漏れて、久光側近の連中は、頻りに策動して、その計畫を止めさせよう、と謀つたが、急進派の決心が堅いので、正面から壓迫しようとした。それが爲めに、寺田屋騒動なるものが起つて、薩藩士の同士討に、血の雨を降らすに至つた。

尤も、この計畫に對しては、久光側近の家來が反對したばかりでなく、久光自身も、頗る迷惑を感じたのであつて、寺田屋に集まつて居る、有馬新七以下の藩士を、抑へ付けるために出掛ける、奈良原喜八郎以下の者に對して、可成り強い命令を下したので、遂には血の雨を降らすやうなことになつてしまつたのだ。

その結果として、河内介も、一時は薩藩の手に捕へられ、中山家へ懸合ひになつたが、すでに暇を取つて、浪人してゐたのであるから、中山家には、何等の責任はない譯である。

そこで、河内介は、薩藩へ、一時お預けといふ事になつて、その一子、嵯磨介と共に、藩船に乗せて、鹿兒島へ送る事になつた。

ところが、鹿兒島へ送られた筈の河内介父子は、鹿兒島へ行かず、船が播磨灘へ掛かつた頃、護送の役人が、二人の手足を縛して置いて、無残にも、斬り殺した上、海に投じてしまつた。

どういふ譯で、薩藩士が、斯うした残忍な處置を執つたかといふに、當時の薩藩は、重臣の間に、佐幕論者が多く居るので、河内介のやうな強い勤王論者を、鹿兒島へ送り込んで、薩論の上に、少なからぬ影響を持つものとしてそれを避けようが爲めに、此手段に出たのである。

無禮講の宴
寺田屋事變と大久保

この寺田屋事件があつた時、睦仁親王の御年、僅かに十一歳であつた。如何に高貴の御身分に在らせられても、十歳くらの御幼年時に、かゝる事件を御存じの筈はない、と誰にしても、思ふのが普通である。然るに、實は能く

御承知であつたのだから、その御聰明には、驚き入るの外はない。

明治二年に、東京の宮城内に於いて、無禮講の御宴が、催された事がある。維新の戦亂が納まつて、間もない時であるから、三條、岩倉、西郷、大久保、木戸を始め、此御宴に列る者は、元勳とか、功臣とかいはれる者ばかりであつた。

無禮講の御宴であるから、此日に限つて、誰も彼も、平等の御取扱ひであり、御前に於いての酒宴ではあるが、禮儀作法を、厳しく守る必要もないので、多くの内には、羽目を外して亂舞、放歌する者もあつて、陛下も、殊の外の御機嫌であらせられた。

この時、陛下にはお側近く控へて居る者に向はせられて、

「維新の戦亂收まりて、世は元の泰平に復し、新政の緒、漸く開けるの時に當つて、此催しは、時を得たものと思ふ。一同の者も、喜んで歡を盡しては居るやうだが、それにしても、維新前に世を早うせし者等は、誠に不憫である。卿等は、幸ひにして、あの難局を切抜け、無事に今日の時世を迎へたのであるが、嘉永安政以後、國事に殉じた、先人に對しては、均しく其功を思ひ、篤くその靈を祀り遣はす事を、忘れてはならぬぞ」と、仰せられたのを承はつて、一同は、偏へに恐懼して、自分等の先輩や同志にして、或は幕府のために斬られ、或は窮苦の中に、悶死した者に對する、この有難き御辭を拜承しては、如何に無禮講の御宴でも、多少の遠慮は、起つて來るのが當然である。

猶ほ陛下は、御辭をお續け遊ばして、

「朕が、なほ幼少にして、中山家に養育せられ居る頃、文久二年の時分と考へるが、伏見の寺田屋に事變があつて、田中河内介と申す者が、矢張りその事變に關係して居つて、薩藩へ預け置かれる事になつた、と聞いて居つたが、その後、河内介父子の者は、如何に相成つたか、更にその消息を聞かぬ。同人は、誠に忠誠の士であつたが、その

成行は、どういふ事に相成つて居るか、卿等の中に、それを知る者はないか」

と、意外の御下問が、突然起つたので、之れを承はつた、左右の者は、いづれも頭を下げて、誰れ一人、お答へを申上げる者がなく、遠く離れて居る所では、歌舞亂踊するほど上機嫌に酔つて騒いで居るが、御側近く居る者はかうした御下問に、何とお答へも出來ず人知れぬ苦心をして居るのだから、同じ一堂の内にも、苦樂の別はあるものだ。暫く沈黙が續いて居るうちに、陛下の御氣色は、甚だ御よろしくなかつた。

「河内介は、中山家に仕へて、忠誠の士であつた事は、朕も、よく知つて居るが、その者の成行が、如何に相成つたといふ事は、卿等としても、之れを知らぬ筈はないと思ふが、それとも先輩同志の世を早うした者に對しては、左様に冷かであつてもよいと思ふか……」

河内介が、中山家に仕へる一人として、陛下の御降誕以來、忠實によく勤めた事は、陛下に於かせられても、深く御承知であつたに違ひない。然し、如何に御聰明であらせられるとしても、十歳ぐらゐの御幼年時に起つた出來事をかくまでに御記憶であり、河内介の功を、永く御忘れになつて居らぬ、といふ一事は、御仁徳の深きものあるに非ざれば、かうした御辭の下る譯はない。

此時、御側近くに控へて居た小河一敏が、靜かに進んで、

「その儀につきましては、私、心得居りまする」

「何と申す、卿が、河内介父子の成行を心得て居るか」

「ハッ」

「然らば尋ねるが、河内介の身の成行は、如何相成つたか」

「同人は、あの砲、薩藩へお預けといふ事に決しまして、同藩の船にて、鹿兒島へ送られる途中、播磨灘の沖合に於いて、手足を緊縛され、無慘にも、警護の藩士等に斬殺されまして、海中に投げ込まれ、そのまゝ行方不明といふ

事に相成つて居りまするが、伴麿磨介の亡骸は、日向の、或漁村に流れ着いて、只今では、一基の碑となつて、道行く人に香華を手向けられて居りまするが、同人の死は、誠に無惨の限りで御座りました」

「フ、ム、それは哀れな事を致した。當時の事情は、深く知る處でないが、河内介も、中山家の諸大夫であつた事を警護の者共が、知らぬ筈はないと思ふが、手足を縛して斬殺するとは、如何にも無惨な取扱ひを致したもので、陛下も、無量の御感傷に打たれさせ給うたものか、暫らくは御眼を閉ちて、沈黙に耽られる。

「恐れながら、當時の薩藩は、勤王佐幕と兩派に別れて、藩士の間にも、込み入つた事情のありました爲めに、勤王無比の河内介父子に、鹿兒島へ入られることは、甚だ迷惑に思つて、かくの仕儀に相成つたのでありませうが、それに致しまして、大久保市藏が、これを抑へ得なかつた事は、誠に不思議の至りと、同志の間には、大久保を疑ふ者のありました事を、記憶致して居りまする」

小河が、御前に於いて、河内介最期の一擧を、何の遠慮もなく申述べて、大久保の事にまで及んだのは、並居る人も驚いたらうが、本人の大久保は、さすがに恐懼して、頭を擧げ得なかつた。

折角の御宴も、これが爲めに白け渡つて、陛下の御入御と共に、靜かに散會したのであるが、小河は之れが爲めに大久保から睨まれて、堺縣令が、出世の行止りであつた。

豊後竹田の中川家に仕へて、家老の職に在つた小河は、藩主の中川修理大夫が、熱心な佐幕派であつたにも拘らず勤王の大義を唱へて、獄に投ぜられた事のある人物で、當時の同志としては、廣瀬武重の如きも、小河と一緒に入獄したのであるが、この武重の伴が、例の廣瀬中佐である。

英人殺傷事件から
尊攘派振ふ

寺田屋の事變が濟んでから、勅使の關東下向の事があり、それが原因になつて、家茂將軍の上洛となつたのである。その結果に於いては、まさに失敗であつたが、尊攘派の企てた事件で、最も大きかつたのが、侍從中山忠光卿を擁して、大和五條に兵を擧げた事件があり、また平野國臣が、澤宜嘉卿を戴いて、生野の銀山に、義旗を翻した事件があつた。

その他にも、これに類似の事件は交々起つたが、いづれも失敗に歸してしまつた。最後に起つたのが、鷲尾隆聚卿を盟主として、高野山に據つて、一旗揚げた事件もあるが、これもまた失敗に終つた。

只一つ、注意すべき事は、かうした事件の引續いて起る表裏には、必ず公卿の關係してある事である。敗れては起ち、又敗れては起ちして居る間に、倒幕の機運は、漸く熟して來たのであるが、各藩の有志なるものが、盛んに起つて來て、様々の事を企てながら、自然に勢ひを作つて行つた事については、仲々面白い物語もあるが、今は之れを略する事にする。

文久の年に、長州藩が、佐幕派のために、ひどく叩きつけられ、京都に於ける立場を、全く失つて、再び京都へ立入ることの出来ぬまでに、追ひ詰められてしまつたのを、何とかして、以前の勢力に、盛返したいと考へて、藩中の異論を纏め、名を三條卿等の勸氣赦免に藉りて、福原越後、國司信濃、益田彈正の三國老が、四百餘名の藩士を率ゐて、京都へ迫つて來た。それが佐幕派と衝突して、九門の戦ひになつたのであるが、歴史の上では、蛤御門の役として、有名な事件であつた。

これも長州派の敗北となつて、毛利は、いよいよ朝敵の汚名を受ける事になつたのだ。然し乍ら、長州藩としては、この戦ひに敗れたから、藩士の心が引締つて、他日再起の意は、固くなつたのである。

國內には、かうした事件が、續々起りつゝある間に、外國關係も、日一日と難かしくなつて、攘夷派の活躍は、眼も覺むるほどの勢ひであつた。

第一には、薩藩が、イギリスと戦ひを開いた事である。これは、島津久光が、勅使の御供をして、江戸へ行つて歸りがけに、その家來がイギリス人を斬つた事から、談判が不調になつて、戦ひを開くまでになつた。戦の結果は、一勝一敗で、多額の賠償金を、幕府が引受けて、事件は軽く済んだが、これが爲めに、攘夷熱が盛んになると同時に、幕府の威信は、頗る輕んぜらるゝやうになつた。

それと前後して、長州藩にも、同じやうな事が起つた。下關海峡を通過する、英米佛蘭の商船に、砲撃を加へた事から始まつて、遂に四箇國の商船が、下關へ攻め込んで來て、激しい戦ひが開かれたけれど、これも薩藩の戦ひと同じやうに、結局は、幕府が、その賠償金を出して、事の納まりは付けたが、どちらの交渉も、あまり手際のない方ではなかつた。

それから引續いて起つたのが、例の長州征伐である。これは二年越しの戦ひであつたが、つまりは幕府の失敗であつて、これが爲めに、幕府が、各藩から輕んぜられるやうになつた事は、非常なものであつた。

しかも、その戦ひの最中に、將軍家茂は、猝に病ひが革つて、大阪城内に、世を逝るといふやうな、幕府のためには、此上もない痛手を受けて、折角の長州征伐も、龍頭蛇尾に終つたのである。

かうした混亂の中に、薩長聯合が成つて、幕府の運命は、刻々に危くなつて行くのであるが、それに氣の付いてゐた者は、佐幕派の中でも、極く少數の識者で、多數の者は、相變らず三百年來の武力が、依然として、此類勢を支へ得るものと、信じて居たらしい。

その間に起つたものが、土州藩の將軍辭職運動であつた。藩主は、豊範といふお方であつたが、藩の實權は、隠居の豊信が、握つて居たのだ。

豊信は、早く隠居して、容堂といふ名が、本名よりはよく知られて、非常に優れた殿様であつたが、薩長二藩には、終始、楯を突いて、伏見鳥羽の戦ひが起る朝まで、反抗して居たのだから、我慢の鼻ツ柱は、可成り強い人であつた。

けれども、大勢の趨く所を、よく知つて居たので、薩長二藩の先手を打つて、將軍辭職の建白書を、慶喜の手許へ差出したので、薩藩からも、同じ意味の建白書が出て來た。

これが爲めに、時局は急轉直下の勢ひで變展した。即ち慶喜から、大政奉還の願ひが出て來たところから、倒幕派の勢ひは、内外に其力を増して、佐幕派は、殆んどその顔色さへ失ふほどであつた。

將軍の辭職、大政の奉還は、直ちに御聽届けになつて茲に王政復古の發令を見るに至つたのである。

御親政篇

——王政復古の發令より遷都まで——

新政の大方針

建武中興と神武創業の兩論

始めは、建武中興の例に倣へ、といふ説が多くあつて、殆んどそれに決しかけて居た時、岩倉具視は、これに反對して、

『神武創業の古に復つてこそ、始めて王政御一新の趣旨は相立つのであつて、建武中興といふが如き、生温き遣り方では、折角の御苦心も、甲斐のないといふものである』

と、強硬に唱へたので、衆議は一變して、岩倉の説に基づく事になつた。

御踐祚の式も、滞りなく終つて、茲に新帝陛下の御代に相成つたのであるが、何しろ鎌倉以來、六百年の武家政治

が、國民の骨の髄にまで、泌み込んで居て、朝威の有難き事すら知らぬ者が多く、殊に、關東東北の地には、開闢以來、鳳輦を進ませられた事がないのであるから、實をいへば、將軍の有難味は知つて居ても、皇徳に浴して居る者は、殆んど無い、といつても可い位であつた。

されば、伏見鳥羽の一戦に、天下の大勢は定まり、江戸城の授受は濟んでも、奥羽各藩の向背は、容易に決しなかつたのである。

茲に於いて、御即位の初めに、王政復古の勅諭文は公けにされたが、實際に於いて、之れを理解し得た者は、果して幾人あつたか、その點になると、甚だ心細い感じもしたのである。

新たな王政の方針を、先づ一般の國民に示して、その基づく所を知らしむる事が、差當つての急務であつた。

そこで、三岡八郎と福岡藤次の兩人が、筆を執つて、その草案を認めたのであるが、更にそれを訂正し、木戸孝允が、筆を入れて、漸く出来上つたのが、五箇條の御誓文であつた。

一、廣く會議を起し、萬機公論に決すべし。
一、上下心を一にして、盛に經綸を行ふべし。
一、文武一途庶民に至る迄、各志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す。

一、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし。
一、知識を世界に求め、大いに皇基を振起すべし。

これを一般に示すについて、普通の告諭文として取扱つたのでは、甚だその意が輕くなるといふ所から、その末尾へ聖旨の存する所を文章にして、書添へる事になつた。

我國未曾有の變革を爲さんとし、朕躬を以て衆に先んじ、天地神明に誓ひ、大に斯國是を定め、萬民保全の道を

立んとす、衆またこの旨趣に基づき、協心努力せよ

それと同じ日に、朝廷の御恩召を一般の國民に傳へて、進むべき道を誤らぬやうに、教へ導かせられた。その御宸翰は、

朕、幼弱の身を以て、猝に大統を紹ぎ、爾來何を以て萬國に對立し、列祖に事へ奉らんやと、朝夕恐懼に堪へず、竊に考ふるに、中葉朝政衰へてより、武家權を專にし、表には朝廷を推尊し、實は敬して是を遠げ、億兆の父母として、絶えて赤子の情を知ること能はず、遂に億兆の君たるも、唯名の上に成り果て、そが爲に今日、朝廷の尊重は、古に倍せしが如くにて、朝威は倍々衰へ、上下相離るゝこと膏壤の如し、かゝる形勢にて、何を以て天下に君臨せんや。今般、朝政一新の時に膺り、天下億兆一人も、その所を得ざるときは皆、朕が罪なれば、今日の事、朕、自ら身骨を勞し、心志を苦め、艱難の先に立ち、古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治績を勤めてこそ、始めて天職を奉じて、億兆の君たることに、背かざるべけれ、往昔、列祖萬機を親し、不臣の者あれば、自ら將として、之を征し給ひ、朝廷の政、總て簡易にして、此の如く尊重ならざるが故に、君臣相親み、上下相愛し、德澤天下に治く、國威海外に輝きしなり、然るに近來、宇内大に開け、各國四方に、雄飛するの時に當り、獨り我國のみ、世界の形勢に疎く、舊習を固守して、一新の效をはからず、朕、徒らに九重の中に安居し、一日の安きを偷み、百年の憂ひを忘るゝ時は、遂に各國の凌侮を受け、上は列聖を辱しめ奉り、下は億兆を苦しめんことを恐る。故に、朕、こゝに百官諸侯と廣く相誓ひ、列祖の偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂に萬里の波濤を開拓し、國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置かんことを欲す。汝億兆舊來の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事と爲し、神州の危急を知らず、朕、一たび足を擧ぐれば、非常に驚き、種々の疑惑

を生じ、萬々紛々として、朕が志をなさざらしむる時は、是れ朕をして、君たる道を失はしむるのみならず、從ひて列祖の天下を失はしむるものなり、汝億兆能く、朕が志を體認し、相率めて私見を去り、公議を探り、朕が業を助けて、神州を保全し、列祖の神靈を慰め奉らしめば、生前の幸甚ならん

といふのであつた。此御宸翰は、昨今の人々が、あまり注意して居らないけれど、明治の初めに當つて、かくの如き徹底した御思召を、一般に示させられた、といふことは、恐らく前例のないことであらう。五事の御誓文といひ、且つまた此御宸翰といひ、いづれにしても、君臣一體の御思召を、明かに示されたものであるから、王政復古の御趣意と、王政一新の大精神は、これだけで明瞭になつた譯である。

遷都論から 江戸遷都決定まで

その頃から、遷都の意見が、各人の間に、ポツ／＼起つて來たのである。しかし、公卿の中には、左様な意見を持つて居た者はないやうであつた。これは無理もない事で、一千年來の帝都を、京都以外の地に遷す、といふが如き事は如何に偉い公卿でも、考へ出すやうなことはあるまい。同じ遷都論の中にも、大阪とか或は奈良とかいふ説はあつたが、江戸へ遷すといふ説は、あまり有力のものではなかつた。

然るに、後の前島密が、まだ無名の一小吏として、大久保利通へ、書面を送つて、江戸へ都を遷す事の正しき所以を論じたのも、その頃の事であつた。また、神田孝平が、同一の意見を書面にして出したけれど、それらの事は、殆んど問題にされなかつた。

大久保は、それに前後して、『蹕を浪花に遷すの議』といふものを上つて居る。要するに、前島と神田の意見は、或は之れに對して、出て來たものではあるまいか、とも思はれる。

大久保の意見は、遷都といふほどに深いものではなく、人心を一新する上から、車駕を大阪に進めて、皇徳を知らしむる、といふに在つたらしい。

この意見は、朝廷の容れる所となつて、鳳輦を、大阪に進め、暫く御留まりになつたのみならず、各方面に行幸せられて、その御聖跡は、少なからず残つて居るほどであるから、皇化の及ぶ所は、少なからざるものがあつたに違ひない。

佐賀藩の江藤新平が、大木民平と連署して、遷都の議を上つた。これは遷都の意見として、前にいうた人々より稍や遅れて出たものではあるが、その代り頗る徹底したものであつた。

『江戸は、徳川の居城であつて、二百七十年の天下を支配した所であるから、關東奥羽の人民は、江戸に據つて、立つて來たのである。然るに、この度の變革によつて、全くその據る所を失ひ、人心は、何となく恟々として、安んぜざる所がある。

御親政の始めとしては、先づこの人心を收むる事が、第一である。

江戸は、徳川の城の在つた所であるから、三百諸侯の屋敷が、その周圍に集まり、多くの家臣は、これが爲めに、或は役につき、或は家を構へ、江戸の繁昌は、全くこれが爲めに保たれたのである。また徳川の旗下その他の者が蟬集して、彌が上にも、江戸の繁昌を大ならしめたのであつたが、一度、幕府が倒れて以來、諸侯の在府する者なく、幕臣は離散して、今江戸に残る者は、大きな屋敷ばかりであつて、八百八町の町人は、前途に非常な不安を感じて居る折柄であるから、これを救済する事は、刻下の急務である。

加之、我國の地勢から見ても、帝都を京都に置く事は、甚だ不利であつて、これを江戸に遷すに勝つた事はあるまい、と考へる。且つ、關東奥羽の人心も、これに依つて、安定し得ること、必然の理である。之れを國際關係から見ても、横濱といふ大支關を控へた江戸の地を、帝都にすることの得策であることは、争ふべき餘地がない、と思ふ。

今日の如き時世に於いては、この一つを斷行しても、人心の新たになることは間違ひないから、速かに遷都の儀は斷行すべきである』

江藤の建白は、非常に長いもので、文章としても條理を盡したものであるが、その意味をいへば、斯ういふ筋であるから、この建白は、頗る時を得てゐたのであつた。けれども、之れを實行する上には、少なからぬ故障の起る事はいふ迄もない。第一に、公卿が承知するものでなしに、近畿、西國の方面から、猛烈な反對運動の起る事は、必然の狀態であるから、如何に果斷の三傑でも、これだけは、輕々しく手を着ける事は出来なかつた。

大阪へ行幸の事があつた以上は、關東へも、鳳輦を向けさせられる事は、當然である、といふ意見に對しては、遷都の問題は別として、兎に角、關東行幸といふ一事だけは、何人も拒み得なかつたからである。

帝都東京 大木知事と調金の苦心

茲に於いて、愈々九月上旬を以て、關東行幸の御觸れ出しがあつた。行幸の事が決しても、九月上旬といふ事に、運びのつくまでは、可成り複雑な事情があつて、容易に決し得なかつたのである。

その事情の一つとしては、行幸に關する費用の出所に、苦しんだ事で、これだけは、幾ら偉い人が集まつて居ても容易に運びはつかなかつた。昔も今も同じ事であるが、金といふものは、偉い人物であるから、すぐに集まる、といふものでなく、人物と金は全く縁の遠いものであつて、何時の時代にも、偉い人の苦しむのは、金の調達である。

現に、有栖川征討總督宮が、關東征伐に下向せられる事に決して、容易に進發の出来なかつたのは、軍費の調達が意の如くならなかつた爲めである。新政府に、偉い人が澤山集まつて居ながら、世間の人を、アツと言はせるほどの政策を、實現し得なかつたのも、政費の上に、差支へる處があつたからで、金を作るといふ事は、人間の仕事の中で一番に難かしい事であらう。

それについて、面白い逸話が残つて居るから、それを簡単に述べて置かう。大木民平が、東京府の知事をして居て、行幸の日取が定ると同時に、相當の金を集めなければならぬ事になつたが實をいふと、今までに随分磨りつけてあるから、この上に金を出せといつても、容易に應ずるものではなからうし、さればといつて、その金が調達出来ないとすれば、自分の信用にも關する事であるから、此事については、大木も、相應に頭を痛めたのである。

大木の下役に、三野村利右衛門といふ男が居た。生れは東北であるが、巧く東京府へ泳ぎ込んで、勘定方の役人をして居たのだ。

多少の度胸もあるし、算勘の事にも明るいので、役所の中では、三野村に限る、といふ用事は、少なからずあつて大木にも、能く知られて居た。

「オイ、三野村」

「ハイ、何か御用で御座いますか」

「ウム、外の事でもないが、また金ぢや」

「ハ、ア、また金と仰言るのは、幾らか作れといふ、御命令ですかナ」

「今度、天皇様が、此方へ行幸なさるについて、少なからぬ御費用が要るのぢや。然るに、京都の役所にも、金がなくて、よほど困つて居るらしいのぢやから、此方でも、出来るだけ都合をつけて置きたいと思ふが、どうぢやよい工夫はないか」

「へ、エ、いよく行幸の事は、きまりましたか」

「ウム、さうぢや」

「なるほど……」

三野村は、深く考へ込んで居る。大木は、三野村の言ひ出すのを、待ち遠しく思ひながら、待つて居るのだ。

暫くして、三野村は、頭を揚げた。

「何とか、工夫は付ませう」

「さうか、どういふ風にすればよいといふのか」

「どうせ、有る者から、吐き出させるほか、道はありませんまい」

「しかし、今までに、度々責めて居るのぢやから、お前の言ふやうに手軽く運びはつくまい、と思ふが、お前は、どうすればよいといふのか」

「全體、どれほど有ればよろしいのですか」

「されば、五十萬兩くらゐは、用意して置かなければなるまい、と思ふが、どうぢやらう」

「その位でよろしいのですか」

「エツ、その位でよろしいか……」

「へエ、私は、百萬兩以上の御相談かと思つて居りましたので、少し苦しんだのですが、五十萬兩なら、さう大して苦しまずとも、何とかなませう」

三野村の様子が、如何にも安請合らしく見えたので、大木には、聊か不安を感じたのだ。

大木といふ人は、元來が、用心深い方で、念には念を入れるといった調子の人で、一部の者からは、グヅの様に言はれたほどである。

けれども、その本性は、決してグヅではなく、要するに、大事を取つて進む人であつたから、ちよつと見ると、グヅのやうに見えたかも知れない。その代り、一旦斯うと決めたら、腰を据ゑて掛かる風があり、なか／＼堅實な政治家であつた。

其頃の太木は、まだ駈出しの役人で、本場の政治家とはいへなかつたが、それでも他の者に較べると、政治に對する理解は、持つて居たのである。

「三野村ツ」

「ハイ」

「全體、どうして作るつもりぢや」

「兎に角、三井と小野と、この二軒から三十萬兩、あとは市中の富豪を呼びつけて、それ／＼に御用を申渡すのですが、それには、ウンと威張りつけて、思ふ様、威して掛からないと、容易に出しますまいから、あなたは、思ひ切り威しを、掛けて下さい。その跡は、私が引受けて、屹度纏めて御覽に入れます」

「さうか、威すことは何でもない。大きい聲で叱りつければよいのぢやらう」

『まア、さうです』
 『よし、心得た』
 『それでは、明日の朝、呼出すことに、それ／＼手配りいたします』
 『何分頼む』
 『へい』

これから三野村は、三井、小野の両家へ對して、召喚状を出した。その他の富豪にも、呼出しをかけたので、呼出された富豪は、たゞそれだけのことで、既に心中甚だ安からぬ思ひをして居たのだ。

尤も、府廳へ呼出さずに、彈正臺へ呼出したので、その利目は相當にあつたのであるから、その上威しつけられ、三野村の見込んだ通り、金は集まるだらう。

彈正臺といふ役所は、偉い役人を處分する處で、物凄連中が、役に就いて居たので、誰にしても、彈正臺の呼出しと聞けば、それだけで震へ上る位であつた。

かうした役所を選んだのは、三野村の才覚で、大木も、それを聞いた時には、さすがに驚いた。大阪や江戸の町人は、新政府になつてから、相當に虐めつけられて、少なからぬ金を徴發されて居るのだ。

三岡八郎が、最初に大阪城内へ、近畿各方面の富豪を呼出して、四百萬兩以上の金を、脅迫的に徴發して居る。江戸の方でも、同時に二百萬兩から出させて居るのだから、富豪の方にも、威される經驗はあつたのだ。しかし、彈正臺へ引張り出されるなぞといふ事は、少しも考へて居なかつたから、召喚状が着いたばかりで、震へ上つたのも、無理はない。

翌日になると、時刻通りに、出て來た富豪が數十人、各々不安の思ひをして、控所に待たせられて居る。その間も、大きな聲で話をする者さへ無かつた。

その中に、一同が呼出されて、見ると、正面の高い所に控へて居るのが、大木知事であつたから、一同は、呼吸を呑むやうにして、墨へ頭を摺りつけて居る。

大木は、三野村から教へられて居るので、思ひ切りそつくり返つて、

『その方共を呼出したのは、餘の儀でもない。この度、政府に於かせられて、少しく金子の入用を生じたのだ。それに就いて、その方等に、御用を命ずるから、左様心得ろ』

この申渡しを受けて、一同は、ハツと思つた。またしても、金を搾り取られるのか、と思へば、癢にも觸れるが、といつて文句をいつた日には、どんな目に遭ふか判らない。恐ろしさが先に立つて、可否の返事をする者もなく、只頭を下げた儘で居るから、大木は、少し焦れ込んで、

『只今申渡した事が、その方等には聞えぬのか、それともに、不服か、ハツキリ答へを致せ』

その一喝で、三井と小野の番頭は、頭を揚げながら、ソツと大木の顔を見ると、恐ろしい形相をして、睨み下して居るから、いよ／＼縮み上つてしまつた。

『政府の御沙汰に背くなぞといふ事は、毛頭御座いませぬ。全體、どれほどの金子が、御入用で御座いますか、先づそれを承はり度う存じます』

三野村が、背後から大木の袖を引いて、

『百萬兩と仰言ひ。それから、三井と小野には、十五萬兩つつの御用を、お命じになつたら宜しう御座いませう』

この入れ智慧に、大木は、ゾク／＼するほど嬉しい。金は幾らでも多いほど調法になるものであるから、五十萬兩入用の場合に、百萬兩出來れば、これに勝つた事はない。

『御用金の全額は、金百萬兩……』

これを聞いて、一同は、膽の冷るほど驚いた。大木は、すました顔をして、

「その中、三井小野兩家に對しては、金十五萬兩つづの御用を命ずる。跡の殘額は、その他の者にて持寄りに致し、全額に達するやう、然るべく相談を致せ」
「御沙汰では御座いますが、手前共も、度々の御用命で、實は疲れ切つて居りますから、大金の御用は、些と難かしからうと存じまする」

「よし、それ以上は聞くに及ばぬ。その方共が、今日まで、安泰に月日を送り得たのは、誰のお蔭と思ふ。有り餘る身代を持ちながら、これしきの御奉公が出来ぬとは、怪しからぬ者共ぢや。この上は、強ひて申さぬから、隨意に致せ。しかし、念のため申聞け置く。その方共の如き、御國に對して、御奉公を拒むやうな者は、家族を引纏めて、直ちに外國へ移つたらよからう。それに就いては、此方にも相當の考へがあるから、左様心得ろ」
破鐘のやうな聲を出して威しつけたから、一同は、震へ上つて、何かいはうとする中に、大木は、席を蹴立て、奥へ入つて行つた。跡には、一同が呆然として、互ひに顔を見合して居るばかりであつた。

これから三野村が、一同に會つて、ヤンワリと、諭し始めた。三野村は、仲々辯才に長けて居て、殊に役柄の手前、富豪等の資産が、どの位あるといふことは、大積りにせよ、よく知つて居るので、急所を押へて、ギュー／＼いはせたま、遂に一同に承諾をさせた。此調金は、首尾よく成功したのである。

京都の方でも、三岡の働きて、金の才覚が出来たから、にはかに行幸の運びはついた。
明治元年九月七日に、京都御發轅、同十月十三日、江戸御着、先づ芝の増上寺に、御休憩遊ばして、それから江戸城へ成らせられたのである。

此時に、『京都を西の都とし、江戸を東の都として、東京と改稱する』といふ意味の御沙汰があつたのである。
かういふ次第であるから、後になつてから、遷都といふやうな事を、平氣でいふたのであるが、實は、その當時に遷都といふ事は、言はなかつたのである。單に、江戸を東京と改めて、東の都にするといふだけの事であつたが、その

の後、陛下は、東京にお留まり遊ばして、京都へは、時々御出て遊ばすだけの事で、何時か知らず、東京が、帝都といふ事になつて了つた。

さういふ譯であるから、明治二年には、京都の方の人が、大分入笠しく言ひ出して、陛下は、一時御立戻りに相成り、不平の公卿等に對しては、お叱りの勅語が下つた位であつたが、翌三年の愛宕通旭の謀叛といふのは、第一に帝都を京都へ引戻す、といふのが、その主張であつた。

聖意無量

山陽の墓へ御使を給ふ

京都を、御發轅に先立つて、頼山陽の墓へ、御使を立てられた一事は、實に千古の美談であるのみならず、御聖意の存する所が、實に涙くましいほど、有難い事だと思ふ。

今改めていふ迄もなく、山陽は、例の外史と政記によつて、武門の跋扈を痛撃して、皇威の衰殘を嘆き、よく一片の文章を以て、各藩の有志をはじめ、一般の人に、勤王の大義を教へたのであるから、この點から考へて、山陽の力が、維新の變革に、どれほどの關係を持つたかといふ事は、想像するに餘りがある。

ひとり山陽ばかりでなく、その遺子三樹三郎の如きも、父の志を繼いで、倒幕の運動に参加し、これが爲めに、刑場の露と消えたほどであるから、要するに、山陽父子は、皇室のためには、少なからぬ忠節を盡したものだといふ事になるのだ。

陛下が、關東へ行幸に先立つて、先づ山陽の墓へ、御使ひを立てられた、といふ一事、この事は、國民精神の上に、非常な感化を與へたものである。
更に、鳳輦が江戸へ御着きになると、高輪の泉岳寺に、暫時御休息を遊ばした。此事もまた有難き御聖意のある所

を、後世の人は、汲み量つて、深く考ふべきである。

廢藩置縣と

その御英斷ぶり

明治四年に、廢藩置縣の行はれた事は、六百年來の封建制度を、根柢から打崩した事になるが、これは王政復古の發令と共に、直ちに行はるべき筈の事であつたが、これまで延び／＼になつて居たのは、どういふ譯であるか。

王政復古は、天子親ら政事を知しめす、といふ事を基礎として、發令されたのであるから、それと同時に、三百諸侯の封土を取上げて、政令一途に歸したのでなければ、王政復古とは、いへない譯である。

けれども、當時の状態からすれば、たとへ王政復古の發令があつても、諸侯の手には、昔からの兵力が、其儘になつて居たのであるから、迂闊した事をする、却つて蕞蛇になる恐れがあつたのみならず、政府の基礎も固まらぬ中に、輕はづみな事をして、萬一にも失敗するやうな事があれば、それこそ一大事であるから、先づその準備の出来るまでとして、延びて居たものと視るのがよからう。

果然、明治四年になつて、廢藩置縣の發令は、青天の霹靂にも等しく、さしもに三百諸侯も、否應いへず、此一大改革が實行されてしまつたのである。

それ迄に運びをつけた方は、三傑と、三條岩倉に在つたのではあるけれど、之れを斷行する場合に、一同が御前に伺候して、委細を申上げた時、陛下は、たゞ御一言で御決斷になつてしまはれた、といふ事が傳へられて居るが、かかる大問題に對する場合は御英斷は、並々ならぬ御決心がなければ出来ぬことだと、拜察いたす次第である。

昨今に至つて、水神社運動なるものが、頗る盛んになつて來たけれど、彼等が、一切の權利を抑へつけられて、完全なる國民としての取扱ひを受けなかつた事は、殆んど六百年の長きに亘つて居たのである。

その長い間の因襲が、明治の世に及んでも、容易に撤廢されずに、一般の人からは、特殊の待遇をうけ、甚だ氣の毒な境遇に苦しんで居たことは、眞に同情に堪へぬほどであつた。

明治四年の八月に至つて、民部省令として、その差別待遇が、人道の上から視て、甚だしき不純なものであるといふ解釋から、一般の國民として、何等の相異なく、その權利も、義務も、同一に認められる事になつた。

此事については、別稿に於て、詳説するつもりであるが、大江章、大木喬任、田中光顯、大隈重信等の人々に依つて、頑冥なる差別待遇論者が、説付けられた結果、三十萬人餘の國民が、全く救ひ出された、といふ事は、我人歴史の上に特筆大書すべきことであるが、之れに就いても、明治大帝の御仁心は、誠に深いものがあつた。當時の世態人情から見れば、容易ならぬ大問題であつたにも拘らず、臣下の奏請を、容易に御聽許相成つて、國民平等の御趣意が

此事件によつて、明白に指示されたことは、實に水神社百萬の人ばかりでなく、一般の國民が、深く感佩すべき事柄であつて、この有難き御聖意に對しては、奉公の義を以て、酬い奉ることを考へなければならぬ。

唯一つ云うて置きたい事は、水神社の人々が、此長い間の壓迫に、深刻な敵愾心を有することは、事情の上から言へば、さもあるべき事であるが、何しろ六百年來の因襲を、一朝一夕に、改め得るものでない、といふ點に、思ひを廻らして、輕率な行動を採らぬやうにして欲しいものである。

功臣篇

——三傑を始め諸臣の御奉公振り——

征韓論後の

木戸、大久保、伊藤、井上

陛下が、群臣に對する御寵愛は、誰れ彼れというて、その間に差別はなく、均しく御仁心を垂れさせられたのであるが、明治六年の征韓論によつて、内閣が分裂した時のあの場合に、西郷、板垣、後藤、副島、江藤等の辭職、引續いて陸軍部内の動搖、その内容を知る者ほど、恐怖の念に驅られて、政府の前途に、非常な不安を感じたのであるが、陛下に於かせられては、これほどの大事に遭遇せられながら、泰然として御聖断を遂行せられた爲めに、内閣は動搖したが、天下は微動だもせず、後の内閣によつて、既定の政策は、ドシ／＼實行し得たのであるが、明治七年から、八年へ掛けて、此一年間は、大帝の御治世中、特筆大書すべき事が、頗る多く在つた。

征韓論が破れて、西郷外四人の參議が職を辭したので、後の内閣は、大久保と木戸の二人によつて、維持されて行くべき筈であつたにも拘らず、此二人の間が何となく融和を缺いて、しつくりと折合がつかず、始めは木戸の子分であつたが、此時分には大久保の方へ、多く倚り掛かつて居た伊藤博文は、頻りに二人の間に立つて、事の起らぬやうに努めたが、茲に端なくも、重大な問題が起つて、二人は正面衝突をする事になつた。

岡山縣の漁民と、琉球人が、風雨のために、臺灣へ押流されて行つたのを、生蕃が寄つて集つて、ひどい目に遭はせ、多くは首を取られて、僅かに二三の者だけが、命から／＼逃げ歸つて來た。

此事が、端なくも日支兩國政府の交渉となつて、支那政府が、無責任の答辯をした爲めに、臺灣へ兵を出して、蕃人を征討する事になつた。

しかるに木戸は、これに反對して、頻りに出兵を止めようとしたけれど、大久保が、どうしても肯かなかつた。木戸の反對論は、

『要するに、生蕃のした事であつて、支那政府が無責任の答辯をしたのは、甚だ怪しからぬことには違ひないが、なほ進んで談判を續け、支那政府をして、自省せしむる手段を執ることは格別として、蕃人を相手に、戦ひを開くなぞといふ、無謀の出兵には、同意することが出来ぬ。』

殊に、昨年は、朝鮮の問題に對しては、西郷が、使臣として出張するといふ事にさへ、お互ひは反對して、これが爲めに、西郷等は職を辭したのである。

西郷が、朝鮮へ行くといふのは、幕末に結んだ條約を、繼續するための談判であつて、決して朝鮮を討つべきため

の使ひではなかつたのだ。しかし、その談判の結果が、或は兵を動かす事になるかも知れない、といふ見込みから西郷の派遣に反對したのである。

今や、我國は、内に改革すべき事多く、新たに起すべき事業も少からずあつて、外に兵を出す如き事は、當分慎し

しななければならぬ、といふ意見から、有力な參議の辭職すら、なほ且つ忍んで、西郷の朝鮮行きを拒んだのではないか。

昨年は、萬一にも兵を動かすが如き事があつてはならぬというて、西郷等の辭職をすら忍んで、反對したにも拘らず、本年は臺灣の蕃人を相手に、戦ひを開くといふが如き、矛盾した事は、如何にしても、同意が出来ぬ。

さなきだに、お互ひが、西郷一派の參議を、邪魔者扱ひにして、追ひ出したのだ、といふ説が、至る所に唱へられて居るにも拘らず、本年は、臺灣へ出兵するとなれば、その風説は遂に眞實だといふ事になつて、お互ひの立場も

苦しくなり、政府の信用にも關する次第であるから、自分は飽くまでも、臺灣出兵の事は反對である』といふ意見であつた。大久保は、これに對して、『昨年の事情と、本年の事情とは、全く相違して居て、眼の當り日本人が、慘虐な手段を以て、殺されて居るにも拘

らず、支那政府が、無責任の答辯をするから、止むを得ず出兵するのであつて、昨年の如き場合は、全くその事情を異にして居るのであるから、今更に出兵の事は、中止するわけにならぬ』

といふのであつた。

そこで、二人の議論は、段々激しくなつた末、遂に木戸は、疝癢を起して、辭職すると言ひ出したのを、大久保は、事の行掛り上、止むを得ぬ次第であるといつて、木戸の不平を、甚だ冷淡に取扱つたので、木戸は遂に病と稱して、辭職してしまつた。

木戸の夫人が、京都育ちである上に、木戸が、京都といふ土地を、ひどく愛して居たので、辭職すると間もなく、東京を引拂つて、京都へ移つた。

この事については、伊藤も相當に心配して、兩者の感情を、和げようとは努めたが、遂に力及ばず、斯ういふことになつてしまつたので、止むを得ず、成行に任せて居たのであつた。

かくて、一年餘りを過すと、長州人の間に、不平が起つて來た。大久保が、如何に公平な政治家であるとしても、要するに人間なのであるから、どうしても味方最良で、薩人の方が、長州人に比べて、多く採用されるのみならず、よき位置を得る者が多くあつて、薩長人の釣合がとれぬ、といふ所から、長州出身の役人は、伊藤に向つて、頻りにその苦情を持出して來るので、これには伊藤も、頗る弱り込んでしまつた。

學問と智慧は、相當にあつても、その頃の伊藤は、大久保に對して頭が上らず、とても太刀打は出來なかつたのである。殊に、役人の割振りなどについて、薩で批評をするやうなわけにもならず、幾ら責められても、こればかりは如何ともする事が出來なかつた。

伊藤の唯一の相談對手が、井上馨であつた。その井上は、尾去澤銅山事件の批難に堪へず、その上に、財政上の意見が大久保と反對した爲めに、既に職を辭して、大阪へ引揚げ、先收會社なるものを興して、實業界の人になつて居

たのだから、伊藤は、一人で苦しむやうなわけであつた。

その中に、他人の不平ばかりでなく、伊藤自身にも多少の不滿があつて、大久保の力を、何とかして牽制しなければならぬ、といふ必要も起つて來て、種々に考へた末、木戸の復歸を謀ることになつたのである。

大阪から、井上を呼び上げて相談して見ると、大久保に對抗するには、自分等では、押手が利かぬから、木戸を引出すのが上策である、といふ意見が、一致して居たから、そこで、伊藤と井上が打揃つて、京都へ乗込み、木戸を説きつける事になつた。

木戸は、大久保が餘りに我意を張り通すからというて、常に不平を持つて居た所へ、臺灣出兵問題に引つ掛かり、平生のムシヤクシヤ腹が、一遍に破裂して、京都へ引揚げて來たのだが、さて斯うして落付いてみると、何となく淋しさを感じて來たのである。

維新三傑の一人として、參議の職に在つた者が、にはかに閑散の身となつて、爲す事もなく其日を送る事になると淋しさを感ずるのは當然の事であつて、心密かに、ありし全盛の當時を思ひ出して、何ともいへぬ、不快の日を送る事が多くなつて居たのだ。

所へ、伊藤と井上が來て、言葉巧みに説きつけるので、多少、心が動いて、政府へ復歸の内意を漏らすに至つた。茲に於いて、伊藤と井上は、東京へ引返して、今度は、大久保を説きに掛かつた。所が、大久保も、木戸と同じやうに、淋しさを感じて居たのであるから、存外早く了解を得て、木戸は、再び内閣へ歸る事になつた。

かうした事情から、大久保は、地方視察を名として、大阪へ出向き、木戸は、伊藤と井上に伴られて、同じく大阪へ出て來た。今の中之島に在る、日本銀行支店の所が、その頃は、五代友厚の屋敷であつた。大久保は、此屋敷に居て、木戸を迎へた。

當時、木戸は大久保に對して、數箇條の要求をしたが、その總てが、大久保の容るゝ所となつて、政府へ戻ること

を、忽ちに決したのである。

- 一、府縣會を起す事
- 一、元老院を設くる事
- 一、大審院を置く事
- 一、地方長官會議を開く事

その他にも簡條はあつたが、以上はその最も大切な簡條であつて、これだけの事が容れられたから、木戸は、快く復歸する事になつたのであらう。

此時、木戸の意見として、板垣退助を迎へる事になり、木戸の使が土州へ急行して、板垣を案内して來た。

板垣は、國會開設の一本鎗であつたから、その點については、木戸もよく諒解して居て、大久保と共に、板垣に向つて、板垣が入閣する以上、國會開設の事は、自然と運びも早く、かねての希望は達せられるであらうから、といふので、板垣も、同時に入閣する事になつたのである。

世間では、此會合を指して、大阪會議と稱したのである。

伊藤は、此三人に比べて、後輩ではあつたが、同時に參議として入閣した。要するに、三人の間に立つて、調停役を勤むるといふに過ぎなかつたのである。

木戸が、大阪の宿屋へ着くと、東久世侍從長が、勅使として臨み、優渥なる勅語を傳へたので、假りに大久保が、その意見を容れないとしても、木戸は、兎に角入閣すべく、深い覺悟は、持つて居たのである。

かういふ所にも、大帝の轍慮は動いて、維新の功臣に對する御恩召は、涙の出るほど有難いものであつた。

朕、即位の始め、首として群臣を會し、五事を以て神明に誓ひ、國是を定め、萬民保全の道を求む、幸に祖宗の靈と、群臣の力とに頼り、以て今日の小康を得たり、願ふに中興日淺く、内治の事、當に振作更張すべき者少とせず、朕、今誓文の意を擴充し、こゝに元老院を設け、以て立法の源を廣め、大審院を置き、以て審判の權を鞏くし、また地方官を召集し、以て民情を通じ、公益を計り、漸次に國家立憲の政體を立て、汝衆庶と共に、その慶に頼らんと欲す、汝衆庶、或は舊に泥み故に慣ることなく、又或は進むに軽く、なすに急なる事なく、それよく朕が旨を體して、翼贊する所あれ。

これは、大久保等が東京へ引揚げて來て、新内閣が生れて、間もなく煥發せられた大詔の全文であるが、聖旨の存する所は、實に洪大なものである。

それと同時に、政體取調べの大名が下つて、四參議の名を以て、取調べの結果を奏上に及んだ。左右兩院が廢されて元老院がこれに代つたのは、此時の事である。今もなほ行はれて居る地方長官會議も、その年の五月から實行される事になつた。殊に、國民の要求を待たずして府縣會を興し、地方自治の基を開くに至つた事情は、かうした經緯からであつた。

副島侍講 聖慮に感泣す

次のことは、明治十二年の出來事であるが、國民教育の上に、見逃す事の出來ぬ、重大な問題であるから、それを述べることにする。

當時、陛下の侍講としては、一世の碩學、且つ無比の人格者たる、副島種臣が、その任について居た。然るに、副島は、どういふわけか、辭表を差出して、私邸に引籠つてしまつた。この辭職は、突然の事であつて、

道路様々の説が傳へられたけれど、副島は遂に一言も、この事に觸れて、人に語つた事がないから、今以て眞の事情は、判らないのであるが、いづれ宮中に於ける何かの事で、意見の相違があつたものと、察するの外はない。侍講の役を奉じてから、更に怠つたことのない副島が、數日に亘つて、その姿を見せないの、陛下は御不審に御思召して左右の者に、そのわけを御尋ねになつた。

事茲に至つては、秘することも、出来ないから、副島は、辭職の意を明かにして、お勤めにつかぬ、といふ事を申し上げた。この時には、徳大寺宮内卿も、頗る窮して、その御答へには、餘程弱つたといふことである。

その夜、十二時近くなつて、侍補の土方久元が、御前へ召された。畏れ多くも陛下は、深更に及んで、なほ御寝ならせられず、土方を御覽になると、

「その方、夜中に大儀ではあらうが、この書面を携へて、副島の邸へまゐり、同人へ手渡ししたして、その答へを承はりまゐれ」

との仰せであつた。

土方は、如何なる御用か、御親翰の内容は、知る由もなく、御沙汰を承はつて、すぐ御前を退き、折柄の豪雨に大切な御親翰を濡してはならぬと、白紙の封書は、油紙にて覆ひ、それを携へて只一人、馬を飛ばして、越前堀の副島邸へ駆けつけた。

副島は、大木喬任の邸へ行つて、まだ歸らずに居た時であつた。大木を訪ねたのも、辭職の事について、何かと相談のためであつた。處へ、屋敷からの急使で、土方が勅命を拜して來て居るとの事を聞いたから、取る物も取り敢ず屋敷へ歸り、衣服を更めて、土方の前へ出た。

「お上の御沙汰により、御親翰をお渡し申す。なほ一讀の上、返事を聞き參れとの御沙汰であつた」

副島は、恐る／＼御親翰を受けて、別室に退き、これを披いて見ると、意外千萬にも、辭職を思ひ止まつて、なほ勤めを続けよとの意味が認めてあつたから、さすがに身體の打震ふほど恐懼して、暫くは涙に暮れるほどであつた。

再び土方の前へ出て、涙を拭ひながら、

「有難き御親翰を拜して、誠に恐れ入り奉る。不臣の罪、死もなほ償ひ難く存ずる。明朝參内の上、御前に於いて、御詫び申上ぐる覺悟であるから、宜敷く御執次ぎの儀を願ひ上げる」と述べたので、土方も始めて、事の真相を知る事を得たのである。

御親翰の全文を、茲に掲げて、大帝の御聖慮が、如何に尊いものであつたか、といふ事を、國民と共に、拜し奉り度いと思ふ。

卿は、復古の功臣なるを以て、朕今に至つて、なほその功を忘れず、故に卿を侍講の職に登庸し、以て朕の徳義を磨くことあらんとす、然るに、卿が道を講ずる、日なほ淺くして、朕、未だその教を學ぶ事あたはず、比日頃卿病褥にありて、久しく進講を缺く、仄に聞く、卿侍講の職を辭し、去て山林に入んとす、朕、これを聞て、愕然に堪へず、卿何を以てこゝに至るや、朕道を聞き學を勉む、豈一二年に止まらんや、將に畢生の力を竭さんとす、卿亦宜しく朕を誨へて倦むこと勿るべし、職を辭し山に入るが如きは、朕敢て許さざる所なり、更に望む、時々講説、朕を賛けて晩成を遂げしめよ。

當時、侍講としては、副島の外に、元田永孚があり、侍補には佐々木高行、吉井友實、杉孫七郎、土方久元等の人が居たにも拘らず、只一人の副島の去るを惜しませられて、かくの如き御親翰を賜つたのは、密に副島の光榮といふばかりでなく、一般の國民に對する、無上の教訓と、深く信ずる次第である。

三浦の直奏

條約改正是非論の當時

明治二十二年の大隈條約騒ぎについて、三浦梧樓が、御前に直奏して、大隈外相を弾劾した事件は、前に述べた副島のことと比べて、更に一段の光りある御聖徳談として、後世に傳ふべき事である、と思ふ。

大隈外相が、多年の懸案になつて居た、條約改正に着手して、漸く覺書の交換にまで進んだ時、端なくも、その秘密が、外間に漏れて、それから改正反對の國民的運動が勃然として起つて來たのである。

不對等の條約を、改正する事が、何故悪いといふのであつたか、それには、先づ簡単に、その内容から説明して掛からなければならぬ。

其頃の日本には、不完全な刑法があつた丈で、民法も、商法も、さらに無かつたのである。條約改正の中で、一番にやかましい問題が、治外法權の恢復、領事裁判の撤回であつた。

今の支那人が騒いで居るのも、矢張り此問題であるが、どこの國でも、完全な法律もなく、信すべき裁判の行はれざる國に對しては、いづれの先進國でも、かうした條約によつて、自國民の保護をするのも、實は止むを得ざる次第である。

若し、さうした不對等の條約を改正して、法權の恢復を謀らう、とするには、先づ完全な法律を作り、裁判の神聖を保ち得るだけの用意をしてからでなければ、相手國の政府が、その改正に應ずべき筈はないのであるから、法權なぞいふ問題は、法權らしい法權を持つて居る國でなければ、如何に力を入れて之れを主張しても、決して行はるべきものではない。

然るに、當時の日本には、未だ法律らしい法律もなく、外國人の眼からみれば、甚だ幼稚な國であつたから、法權

の恢復に對しても、容易に應ずる氣色はなく、さすがの大隈外相も、これには餘程苦しんだものか、外國人を法官に採用して、外國人に關する民刑の訴訟を審理、判決させることにして、その代り治外法權を撤回して、領事裁判の制度を廢す、といふ事が、改正條項の中に加へられてあつたのを、どうして漏れたか、國民の一部が、之れを知つて騒ぎ出した爲めに、強烈な反對運動が起つて、全國的に非常な騒ぎになつて來たのである。

その以外の條項にも、政治家や學者の間には、種々の異見もあつて、相當に論議されて居たのであるが、大隈外相は、如何なる反對に出遭つても、自分の所信によつて、この改正案は斷行するといつて、頭張つて居る所から、反對運動は、日一日と激しくなつて行くばかりであつた。

三浦は、學習院長の職に在つて、しかも大正天皇が、なほ皇太子にて在せし時であつたから、學習院に學んで居られた。三浦は、院長として、殿下をお預かり申して居る上に、父帝の御沙汰を拜して、殿下御教育のお引受けもして居たのである。

牛込の新小川町に、日本俱樂部といふのがあつて、そこには陸羯南、杉浦重剛、谷干城、長谷川芳之助、鳥尾小彌太、小村壽太郎、三宅雄次郎、その他、日本新聞に關係のある國士が、多く集まつて來て、食事を共にしながら、天下國家を論じて、その意見を求めると、日本新聞へ發表して、是非を國民に問うて居たのである。

三浦もまた、その仲間の一人であつたから、常に出て來ては、氣焰を吐いて、それを唯一の樂みにして居たのだ。條約の問題が起つてから、この俱樂部に於て、研究された意見が、雄渾なる羯南の筆によつて、世に公にされて、條約改正に反對の輿論は、その刺戟によつて、起つて來たのである。

當時の反對運動は、實に盛んなものであつた。濱町の久松座に於いて、三日續きの演説會が開かれ、數十名の辯士が、三日間に亘つて反對演説をしたのであるが、辯士も傍聴人も、共に眞剣であつたから、此時ぐらゐ緊張した演説會は、恐らく今日に至るまで、絶無といつてよからう。

新聞の發行停止は、頻々として起り、言論に對する壓迫は、可成りひどかつたけれど、壓迫すればするほど、反對の氣勢は盛んになつて、大隈外相を擁護する演説會が、新富座に開かれた時の如きは、一溜りもなく聴衆のために蹂躪されて、忽ちに解散された、といふやうなわけであるが、それでも、大隈外相は、頑として反省せず、飽く迄も、押切らうとしたから、茲に於いて、不穩の計畫をする者が、各所に起りかけて來た。

三浦は、時も時、折も折とて、身は學習院長であるが爲めに、俱樂部まで出掛けて、意見は述べるやうなもの、それ以外に運動がましい事は、更に出来なかつた。

明治二十二年の九月十一日、學習院から歸つて來て、一息入れた所へ、親友の杉浦重剛が訪ねて來た。

『オー、杉浦か』

『ウム、今歸つた所ださうぢやね』

『學習院から歸つて、一息した所ぢや』

『内々で話したい事があるのぢやが、人に聞かれると都合が悪いから、別室にしてくれぬか』

『よし、書齋へ行かう』

三浦が先に立つて行く、跡から杉浦がついて、二人は、書齋で差向ひになつた。

『話といふのは、何事だ』

『外のことでもないが、例の條約改正の一條ぢや』

『フム』

『どうしても大隈は、我を押通ささうぢやが、實に困つたものではないか』

『俺も、大隈に會つて、一應は勸告して見たが、彼奴、仲々肯き居らんで、俺も諦めて居るが、實に頑冥不靈とは、彼奴の事ぢや』

『それに就いての相談ぢやが、若し此儘に打棄て、置けば、不祥の血を見る事にならう。事が外國に關係して居るだけに、さういふ事は、させ度くないと思ふが、何でも各方面では、穩かならぬ事が、秘密に企てられて居るやうぢやから、何とかして、その前に中止させる工夫を立てなければならぬと思つて、種々考へた末、相談に來たのぢやが、お前に奮發して貰ふ外はないのぢや』

『俺に奮發しろといつても、俺は、現に學習院長をして居るばかりでなく、殿下の御教育をお引受けして居るのぢやから、どうする事も出来ぬぢやないか』

『イヤ、それぢやから、お前に奮發してくれといふのぢやよ』

『ハ、ア、どういふわけか』

『こんな逆手は用ひたくないが、國家のためには代へられぬ。お前の奮發一つで、此事は中止になるのぢやが、考へてくれぬか』

謹嚴な杉浦は、物靜かに相談して居るやうには見えるけれど、眉宇の間に、決心の色が現はれて居るのを見て、三浦は、思はず膝を打つた。

『わかつた、貴様のいふ事は、御上へ直奏しろ、といふのぢやらう』

『ウム、その通りぢや』

三浦は、暫く考へて居たが、

『よし、引受けよう』

『さうか、承知してくれるか』

『どうも仕方がない。見込まれた以上、引受ける外はあるまい、ハツハ、、、』

『お前が、さうして引受けしてくれれば、我國家は、お前のために救はれるのぢや、有難い』

といった時、杉浦の眼には、熱い涙が、一杯に宿つて居た。

『此事は、外に知つて居る者はなからうな』

『勿論のことぢや、この一大事を、人に相談するやうな俺ではない』

『確かに引受けたから、安心して歸れ』

『何時、實行してくれ』

『明日の朝にしよう』

『明朝、實行するといふのか』

『ウム、早い方がよからう』

『早いに越した事はないが、俺はお前に氣の毒でならぬよ』

『なんの、そんな心配は無用ぢや』

二人の相談は、すつかり纏まつて、杉浦は、涙を拭いて歸つた。

翌日の朝は、いつもより早く起きて、三浦は支度を整へ、それから出掛けようとする所へ、古島一雄が、ハ、ソリと入つて來た。

『オー、一雄か』

『ハイ』

『何しに來た』

『これから御出かけですか』

『ウム』

『先生が、お伺ひするわけですが、人の目につくから、代りに行つて來い、といふ事て、やつて來ました。御門前ま

てお送り申します』

『イヤ、その必要はない。すぐ歸れ』

『ハイ』

『歸れ』

『それぢや、失敬します』

『オイ』

『ハイ』

『杉浦に、後の事は、何分頼んだ、といつてくれ』

『承知いたしました』

古島は立去る。三浦は、宮中指して出掛けた。

學習院長は、何時でも臨時の拜調が叶ふやうになつて居るのだ。それを杉浦が知つて居たから、この相談に來たのである。

畏れ多くも、陛下に於かせられては、御略服のまゝ、三浦に拜調を、お許し遊ばした。かういふ場合に馴れて居る

三浦も、此時ばかりは身體が震へて、容易に言葉が出なかつた。それもその筈、拜調を願ひ出た時、學習院の教育方

針に關して、と申上げたのは、一時の便宜で、實は、偽りであつたから、それで恐懼のあまり、身體の震ひが、止ま

らなかつたのである。

『要件は、何事ぢや』

『ハッ、畏れながら、お執事を願ひました學習院云々の件は、全く以ちまして偽りて御座います』

『何故、偽りを申したか』

「かく申上げませぬば、至急の拜謁が叶ひませぬ故……。假令、一時にもせよ、偽りを申上げましたる段は、恐懼に堪へませぬが、國家の重大事件について、奏上致したき儀が御座ります」

「それは、外交の事に關してか」

「左様に御座ります」

「一應申述べて見よ」

と仰せられて、前にある椅子を、三浦に賜はつた。

それから、三浦は、條約改正の一條について、細かい意見を申述べて、更に進んで、大隈外相の彈劾を、思ひ切つて申上げた。

「それについて、何か書いた物でもあるか」

「ハツ、これに書面は持参 仕りました」

「それを……」

と、仰せられて、御手をお差出しになる。三浦は、殆んど徹夜で認めた、奏文を上つた。

「追つて、精讀し置く。今日は苦勞であつた」

詐言を用ひて、聖明を欺き奉つた罪は、更にお咎めもなく、そのまゝ立歸る事をお許しになつた。この御寛大の御取扱ひに對しては、只涙の外なく、三浦は、屋敷へ歸つて來ると、家人へ秘密に、切腹の用意にかゝつた。

その中に、日が暮れた。ところへ元田永孚が訪ねて來て、

「三浦、貴様は偉い事をやつたな」

「ウム、よく知つて居るな」

「實は、御前へ出ると、三浦が斯様な書面を持つてまゐつたから、一應眼を通して置け、と仰せられて、貴様の奏文

は、すつかり讀んだ」

「どうか……」

「貴様の願ひは、確かに叶うたと思ふから、安心しろ」

「有難い」

「俺は、貴様にそれを告げて、安心させてやりたいので、かうして來たのぢや、これで失敬する」

三浦は言葉なく、たゞ黙禮して、元田を送り出した。

いよいよ夜に入つてから、家人を早く寝かし、切腹の用意を始めた所へ、宮内大臣の土方久元が、馬で駆けつけて來た。

時遅れて、三浦は、土方を迎へるの外はなく、一室へ席を設けた。

「御沙汰を傳へる。本日、參内の砌、偽りを申述べて、拜謁を願ひ出た件について、右は重々不都合の儀なれど、

今回に限り、忘れ得さず、との御諭であつた。なほ今後、國家の大事については、ますます忠誠なるべし、との

御言葉であつた。右相傳へる」

この御寛大なる御沙汰を拜して、三浦は涙に暮れるばかりであつた。

この時の勅使が、もう少し遅れたら、三浦は切腹して居たかも知れない。いづれにしても、三浦は、仕合せの男であつた。

あつた。

明治大帝の御聖徳を述べ奉ることになると、もとより殆んど限りなく有るのであるから、先づこれにて打切つて置くが、いづれ何かの機會に、更に詳しく、申述べる事にいたさう。

本書の冒頭に、明治大帝の御代の始を、これまでに記述した、私の心は、讀者諸君も、よく知つて居られるであら

うが、兎に角、明治維新の出来事を、順を逐うて、記述しようとする場合には、先づ明治大帝の御治績から始めるのが本筋であると考へて、甚だ概略にすぎぬものではあるけれども、一應の記述を試みた次第である。猶、此記述した事項について、重ねて再説する點もあるから、その事も、豫め斷つて置く。

幕府倒潰の始末

徳川家康が、豊臣氏の後を承けて、天下を統一し、江戸に覇府を開いてから、二百餘年の長きに及び、幕府の權威は實に盛なものであつたが、滿れば虧る世の常例で、遂に十五代の慶喜に至つて、政權を朝廷へ返上し、將軍職を退くの止むなきに至つた。

今新に明治年間に於ける、最も顯著なる出来事の内容を記述するに就ては、勢ひ幕府の覆滅した顛末を、一通り述べて置く必要がある。乍併、之を詳しく述べることにすると、別に一冊の書物をなす程に、錯綜したる事實が多くあるのであるから、今は其煩を避けて、唯大體だけの事情を述べて置くことにする。

慶喜が政權を返上したのは、慶應三年十月十二日であるが、其處にまで落付く間に、佐幕勤王兩派の暗闘は、實に凄じい程の有様であつた。或時は、佐幕派の勢強く、勤王派は、殆ど閉息する外なきに至つたこともある。又或時は佐幕派が勢力を失うて、今にも幕府の潰れさうになつたこともある。其暗闘が、幾度か繰返されて居る中に、時勢は急轉直下の勢で、漸く佐幕派の不利となり、遂に慶喜が、政權を返上することになつたのである。

當時の佐幕派に、此類勢を挽回するほどの、拔群の智者も無く、色々な小刀細工を用ひて、徒に一時を纏繞することのみ努めて居た爲に、幕府は、日を逐うて、不利の立場になつてゆく。之に反して倒幕派には、新進氣鋭の人物が多く、朝廷の權威を笠に被つて、諸般の問題を巧く捉へては、幕府に對抗して行つたから、其争ひは何時も、幕府

が受太刀になつて、終には土俵際へ押し付けられた結果が、慶喜の辭職になつたのである。若し其際に、非常な智慧者が居たならば、未だ施すべきの策もあつたらうが、如何に偉いといつても、會津中將や桑名越中守では、其防禦も付かなかつた。

それにしても、慶喜が政權を返上して、猶ほ二條城に頭張つて居て、飽までも倒幕派と對抗して居たら、豈夫に慶喜を京都から逐出すことも出来ず、討幕派は、何れほど苦んだか知れぬ。それがどういふ都合があつてか、慶喜は、大阪城へ引揚げて了つたのであるから、もう左様なつては再び入京しようとしても、討幕派が、朝命を利用して、慶喜の入京を拒むには定つて居るのだ。尤も、政權返上のことが決すると同時に、朝廷からは徳川が、今まで所領として居た、關八州の地を悉く返納しろ、といふ内命が下つた。之に對しての争論は、存外に激しかつたので、遂には慶喜は、疍癩紛れに、大阪へ引揚げたのであらうが、それが抑も幕府の大失策であつた。

若し此時に、飽までも二條城に尻を据えて、此一問題に就て、争論を續けたならば、薩長の二藩に、何程策士があつても、徳川を如何ともすることは出来なかつたに違ひない。慶喜は、二條城に頭張つて、大阪城には、三萬の大兵が在る。それで『サア来い』と睨んで居たら、西郷、木戸、大久保の三傑が、如何に焦つた所て、結局は實力の争になるのだから、慶喜を逐出すことは出来なかつたらうと思ふ。

然るに慶喜は、自から大阪城へ退いて了つたから、領地返納の談判が激しくなり、段々朝廷の御沙汰は面倒になつて来たので、慶喜は、終に兵を率ゐて入京しようとした。そこで、薩長二藩が主として、朝命を威光に、入京を拒んだのである。茲に於て慶喜は、兵力に依つて入京しようとする、其争が例の伏見鳥羽の戦鬪になつたのだ。

此戦鬪が始まる時には、如何な者でも、徳川の勝利と見て居たのである。單に兵數の上からいつても、幕兵は一萬三千からあつた。之に對して、伏見鳥羽の街道に、關門を設けて、幕兵の入京を拒んで居る薩長聯合の兵は、僅に四千位のものであつた。其人數の上から見ても、到底戦争は物にならぬのが當然である。

所が、愈々戦端を開くと、意外にも、幕兵は大敗北となつて、散々の體で大阪へ引揚げるの止むなきに至つた。何故斯ういふ風に、幕兵が脆くも敗走したのか、それには種々の原因もあつた。が、兎に角、朝廷が、慶喜の入京を御聽許がないのを、慶喜の方から押切つて入京しようとした。早く言へば、勅命に抗するの態度に出たので、従つて朝廷からは、徳川追討の詔が下り、同時に、仁和寺宮が征討總督になつて、戦争を開く運びになつたのだ。大義名分の上から見て、幕兵の不利は言ふまでもない。殊に薩長聯合の兵は僅に四千で、而も後詰の兵がないといふ位に微弱なものであつたから、互に相扶けて一生懸命、即ち人心の和は得て居る。地理の上からいつても、あの方面は、敵兵を防ぐに、最も適當であつたから、幕兵の不利は言ふまでもなかつた。殊に總帥の竹中丹後守は、此大兵を指揮するの器でなく、各部將との間に聯絡も取れなかつた。會津兵は其驍勇に誇つて、勝手な行動を取る。旗本兵は餘り強くもないのに、御直參といふ肩書を鼻の端に掛けて、我儘の働きを爲る。其他にも、一致の行動を取ることの出来ぬ事情が、それ／＼にあつて、三日三晩も打續いての戦鬪に、惨目な敗北を遂げて了つた。

如何に大兵を擁して居ても、全軍の一致を缺いて、思ふやうの活動も出来ないで居る、その上、戦鬪の最中に、藤堂の兵が裏切をしたので、いよ／＼幕軍は不利となる。一方は少數ながらも心が一致して居て、必死の戦鬪をしたのであるから、勝敗の結果は、意外にも、幕兵の敗北となつたのである。

大阪城に在つて、慶喜が、此敗報を得た時には、尙新手の兵が、一萬以上居たのだから、之を繰出して第二の戦争を開けば、尙勝利を得る見込はあつただけれど、此時に兵庫へ来て居た、英吉利公使のパークスから故障を入れられて、止むことを得ず、慶喜は會津桑名の兩侯と、老中の板倉周防外數名を従へ、夜密に、城を脱れて、兵庫から回陽艦に乗込み、江戸へ逃歸つて来たのである。

慶喜が、若し馬鹿な人であつたならば、パークス公使の故障などに頓着なく、尙戦争を續けたであらうが、何しろ日本人同志の戦争に、外國の干渉が起るやうなことがあつては、國家の前途が思はれる、といふ立派な考を以て

第二の戦争を開かずに引揚げたのであるから、此點より見れば、慶喜は確に人物であつたには違ひないが、併し、當時に處するの方策としては、其宜しきを得なかつたのである、といふことは言ひ得るのだ。

斯ういふ事情で、薩長聯合の兵が大勝利を得たとすると、今まで首鼠兩端を持ちして、曖昧の態度を執つて居た各藩も、追々に加つて来て、官軍の勢威は實に盛なものになつて来た。されば、大阪城は戦はずして手に入り、王政復古の布令も出て、徳川征討の詔も出て、諸藩の手に移されることになつたのである。

所が、茲に一つ困つたことは、征討軍の支度は出来たけれど、軍費が一文もない爲に、出征することが出来ない。尤も、太政官を置いて天下の政治を見ることにはなつたけれど、それは鷹司關白の邸を、一時借受けて、太政官にするといふやうな譯で、今まで徳川が握つて居た、天下の實権は、朝廷へ回復つたやうなもの、其政治を見るに就ての費用は、更に無かつたのだから、況して、關東征伐の軍費のあらう筈はない。纔に西郷が、三井の本家に談じて其費用を一時支出させたので、辛うじて進發することが出来た程である。是に由つて見ても、政府の内帑が、窮乏を告げて居たことは、今更に言ふまでもないことだ。

此時に、越前の三岡八郎が、岩倉を説いて、京都、大阪、堺、其他の地方に、永住せる富豪を大阪城へ呼上げて、或は強迫的に、莫大な御用金を絞上げたり、或は太政官紙幣なるものを發行し、之を擔保に、富豪から澤山の金を借入れて、新政府の費用に充てたといふやうな、苦しい手段も講じたのである。

伏見鳥羽の敗報が、遍く天下に知れ渡ると、今まで態度を曖昧にして居た、弱い大名が、朝廷へ、恭順を申出た。唯僅に奥羽諸州は、會津藩が、頑張つて居たので、堅く聯盟して、飽までも官軍に抗戦すべき、手順が運んで居た。併し、それとても江戸の戦争が何うなるか、といふことに依つて、其影響を受けることは多かつたのである。

然るに、幕府には勝安房といふやうな、偉い智者があつて、頻に慶喜を説いて、戦争を開かせぬやうにした。慶喜は、凡庸の人でなかつたから、よく其間の消息を解して、上野の大慈院に引籠つて、恭順の意を表すると同時に

輪王寺の宮に籠つて、朝廷へ、哀訴の手續を執ることになつた。旗下八萬の士が、如何に刀の柄を叩いて開戦を迫つても、慶喜は、何うしても其請願を入れなかつた。之に就て、大に感服すべきことは、徳川家康が、天下を定めて、將軍家の礎が定つた時に、天海僧正の意見を容れて、水戸家へ、秘密の遺言書を傳へて置いた。それは紀尾二藩にも傳へてはあつたらうが、著者の聞く所では、唯水藩へだけ遺されたやうに聞いて居る。其遺書に、何ういふことが書いてあつたか、それを披露しよう。

『今後幾代か續いて、天下の覇權を握ることがあるとしても何時か一度は、覆滅の時節は来るのであるから、若し諸侯との争ならば格別のことだが、朝廷と争が起るやうな場合があつて、宗家の面目上、朝廷と争を續けるやうなことのあつた場合には、少くも水戸家は勤王を唱へて、朝廷の爲に盡せ、其場合には、宗家の利害なぞは、顧るには及ばぬ』

といふ意味であつた。それを慶喜は、能く知つて居るから、勝の意見を聴いて、それが矢張り、家康の遺書と同じ趣意であつたので、潔く江戸城を立退いて、上野に引籠ることになつたのである。といふことであるが、若し是が果して事實であるとするならば、家康は偉いものだ。二百年も後に、斯ういふ騒動が起きて来た場合に、徳川の宗家は潰れても、水戸家は、勤王の功に依りて存ることになれば、徳川の血統に支障はないのである。よく末々のことまで考へたものだ、と思つて、著者は、此逸話を聞いた時分に、頗る家康の深謀遠慮に、感心をして居た次第である。

乍併、慶喜が、何程に剛巧な御方で、此際に處する方法が、當を得て居たにもせよ、若し勝の如き智者があつて、官軍の大參謀たる西郷と、手を握らなかつたならば、談笑の間に、江戸城の授受は濟まなかつた。従つて八百八町は、兵燹の巷に化したに違ひない。さうなつて見ると、向背を定めずに居る諸侯が、何ういふ態度を執つたか知れぬ。若し其多くが、官軍の方へ附ずに、幕府を助けるといふことになつたならば、それこそ一大事である、それが半數つに分れて戦ふとしても、天下は應仁の昔のやうに、戦亂の巷に化して了つたであらう。

然るに、官軍には西郷があり、幕軍には勝があつて、此兩雄が、互に心膽を披瀝して、談笑の間に、此面倒潰の問題を決めて呉れたのは、實に江戸の爲のみならず、日本國の全體の爲に、大に祝さなければならぬ。此點に就ては、西郷と勝の功勞は相半する、と言つても然るべきである。西郷の銅像は、今上野の公園に建てられてあるが、勝に對しては、江戸の人が、何の報謝もして居らぬ。縱令、西郷の銅像は、別の意味を以て建てられたにもせよ、苟も江戸子たるべき者が、勝の此大恩に對して、何等の報いる所がない、といふのは甚だ宜しくないことである。今からでも遅くないから、西郷と列べて、勝の銅像を建て、其功勞を、長く後世に表彰することにしたら宜からう。

江戸城の授受は済んで、慶喜は、水戸へ歸つた。其後に、當然起るべき問題は、慶喜に對する處分であるが、之に就ては、勝から西郷に、深く頼み込んで、西郷も、亦公平なる心事を以て、慶喜の處分を定めようといふ氣があつたから、容易く之を引受けて、太政官會議の席に於て、慶喜の命を救ふべく陳辯したけれど、長州藩を代表する木戸孝允と廣澤兵介、公卿を代表する岩倉具視、此三人の反對に依つて、慶喜は何うしても極刑に處せられる外はなかつた。そこで西郷は、

『自分は、今日まで朝廷の爲に盡したが、今此一事に依つて、幕府を倒し王政復古にした、眞の趣意に反くやうなことがあつては、尙引續いて御勤めをする氣も出ないから、此場合に辭職して、自分は、鹿兒島へ退身する』

と言ひ出した。サア左様なつた日には、長州藩が如何に威張つた所で、詰り薩藩の陰に隠れて、是までの活動をなすことが出来たのであるから、今の場合、薩藩に手を引かれて了つては、舞臺は、舊へ逆戻りとなつて、再び幕府が、復活へるやうなことになる。一大事であるから、三條實美が、仲裁役になつて、兩者の調停を計つた。木戸や廣澤の困るのは、いふ迄もなく、又岩倉に於ても、今までのことが水の泡になつては、それこそ大變である、と思つて、止むを得ず讓歩して、慶喜の命だけは奪らぬことにしたのである。

慶應四年の四月下旬に、太政官會議を、更に開いて、徳川慶喜には、隠居を命ずるが、罪あつての隠居であるから「其實子を宗家の相續人にするにはならぬ、親藩の中から、養子を迎へて、宗家の主人になすべし」といふ意味を以て、田安の若君龜之助が相續人となつて、駿遠參三箇國で七十萬石を賜ふことになり、慶喜は、静岡に退いて隠居した。慶喜の命は助けたが、罪あつて隠居を命じたのだから、其實子に相續はさせぬ、といふ所に、此處分の値打はあると思ふ。親が罪あつて隠居したならば、眞實子が、家を相續せぬ位のことを行はなければ、何の爲に罪あつての隠居だか、其趣意が分らなくなる。親は罪を犯して隠居したが、其實子は家を襲いて、華族の班に列して居るなぞは、甚だ無意味なことである。

遷都の真相

慶應四年の五月、上野の戦争が終つてから、間もなく明治と改元したのであるが、引續いて江戸を東京と稱し、今まで京都にのみ在らせられた 陛下は、此時を以て東京へ御遷座になつたのである。此遷都の始末は、明治史の上に於て、最大切な事項であるのみならず、爾來四十年間に於ける、我國運の發展に關し、重大なる關係を有する點に於て、國民のひとしく知つて置く可き事であるから、簡明に、その真相を述べる必要がある。

京都へ、御所を設けられてから、殆ど千年の長きに及んだ。其帝都を、江戸へ遷す、といふのであるから、これは容易な事ではなかつた。相當に波瀾も起れば曲折もあつたのである。

殊に、朝廷の内部には、有力な反對もあつて、實行の上に、非常な支障があつたにも不拘、それを押切つて、遷都の議を御採用になつたのは、ひとへに明治大帝の御聖斷であつて、其思召のある所を、國民は深く記憶して置かねばならぬ。

此遷都に就ては、大久保市藏の建議に依つて、決したものの如く、誤り傳へられ、現に東京に於て、奠都三十年祭を、舉行した時分にも、大久保の祭典を、同時に行つた位であるが、其實は、遷都論の首唱者は、大久保が最初の人ではなかつたのである。

文化文政の頃、一代の學者として知られた、佐藤信淵といふ人が、帝都を江戸に遷す必要を説いたことがあり、これが最初の遷都論であつた。けれども、その時は、一個の議論として傳へられた丈けのことで、政治的に問題となつた譯ではなかつた。

然るに、慶應の末に當つて、前島密といふ人が、佐藤の議論を蒸返して、江戸に遷都す可きことを唱へた。乍併、是も唯民間の一人として、其説を唱へたといふに過ぎずして、公の問題としては取扱はれなかつたのである。

大久保が、最初に唱へた遷都の議は、大阪へ御遷座あるやうに、といふ意味の建白であつた。其意見書の中に、斯ういふことが書いてある。

遷都ノ地ハ浪華ニ如クベカラズ、暫ク行在所ヲ被定、治亂ノ體ヲ一途ニ据エ大ニ爲スコトアルベシ、外國交際ノ道、富國強兵ノ術、攻守ノ大權ヲ取り、海陸軍ヲ起ス所ノ事ニ於テ、地形適當ナルベシ、尙其局面ノ意見アル可ケレバ贅セズ

之に依つて見ても、大久保の遷都論は、其目的とする地は江戸でなくして、大阪であつたといふことが明かであり、それでさへも、廟議に掛けた時、遂に容れられずに了つたのである。

其後、此建議が原因となつて、大阪城へ行幸を遊ばされたけれど、大久保の言ふが如く、遷都といふ意味の行幸ではなかつた。それが何う間違へられたものか、江戸へ帝都を遷したのは、大久保の建議に基いたのだ、といふことになつて、左様でもない人が、厚く祀られたのだから、不詮索の甚だしいものであつた。江戸子の氣の逸いのは、斯ういふ所にあると思へば、それでも濟むが、併し、當時の奠都祭を、率先して行つた、先輩や紳士が、餘りに輕卒であつた、といふ批難は、可成り高かつたのである。

然らば何者が、遷都の議を、天下に率先して唱へたか、といふに、それは佐賀藩の江藤新平であつた。此人の末路は、實に悲惨を極めたものであるが、一時は司法卿兼參議にまでなつて、其國家に對する功勞の偉大であつたことは、何人も認めざるを得ないのである。藩に於ける身分から言へば、見る影もなき小身者ではあつたけれど、貧困の中に

苦學して、非常に學殖も深く、且つ頭腦の明敏な人であつたから、何事も他に先立つて、獨創の意見を、披瀝するところが多く、それが爲に却て、一部の人からは嫌忌されたこともある。慶應四年の四月朔日に、大木民平と連名で、岩倉卿へ差出した意見書がある。其中の一節に、斯ういふことが書いてあつた。

慶喜へは成丈別城を興へ、江戸城は急速に來京と被定、乍恐、天子東方御經營の御基礎の場と被成度、江戸城を以て東京と被相定、行々之處は、東西兩京の間鐵路をも御開き被遊、候程の事無之は、皇國後來兩分の患ひなきにもあらずと、被考候、且東方王化にそまざる事數千年に付、於當時も江戸城は、東京と被相定候御目的肝要に奉存候、是は策略も謀計も入らざる事に而、公明正大に皇國之振合、且つ皇威煥揚之基礎より後來の患慮等まで腹心を被き、慶喜へ御諭し相成候はば、必然慶喜拜承心服可仕候、於是、右之通り公然御普告、江戸を以て東京と被相定候はば、東京の人民も甚だ安堵大悦可致候、さらば皇威を皇張し東京を鎮定し後來を維持す、是れ此間の御處分如何に極り可申候、如斯は其關係甚大なりとす、深く御考量奉希望候也、鳳輦御東下無之くば此機會去り可申敷、鳳輦御東下之折に當り、徳川氏の悪政を順々御除き、深く下民の疾苦を御察し、極て善美の政を御興し被成度、所謂祭忠臣之墓表孝子之門、田租を除き、廢疾を憫み、賢才の士を拔擢し、滯留の獄を決し、匹夫匹婦も其所を得せしめ、以て人心を收攬し、以て皇澤を下通す等、鳳輦御東下無之は、是れとてもうまきは行はれ間敷、尤も之を爲すは極めて人を得るに可有之候

此書面は、大木と連名になつて居るが、是は全く、江藤の意見から出て、大木が連署したと見るのが、正當である。大木は、後の喬任のことであつて、同じ佐賀藩に育ち、江藤とは身分に於て、大した相違はなかつたけれど、大木の家は、相當に富んで居たので、江藤が脱藩して、薩長二藩の人々と相交り、天下國家の事に、奔走して居た時分、大木は、兵站部の受持をして居たのである。されば江藤が、事を成した半の功は、大木に歸さなければならぬ事情もあつたのだから、江藤が考へて、大木に同意を爲せた、といつても、外に不思議はないのである。

最初は兩人の名で出したけれど、後には之を以て、佐賀藩の議論として、朝廷へ建白することになつた。茲に於て問題は、公然の廟議に移されたのである。然るに、長州藩の廣澤兵介が、尙早論を唱へて、容易に此議を容れようとしない。是が爲に一時は其儘になつて居たが、後に木戸孝允が、長崎の耶穌教徒處分問題の視察を終つて、歸つて來てから、此議を容れて、廣澤を説付け、遂に之に同意させたので、六月十九日を以て廟議は一決した。

それから、木戸大木の兩人が、詔を奉じて、江戸へ下り、有栖川熾仁親王、三條實美、大久保利通、大村益次郎等と評議をすることになつた。江藤は、既に、鎮將府の役人になつて、江戸へ來て居たのであるから、大木と木戸が、六月二十五日に江戸へ着くと、直に江藤と相談の上で、三條を首席に、大久保大村其他の人が會合して、二十七日から二十九日に亘る、三日間の會議に於て、江戸を東京と稱し、鳳輦の行幸を仰ぐことが決定して、遷都論の基礎は、初て確定したのであつた。茲に於て、木戸大久保は、七月八日に、京都へ歸つて來て、此旨を岩倉へ復命した。そこで正式に廟議を開き、江戸を以て、東京と稱し、陛下は、東京へ親臨して、政を視るといふことが定つたのである。其際に發表せられた詔に

朕、今萬機ヲ親裁シ、億兆ヲ綏撫ス、江戸ハ東國第一ノ鎮、四方輻輳ノ地、宜シク親臨以テ其政ヲ視ルベシ、因テ自今、江戸ヲ東京トセン、是レ朕ノ海内一家東西同視スル所以ナリ、衆庶此意ヲ體セヨ

とある。又其副書に

慶長年間、幕府ヲ江戸ニ開キシヨリ、府下日々繁榮ニ赴キ候ハ、全ク天下ノ勢、斯ニ的シ、貨財隨テ聚リ候事ニ候、然ルニ今度幕府ヲ被廢、候ニ就テハ、府下億萬ノ人口頓ニ活計ニ苦ミ候者モ有之哉ハ、不便ニ被思召候處、近來世界各國通信之時態ニ相成候テハ、專ラ全國ノ力ヲ平均シ、皇國御保護ノ目途不被爲立候テハ、不相叶御事ニ付、屢々東西御巡幸、萬民之苦痛ヲ被爲問度、深キ轍慮ヲ以テ御詔文ノ旨、被仰出候、孰レモ篤ト御趣旨ヲ奉戴シ、徒ラニ奢侈之風習ニ慣レ再ヒ前日ノ繁榮ニ立戻リ候ヲ希望シ、一家一身ヲ覺悟不致候テハ、

透ニ活計ヲ失シ候事ニ付、向後銘々相當ノ職業ヲ營ミ、諸品精巧物産盛ニ成リ行キ、自然永久之繁榮ヲ不失様、格段ノ心懸可爲肝要事

斯ういふ事情から、愈々遷都は實行されることになり、公卿の大部分と皇族の一部が、隠然反對の運動を始めたにも不拘、關東行幸の事は、終に斷行されたのである。

唯一つ、茲に注意すべき事は、その當時に於て、遷都の發令は、さらに無く、單に關東行幸を仰出されたのみであつて、眞の遷都なりや否は、可成り疑問であつたが、先般の大震災直後の御聖旨に依つて、帝都なる文字が用ゐられたのであるから、たとひ御即位の儀は、京都で執行されても、東京が、帝都なる事は、今や疑ふ餘地なきに至つたのである。

新政府の組織

徳川幕府が倒れて、王政復古となり、茲に新しい政府は興つた。

薩長二藩の有力者と、公卿の寄合世帯ではあつたが、兎に角、新政府らしい物は組織されたのである。薩長以外の藩閥からも、有爲の人材は、相當に拔擢されて居るが、政府の首脳は、薩長の人々であつたから、之れを薩長藩閥の政府と稱しても、敢て不當ではない。

その他に、多少の公卿も居たが、これは物の數ではなく、岩倉三條の以外には、是れというて、目星しいものはなかつたのである。

- 明治元年の三月十四日に公布せられたのが、有名な五事の御誓文である。
- 一 廣く會議を興し萬機公論に決す可し
 - 一 上下心を一にし盛に經綸を行ふ可し
 - 一 官武一途庶民に至るまで其志を遂げ人心を倦まざらしめんことを要す
 - 一 舊來の陋習を破り天地の公道に基く可し
 - 一 知識を世界に求め大に皇基を振起す可し
- 徳川幕府を倒して、王政復古の布告は出したが、六百年の長い間、打續いて來た武家天下の有難味が、國民の骨の

隨にまで、沁み込んで居るのだから、今俄に、王政の古に戻つたのである、というた所が、極く有體にいへば、王化の徳に潤うて居らぬ國民が、果して何程に有難く思つたか、是は甚だ疑問である。

關東から奥羽の諸州に掛けては、天子の存在を認めて居た者は、果して幾人あつたであらうか。殆ど千年の長きを、京都に御過し遊ばした天子は、未だ曾て、關東や奥羽の國民に、其鳳章を示されたことはないのである。建國の歴史が何うであらうと、將た國體が、何ういふ基礎の上に立てられてあらうと、直接に政治を執つて居た、御領主様の御威光には、到底及ばなかつたのである。

されば、愈々新政府を樹立して、天子親から天下萬民に臨む、といふことになつても、何處かに人心を新にする、具體的の方針を示さなければ、國民が、王政復古の有難味に、謳歌して來る譯はなかつた。即ちこの五事の御誓文は、其必要に迫られて公示されたものであつて、多少文字を解する輩は、此御誓文に依つて、王政復古の眞の御趣意が、果して何ういふ點にあつたか、といふことを、始めて知り得たのである。

廣く會議を興して、萬機を公論に決する、といふのだから、天下は天下の天下にして、一人の天下でない、といふ實を、此際に揚げるのである、といふことを、天子親から天下に聲明せられたことになるのだ。或は、上下心を一にして、盛んに經綸を行ふ可し、とあるのは、天子も國民も、其心を一にして、我國家の經營に當らう、といふことを示されたのであるから、如何なる者も歡んで、其御趣意を拜戴しなければならぬ筈である。少數の人が、政治を私すれば、國民が苦む、何時も同じ調子で、進んで行けば、人心が倦む、此處が政治家の最も意を用ふべき所、即ち官武一途庶民に至るまで、其志を遂げ、人心を倦まないやうにし、と仰せられたのは、正に左様あるべきである。或は、舊來の陋習を破つて、天地の公道に基く可し、とあるから、長い間の官尊民卑の弊などは打破り、總ての實權の武家に偏して居たことの如きも、舊來の陋習の一つであるから、天地の公道に依つて、正しきを行ふといふ、此位に公平な御趣意はないのである。世界に知識を求めて、大に皇基を振起す可し、といふのは、此分り切つたことの長

く行はれなかつたのを、今其御誓文の中の一箇條として、今度こそ之を實行せられる、といふのであるから、國民の違背のあるべき筈はない。今から此御誓文を讀んで見て、如何にも其字句といひ、將た其趣意といひ、何うして彼の紛紜の最中に、斯様な立派な布告が出来たかと思ふ位だ。

所が、それに就ては、面白い逸話がある。此五事の御誓文は、初から斯ういふものを出さう、といふ御趣意で、豫め委員を設けて、それを起草させた、といふやうな譯ではない。假に設けられた、鷹司邸内の太政官の一室、而も荒庭を敷いて、經机を並べたのみで、庭前に迄、詰込まれた役人、其維然たる體裁は、下宿屋にも等しい場所、福岡孝悌と三岡八郎が、王政復古の勅諭文を基礎にして、之を釋明す可く書上げたものが、木戸孝允の加筆に依つて、五箇條となり、終に勅裁を行ふ事になつたのである。

總裁の木戸が、太政官へ見廻りに來た時、福岡と三岡が、木戸に向つて、之れを示すと、木戸は、甚く感心して、『是は良いものを書いて呉れた。早速 陛下に申し上げることにしよう』

書いた本人は、意外の感に打れた。それは無理もない。陛下の思召を伺ふといふまでに、深い計畫があつて書いたのではなく、唯退屈紛れに書き流したのが、木戸の氣に入つて、斯ういふことになつたのであるから、實は呆氣に取られる位の始末であつた。

木戸は、一二の字句を修正した。殊に、舊來の陋習を破り云々の一項は、木戸の書加へたものであるが、之を有栖川宮に捧げ、正式の會議に掛けて、陛下へ申上げた後、愈々御布告となつて出たのである。維新前後に於て、非常に進んだ宜いことが澤山にあつた、其多くは皆斯ういふ工合に、豫め企まずして、不意に出來たのだから、詮索するほど維新史は面白くなる。

併て、此御誓文を出した以上は、新しい政府の組織も、それに合致やうにせねばならぬ。四月二十一日には、新に官制を定めて、太政官中に、議政、行政、神祇、會計、軍務、外國、刑法の十官を置き、更に議政官の中に、上

局と下局の別を立て、上局には、議定、參與を置いて、政體に關する總てのことを議定せしめ、或は法律規則を制定し、其他一切の政務を決定することになつて、尙外國に對する條約を定めたり、和戰のことまでも決定する權力を與へ、下局には、議長と議員を置いて、上局の命令に従ひ、租稅、貨幣、度量衡、驛遞の基礎を定め、或は外國通商の規則や、蝦夷開拓の方策、其外刑法から軍役賦のことに至るまで、一切の事を司り、更に高等の裁判と行政權の一部を握る、といふやうな譯で、非常な權力を有たせた。其他、行政、刑法等の職制に就ても、それ／＼權限を定めて、今までは混同されて居た、立法、行政、司法の三權を鼎立せしめて、全く分權の實を擧げることにした。初め、江戸城の授受が済むと、同時に鎮將府なるものを設置して、關東から奥羽へ掛けての、行政司法の事務を司ることにした。然るに、奥羽諸藩の聯盟は、其大體に於て打破つたけれど、まだ會津藩が中堅となつて、なかく／＼に猛い勢で、王師に抵抗して居るのみならず、其地方の士民は、多く大義名分の何ものたるを解せず、舊來の藩主と領民といつたやうな關係から、擧げて王師に反抗して居る様子があるので、それ等の者に示す爲に、改めて一片の布告を發して、其歸順を促すことになつた。

それは無論、詔勅を以ての御沙汰で、よく情理を盡したものであつたから、此詔勅の出た爲に、會津藩と組んで居た、諸侯の中からも、大分離反する者が、出て來た位であつた。

其詔勅は

朝綱一たび弛みしより、政權武門に委す、今や朕、祖宗の威靈に頼り、新に皇統を紹ぎ、太政古に復す、是大義名分の存する所にして、天下人心の歸向する所なり、嚮に徳川慶喜政權を還す、亦自然の勢ひ、況や近時宇内の形勢、日に開け月に盛なり、此際の方で、政權一途人心一定するに非ざれば、何を以て國體を持し紀綱を振はんや、茲に於て大に政法を一新し、公卿列藩及び四方の士と與に、廣く會議を興し萬機公論に決するは、素より天下の事一人の私する所に非ればなり、然るに奥羽一隅未だ皇化に服せず、妄りに陸梁し、禍を地に延く、朕は之を憂ふ、夫れ四海の内孰が朕の赤子にあらざる、率土の濱亦朕の一家なり、朕庶民に於て、何ぞ四隅の別を爲し敢て外視することあらんや、惟朕の政體を妨げ朕の生民を害す、故に已むを得ず、五畿七道の兵を降し以て其不逞を正す顧ふに奥羽一隅の衆豈悉く乖亂昏迷せんや、其間必らず大義を明にし國體を辨する者あらん、或は其力及ばず或は勢ひ支ふる能はず、或は情實通せず、或は事體齟齬し、以て今日に至る、是の如きもの宜しく此機を失はず、速に其方向を定め、以て其素心を表せよ、朕親しく選ぶ所あらん、縱令其黨類と雖も、前非を悔悟し改心歸服せば、朕豈之を隔視せんや、必らず處するに至當の典を以てせん、玉石相混じり黨猷共に同するは忍びざる所なり、汝衆庶宜く此意を禮認し、一時の誤りに因て、千歳の辱を遺すことなかれ

といふのであつた。

初の新政府は、官制を定めて、三職七官を置き、各藩に沙汰を下して、徵士と貢士を出させ、政治に參與せしめたのである。四十萬石以上の大藩は三名、十萬石以上、三十九萬石以下の中藩は二名、一萬石以上九萬石以下の諸藩は一名、此割合を以て其人員を限り、各藩主が自から選んで、朝廷の御用に差出す事にして、之を貢士と稱したのである。公議輿論に依つて、政治を定むるといふ趣意は、是に因つて實行されたことになる。又徵士とは貢士の中から、最も才能の優れて居る者を引擧げて、門地門閥に拘泥せず、努めて人物本位を以て、政治に參與せしめたのであるから、之に依つて今までの如き、絶對的専制政治の弊は、全く除かれたことになつた譯である。其大體は斯ういふ風に、各藩の權利が均分されて、政務に參與して居るやうにはなつて居たが、其實は矢張り、薩長土肥の四藩の者が首腦となつて、大概なことの採否は、それ等の人に依つて決せられて居たのである。其人物の一二を擧げて見れば、

- 薩藩 大久保利通、小松帶刀、吉井友實、岩下方平、五代友厚、町田久成
- 長藩 木戸孝允、廣澤兵介、井上聞多、伊藤俊輔、揖取元彦
- 土藩 後藤象二郎、板垣退助、福岡孝悌、神山郡廉

肥前 副島種臣、大隈入太郎、大木民平、江藤新平、是等の者が集つて、政治の事は大小となく、總て決定して居たのである。其他各省に就ての官名を、一々擧げて其人名まで連ねることになると、徒に紙敷を費すことになるから、或事柄を述べる序に、其必要な部分だけは、追々に擧げることしよう。

遷都の事が行はれてから、政府も又東京へ移されたのは、改めていふ迄もないが、京都に於ける、最初の新制度は斯うした組織から、成立したのであつた。

明治初年の大陰謀

江戸開城の際、有栖川總督宮の御沙汰に對して、徳川慶喜の名代として、勝安房の差出した請書がある。其請書の中に、幕府が従來使用して居た軍艦は、一切官軍へ引渡す、といふ事が書いてあつた。

然るに、此軍艦は、榎本釜次郎が率ゐて居たので、實の所をいへば、今直に引渡すといはれても、それだけの軍艦を、差支なく操縦し得る者は、官軍の方にはなかつたのである。乍併、既に受取るべき筈になつて居る軍艦であるから、類に其引渡を、勝に迫つたけれど、勝は、言葉を左右にして、容易に其處置を付けない。彼是するうちに、榎本等は、其軍艦を全部率ゐて、蝦夷の方面へ、脱走して了つた。そこで官軍の方からは、嚴ましく勝に談判つたが、今は後の祭で、如何ともすることが出来なかつた。

表面の事實は斯うであるが、其裏面には、勝が榎本を嚇して、此軍艦を運び去らせた、といふ秘密がある。陸上の幕臣を屈伏けるのは違つて、海上の榎本等を制へるのは、餘程難しいことであるのみならず、若し愚圖々々として居て、榎本等が、無謀の戦争でも、開いた日には、それこそ一大事であつて、今までの慶喜の恭順も、無駄になれば折角に、談笑の間に授受を終つた、江戸城の始末も面倒になるから、そこで勝は榎本に説いて、

「蝦夷の地は、王化の及ばざる所、未開不毛の地であるから、彼の地に渡る者が、若し之を第二の日本國として、開墾の實を擧げ、今までの幕臣を移して、屯田兵の方法を以て、能く北門の鎖鑰たる役を盡せば、それこそ大した

ことになるのであるが奮發してやつて見る氣はないか』
といふやうな、意味のことを仄かした。

勝の胸中には、榎本等が、此軍艦を率ゐて、早く江戸を立去るのを以て、此際に處する良策と考へて、斯ういふことを言つたのであらうが、若し榎本等が、其意味を酌量つて、蝦夷へ脱走してしまへば、一時は官軍の詰責も厳しからうけれど、却て左様なつた方が、後日の面倒を避けるのには良いと、確く信じて計つたことであらう。晩年の勝が、よく其當時の内情を漏した、言葉の中には、此趣意が明に現はれて居た。

けれども、官軍の方にして見れば、受取れる筈の軍艦が、受取れぬ事になつたのであるから、勝の所爲に對して、不満を抱くのは、當然の事である。従つて、官軍からは勝に向つて、其不信を厳しく詰つたのは無理もないことである。大概な者は、此軍艦の脱出に就ては、非常に心配したが、此後の發展を見越して居た一部の人は、却て此軍艦が蝦夷地に向つたのを、左迄に重くは見て居なかつたさうだ。如何に榎本等が、海軍の事に、精通して居て、實戦に巧妙であらうとも、既に天下の大勢が、斯くなつて來た以上、五隻や六隻の軍艦で、何うなるものかといふ見込も決して居たから、表面丈は、幕府の不信を詰つたけれど、心の中では却て、厄介拂ひをしたやうな考を有つて居た人も少くなかつた。

現に、江藤新平が、鎮將府へ奉つた建白書の中に、斯ういふことが書いてある。

東京御幸の儀、尹宮御隠謀露顯の事出來、其上開陽艦其外脱出の事相響、都下人心兢々、於雲上御疑惑被爲在候哉に付、御遅延相成と傳承、大息無限次第にて御座候、脱艦の事、試に情實を以て論じ候はば、困窮の者弱兵を率て、何處の港に參り候共、上陸致して戰候事は不出來、此寒季に向ひ蝦夷行も不智之至也、若形勢を以て論じ候はば、所頼の會津も既に城下を失ひ、敗亡勢不足論也、又徳川氏の難起は外夷も已に所知、何の爲に彼等を援けん、もし可援と思候はば、上野一擧以前に應援可申者と奉存候

城の授受も濟み、軍艦は逃出してしまつた。上野の戦争は、唯一日の戦鬪で済んでしまつたから、もう是で萬事は決したやうなもの、未だ奥羽の方面には、尙戦鬪が續けられて居たのだ。會津藩が中心となつて、不平の諸侯や、浪士を集めて、最後の奮闘であるから、縱令、戦局の見込は決して居るにしても、一月や二月で片付く筈はない。何か思切つたことをして、天下の人心を、新しい方へ導くやうにしなければ、或は軽く見て居る奥羽の戦争が、存外に大きな騒動になるかも知れぬ、といふ際に、遷都論が事實となつて、現はれて來たのだから、これは一般の國民に、はげしい衝動を興へたに違ひない。

我國が開けて以來、未だ曾て、鳳輦の關東奥羽に向はせられたことはないのであるから、此場合に、鳳輦の江戸に入るのみならず、其帝都たるの實さへ、京都から江戸へ移す、といふことになれば、王化の有難味が、初て關東奥羽の士民にまで及ぶことになり、従つて朝廷が遷都の議を、此際に容れさせられたのは、大に慶賀すべきことであつた。殊に當時の江戸の状態たるや、實に心細きものであつて、若し此際に遷都の議が行はれなかつたならば、江戸は果して何ういふことになつたか、何うせ成るやうにしか成らぬものには違ひないが、江戸の前途は、實に心細いもので如何なる人でも、其將來の見込に、明りした論断は下せなかつたらう、と思ふ。薩摩の市來四郎の日記に、當時の江戸の状態が、巧に寫されてあるから、其一節を掲げることしよう。

江戸瓦解後の東京府内の情況は、貴賤貧困を極むること譬ふるにもなし、舊幕臣悉く各所に流離轉沛し、其居宅皆變じて草木の簾となり、諸侯大中小の邸宅も、荒廢を極め八重葎軒を蔽ふ、昔は壯麗を誇りたる大名小路も悉く廢墟に變じ、市街の商賈工匠も過半退轉して、小民饑餓に陥れり、中にも番町深川本所下谷の地は、滿目空屋にして腐朽累々たり、又城内とても、本丸は燒燼後の儘に荒れ果て、狐狸の巢窟となりて草木徒に生ひ茂り、目も當てられぬ有様なり、西丸は殿閣のみ依然たりと誰、無主無人なれば廢頽する所多し、但し内外三十六見付の門樓のみ残りて舊觀を保ちたり、二年の御東幸以來、漸く人心安堵し民業稍開けたれども、昔に比すれば十分の

一なり、從て人心恟々、堵に安んぜず、各藩の兵隊充滿して横暴に流れ、人民愁苦を訴ふるにあり、されば氣概あるものは各所に潜匿觀望し、時を窺ひ薩長二藩を伐ち、之に代らんと企つる者あり、此形況にて押し行かば、一兩年ならずして再度大亂たらん情勢なりき。

花の大江戸の繁昌は、果して何が其原因となつて居たのか、是は言ふまでもなく、徳川將軍の居城があつて、三百諸侯が、參觀交代の禮を取つた。是が爲に、諸侯の藩邸は設けられ、加之、幕臣の邸宅は、到る處に軒を列ねて居る。それに關係のある人の住むばかりでも夥しいものであつたが、更に公方様の御膝下だ、といふ影響は遠い田舎の人にも及んで、何事に付けても江戸の風俗や慣習が、地方迄波及して、自然と江戸へ出入りの人も多く、風教文物は勿論、何といふことなく其模範は、江戸に限られて居たのであるから、江戸の繁昌は、之れが素因になつて居たのだが、今や將軍は職を去つて、幕臣は、四方に離散し、諸侯も昔日の如く、參觀交代はせず、今までの邸宅の如きも、總て空屋同様の有様になつて、現に江戸に住んで居る人のみが、互に品物を賣つたり買つたりするだけのことであるから、今までの繁昌に比べては、逆も比較にならぬ程、衰退を極めて居たのは事實である。宏莊に構へた、武家の邸宅が空墟となつては、それだけを補ふさへ困難で、繁昌の基は他に求めるの外なかつた。

左なきだに、遊民や貧乏人の多い江戸は、此儘に幾年かを過せば、容易ならぬ擾亂が起きるのは、火を賭るよりも明である。されば、鎮將府の設けられた初に、江藤は、此荒廢した江戸を救ふべきことに就て、長い意見書を出した。今一々其箇條を擧げては言はぬが、能く江戸の状態を究め、それ／＼意見を附して、救済の方法を策してあつた位だ。それ程に差迫つた、江戸の窮狀が、選都の一事に依つて、救済し得られたのは、國民の深く記念すべきことである。

然るに、江戸の人の歡喜に引返へて、京都の人の悲痛は、實に一通りてなかつた。それは其咎である。一千年來の京都の地位を、一朝にして江戸に奪はれることになつたのだから、流石に、薩長な京都人でも、此一事に就ては、誠獸を守ることは出来なかつた。殊に、多くの公卿の中には、存外に氣象の勝れて居た人もあつたので、唯徒に薩長二藩の尻馬に乗つて、其野心を助けることは出来ぬと、主張する者も少からずあつて、選都の議が、愈々表面に現はれると、今までの不平が、一時に勃發して、選都反對の運動に移つたのである。

賀陽宮朝彦親王は、又一に中川宮と稱し、或は青蓮院宮ともいひ、或は栗田口宮ともいふ。曾て彈正の尹であつた爲に、尹の宮とも申上げた御方で、非帝に霸氣に富んだ、利かぬ氣の御方であつた。昔から薩長二藩に對しては、嫌焉の情禁する能はず、殊更に、長州藩に對する反感は一通りてなく、幾度か其權勢を拉ぐ計畫で抑壓けようとはしたけれど、大勢は如何ともし難く、遂に維新の大變革となり、朝廷の全權は擧げて、薩長二藩の握る所となつた。職名の上に於てこそ、各宮家や公卿は、上位を占めて居られても、其實權は、全く二藩の代表者に依つて、壟斷せられて了つた。

薩長の二藩に對して、嫌焉の情を有つて居られた、朝彦親王は、益々不快の念を懷き乍らも、空しく大勢を趨くが儘に傍觀するの外なかつた。然るに、選都の議が、廟堂に上るとなつては、最早默視することが出来ず、盛に不平の公卿を糾合して反對はしたが、是も亦大勢の趨く所て、如何ともすることが出来なかつた。殊に陛下の思召も其處にありとして見れば、自分が表面に立つて、反抗することもならぬ所から、幸に、紀州新宮の藩主水野大炊守が、宮と同じ意見を以て、頻に同士の糾合に努めて居ることを、傳へ聞いたので、家來の浦野兵庫を、水野への使者として深く相結び、更に諸藩の浪士で、徳川の再興を、夢みて居る者が多くあるから、是等の者を集めて、巧く事を起して、目的を遂げようと、着々其進歩を付けて行つた。

江戸へ出て居る公卿の中に、愛宕通旭といふ人があつた。是も亦普通の公卿と違つて、存外に膽力もあり、議論も有つて居て、なか／＼薩長二藩の指導にのみ、從つて居ることの出来ぬ人であつた。多くの公卿も、選都には反對であるが、時の勢に押されて、何れも緘黙して居るのを見て、愛宕は頻に憤慨して居た。折柄、賀陽の宮が主として、

水野大炊等が、遷都反對を口實に、薩長二藩を擁護して、徳川再興を圖ると聞き、之に同意して、密に同志の糾合に掛かった。何うせ維新の大變革があつて、幾何も經たぬ時であるから、様々な事情や議論を以て、薩長二藩に反對をして居た者は、到る處に澤山居たので、それからそれへ連絡が付て、初の中は極めて小人数であつたのが、何時か知らず、其關係は全國へ擴がつた。集つて来る志士の中には、なかく有爲の人物も多く、秋田の初岡敬治、土州の岡崎恭輔、米澤の雲井龍雄、其外物凄しい連中が、追々に集つて來た。後に此事件と離れて、處刑されたものは多くあつたが其實は、多少の關係を有つて居たのである。

文久の昔、長州藩の七卿の中に數へられた、澤嘉宣が、矢張り薩長二藩の壓迫に堪へずして、非常に不平で役を退き、不平を抱いて居たから澤にも、其同盟に加はるべきことを通じた。澤は、喜んで加盟すると同時に、久留米の有馬に、其内情を打明けて、參加すべきことを促した。所が、有馬は之を聞いて、非常に驚いたのみならず、若し之を聞き流して居たならば、後日に至つて、何ういふ御咎を蒙るかも知れぬ、と思つて、有馬の口から、秘密の一部が漏れた。それから薩長二藩の主たる人々は、非常に驚いて、段々朝廷の内議にも上ることになつて來た。が、何しろ賀陽宮が謀首である、といふことの爲に、迂濶に手を着けることもならず、荏苒日は送つたが、併し、此儘に看過したならば、何ういふ大い騷動になるかも知れぬと、遂に一網打盡の策を立て、先づ賀陽宮から處分することに決つた。時に、明治元年の八月になつて、刑法官知事大原重徳、判事中山錫胤の兩人が、朝廷の内命を拜して、賀陽宮を、其邸に訪ねることになつた。大原は、公卿の中に於ても、膽力と辯舌の勝れて居た人であつた。文久三年の昔には、關東へ勅使として下り、徳川家茂をして、遂に上洛するの餘儀なきに至らしむるまで、強硬な談判をして歸つた程で當時、なかく評判の人であつた。中島は、阿波の産で、慷慨悲歌の浪士から、遂に此職に就き、後には子爵まで授けられて、山梨縣の知事を勤めたけれど、是も矢張り不平で、職を退いてから後は、不遇に世を送つて了つた。昨今に至つて、識者の間に唱へらるゝ、一代華族論は、此中島に依つて、初て實行されたのである。乃木家の問題から、

一代華族論が、大分喧しくなつて來たが、中島は、自分の死と同時に、子爵は、朝廷へ返還させることにした。遺子も能く其遺言を守つて、子爵にならなかつた。乃木や板垣の一代華族論に先立つて、之を實行した一事に於て、中島は實に立派な人であると思ふ。

此兩人が賀陽宮に謁見して、

『是より藝州の淺野家へ御預けに致すから、左様御承けなされい』

と、朝命を傳へた時に、宮は恐しい眼をして、兩人を睨み付け、暫くは言葉もなかつたが、兩人は唯恐縮して、宮の御答を待つばかりであつた。時に宮は、

『此一事は、予の更に與り知らぬことであるゆゑ、縦令朝廷の御沙汰と雖、容易に従ふ譯には相成らぬが、それとも、予が此事に關係して居るといふ、確たる證據でもあることか』

斯う言はれて見ると、何とか答へなければならぬから、兩人は、

『御家臣の浦野兵庫なる者の陳述に依りますれば、殿下の御謀叛は明白なもので、既に其一味徒黨の連判状さへ、此通りにござりまする』

宮は、不審の眉に皺を寄せて、

『其連判の中に、予の氏名もあると申すのか』

『殿下の御名はござりませぬが、其御手形は、此通り印り居りまする』

『それを示せ』

『ハッ』

そこで兩人は、連判状を宮の前に差出すと、宮は、無造作に之を擴げて御覽になつたが、臆てその手形の上に、自分の手を擴げた儘、載せて見て、

「是が予の手形であると申すか、一度押した手形の、何うして斯くも寸法に違ひがあるか、よく之を見よ」と、言はれて、兩人が恐る／＼頭を擧げて見れば、意外にも、連判状に押してある手形は、今宮が押へて居る手より餘程大きい。左様なつて見ると、此争は些と困つたことにはなつたが、今更に朝議一決して斯くなつたものを此儘にして立歸ることもならず、大原は、汗を拭き乍ら、

「一應は御道理でござりますが、此場合に於て縦令御不服はありませうとも、一時朝命に従うて、藝州へ御立退きを願ひ上げまする、併し、此事に就きましては、必ず殿下の爲に、其冤を雪ぎますことは、自分に於ても、御引受け致しまする。今強ひて、之を争うては、却て殿下の御利益にもなりませぬ、と存じまする故、是非自分等の申す通り、早速の御立退きを願ひ上げまする。但し、殿人の尊體に禍の及ばぬやうに、重徳は、死を以て辯解は仕りまする故、我々兩人の意中も御酌量あつて、此度の御沙汰は、穩に御承け遊ばせ」

實は大原も、此儘引取することは出来ないから、宮を泣落しに掛けたのであつた。

更に中島は、

「大原卿より申上げました通り、是非御服罪を願ひ上げまする。併し、飽迄御服罪下さらぬ、との仰ならば、止むを得ず、我等兩人は、切腹の外は御座りませぬ」と申述べた。

事茲に至つては、如何とも仕様がなから、宮は、遂に朝命に服して、藝州へ立退くことになつた。哀れ、卓落不羈の氣象を有たれて、薩長二藩の横暴に、反抗し來たつた宮は、此一事から不遇落魄に、後の半生を送ることになつたのである。乍、併、朝廷に於ても、宮の心事の皇室に反いたのでないといふことは、明に分つて居られたのであるから、其後赦免の御沙汰が下つて、東京へ上ることを御許しになつた。一旦賀陽宮は廢止となつたが、再興の恩命に接し、且久邇宮家を、別に興されたが、先般御薨去遊ばされし、久邇大宮は、其後嗣であつた。

明治の初年には、皇族の班に列する方さへも、斯ういふことであつた一事に顧みても、薩長二藩の横暴が、何程に一般の人から睨まれて居たか、といふことの想像は付く。

愛宕卿は、是れが爲に刑死されたが、澤卿は、倍々邪魔物に扱はれて、終には憤死した。佐久間象山を斬つた川上玄齋も斬首の刑になつたが、此時は、高田源兵衛と稱して居た。其他も多く斬に處せられて、事件の落着はつたけれど、之れが爲めに不平の徒は絶滅したのではなく、其後も、小さな陰謀は、隨所に企てられて居たのである。

豫算問題最初の衝突

一國の財政に對する、豫算の大切なることは、今更に言ふまでもないが、明治五年の豫算問題に關する、内閣の紛争は、實に前例にないほど激しいものであつた。國會が開けてから、政府と議會との間に、豫算に關しては、歴紛争もあつたけれど、政府の内部に於て役人同士で豫算の争から、大い騷動を惹起して、畏多くも天子の聖斷を仰ぐに至つたことは、今日までに其例はないのである。假に其争があつたとしても、一二の大員の間で議論が戦はされて、何時か妥協が整ひ、外間にまで其内情の暴露されたことはなし。

然るに、明治五年の紛争は、實に凄じいものであつて、遂には陛下の聖斷を仰いで、辛うじて其結末を決けたのであるから、此一事に由つて見るも、如何に其争が激しかつたかといふ想像はつく譯だ。表面は、豫算の争でも、其裏面には、長州閥に對する、土肥二藩の對抗戦で、更に其背後には、薩派の一部が、附て居たといふ事情もあつて殊に其紛争は、極度まで軋り合つたのである。一方が江藤新平で、その對手が、井上馨といふのであるから、此紛争の激しくなつたのも無理はない。江藤が、直情經行で、斷乎やり付けて行くと、井上が例の疝癢で、自分の氣に入らぬことは、片端から拒絶ける。何方も一度言出したら、容易に肯かぬ、強情漢の對抗であるから、何うしても、此紛争の大きくなるのは、當然であつた。

當時の大藏卿は、大久保利通であつたが、岩倉右大臣の一行に加つて、歐米視察の途に上つた。其後は、大藏大輔

の井上馨と、大藏少輔の吉田清成の二人で、省務の一切は、引受けて居たのであるが、間もなく、吉田は、國債募集の件に就て、亞米利加へ行つてしまつた。於此、大藏省は、全く井上一人の心を以て、自由に動すことの出来るやうになつて居たのだ。さなきだに他を押退けて、我意を振舞ふ癖のある井上が、國家の財政に關する、全權を握つたのだから堪らない。何も彼も、自分の思ひ通りに、遂行けようとするので、各省との折合は、日一日と悪くなつて行く。

けれども、井上は、左様なことに頓着なく、例の消極主義の一點張で、各省から請求して來る豫算は、片端から削減を加へて、新しい問題に就ての費用などは、一文も與へないといふ遣方であつた。

當時の大藏省は、今の内務、大藏、逓信、農商務の各省を一にして、それに會計検査院を加へたるが如き組織で、殆ど日本政府の實權は、大藏省が握つて居るが如き觀があつた。其實權を、井上が握つて居たのだから、何事も任意に、他の不便などは考へずにやつて退ける。心ある者は眉を蹙めて、其專横を苦々しいことには思つて居たけれど、表面に立つて、争つた所で、到底其勢力には及ばないのであるから、止を得ず緘黙して、密に時の來るのを待つて居る、といふの有様であつた。

明治五年の末に、司法卿の江藤新平から、翌六年度の司法省の經費に關する、豫算案が内閣へ提出された。從來の司法省の豫算は、五十二萬圓餘であつたが、此時に提出された豫算は、九十六萬五千七百圓といふ巨額のもので、前年度に比べれば、四十四萬圓餘の増額である。縱令其頃のこととてなく、今日の財政にしても、一省の豫算額が、僅に一年にして是だけ上つたならば、それこそ衆議院で、大騒動をやる材料にはなるのだ。況して其頃の四十萬圓は、容易ならぬ大金なのであるから、是は大藏省ばかりでなく、各省ともに此案を見た時には、如何な人でも驚かぬものはなかつたほどである。

何故、斯ういふ豫算が組立てられて來たかといふに、是は各地方の分掌事務のやうになつて居た、裁判所の統一を

計つて、一切を司法省の所管に移す、といふ爲に起つて来た豫算で、今までは地方に、聴訟課なるものが設けられて、其地方に於ての訴訟は、全く中央から獨立して、取扱つて居たのだ。それを司法省の事務に統一して、且監獄から警察のことまでも、司法省の所管に移すことにしたから、費用の殖えて来たのは、止むを得ぬことである。

豫算増加の理由は、斯ういふ次第なのであるから、よく考へて見れば、強ひて反對すべき點はないのだが、其處になると、井上は、何事も消極的で、殊更に明治政府が出来たばかりで、財政不如意な大藏省を引受けて居たのであるから、一層に消極主義を執つたのも無理はない、といふ見解も出来るが、併し、各省の豫算が、一般に殖えて来たのを、無遠慮に削減を加へたけれど、陸軍省の費用には、一文の削減も加へず、其増額を總て認めて居る、といふことがあるので、各省の不平は、一層に高つて来たやうな次第である。

當時の陸軍には、薩派の人も多く居たけれど、それは皆な隊に屬して居て、本省の幹部は、總て長州人を以て固めて居たので、矢張り陸軍は、長州の陸軍といつた方が適當なのだ。それに對して、經費の節減はしないが、各省に對しては、極端まで削減を加へて来たのだから、多少其間に、井上の自我本位も現はれて居て、之に對する不快の念が、聽て反抗の氣勢を高むることになつたのである。

井上は、司法省から廻つて来た、豫算に對する、新設の事業は、悉く棒引にして、削減に削減を加へたる結果、僅に六年度に於ては、四十五萬圓の計上を許すことにした。前年度の五十二萬圓から見れば、まだ削減を加へられたことになるのである。司法省からは四十萬圓以上を増額して来たのを、大藏省では、却て前年度以下に切下げたのであるから、此解決が無事に付くべき筈はないのだ。

井上も、却々皮肉な遣方をしたものだ。新しい事業費は削減して、前年度の豫算までに喰止めて置く、といふのならば、まだ堪忍も出来やうが、其豫算へ喰込んで、更に幾萬圓の削減を加へたのは、初から喧嘩腰になつて居たとも視られる。斯うなると司法省の方でも、指を咬へて引込む譯にいかぬ。況や、司法省は井上と反感の深い江藤新平であるから、茲に於て大藏省との交渉が、段々に面倒なことになつて来た。然るに井上は、其擧つて居る實權こそ絶大なものであるが、官は大藏大輔で、内閣へ參列するの權利はなかつた。江藤は司法卿である上に、參議を兼ねて居たのだから、内閣へ參列して、其豫算を討議する權利は有つて居たのである。此點に就ては、井上も、非常に困る事情はあるが、例の負じ魂の勝つて居る井上は、左様なことに頓着なく、幾度か内閣會議にも割込んで来て、勝手な熱を吹く。そこで、江藤も疝癪を起して、井上に抗辯する、といふやうな譯で、其爭論は、實にすさまじいものであつた。

「足下は、我輩の請求した豫算に、同意をせぬと言ふのか」

「無論のこと、斯様な馬鹿げた豫算に、同意を與へることは出来ぬ」

「馬鹿げた豫算とは何事であるか、苟も司法卿たる拙者が、全國の裁判警察の制度の統一を計る爲に、實際に於て必要と認め、費用を請求したのであつて、一點の私心も挾まず、公明に事を計つて居るのに對して、馬鹿げた豫算とは何事であるか、其答を聽かう」

と語氣も荒く、肘を張つて、井上に迫ると、井上も、却々負けては居ない。

「如何に必要と認めたとて、一國の經濟には、大概限りのあるものだ。今後の我國は、何ういふ工合に發展して行くか、それは分らぬが、兎に角、現在の國の經濟は、さういふ無謀な計畫に對する費用を、支出するだけの經濟になつて居らぬのである。又國の政治は、司法省ばかりがやつて居るのぢやない。各省ともに、皆政治をやつて居るのであるから、其權衡も考へて行かなければならぬ。君は、自分が司法卿であるといふ爲に、司法省の都合だけ考へて、豫算を立て、來るから、斯ういう馬鹿な案が出来上るのだ。少しは各省との權衡も考へて見るが宜い。君の案は馬鹿げて居るから、馬鹿げて居ると言うたに、何の不思議があるか」

「是は怪しからぬ。各省との權衡を見て出せといふのは何事であるか、司法省は、何處までも獨立して居るのであるから、司法省に於て、斯くしなければならぬと思つたことを計畫して、それに對する豫算を請求するのに、各省と

の權衡を顧みる必要はない。各省も、亦それと同じく、苟も必要と認められたことは、遠慮なく請求するが宜い。今後我國に於て、最も大切なる司法事務の統一を計ることが、何て必要でないといふのであるか。此事は一日も早く統一して置かなければ、それだけ國に害を及ぼすのである、といふこと位は、三歳の童兒と雖、解つて居る筈だ。君も大藏大輔をやつて居る以上、其位のこと解らずに、御役が勤まると思ふか。然るに唯徒に國の經濟を口實として、之を拒むのは甚だ以て怪しからんことである。我輩の提出した豫算案よりは、君の之に反對する理由の方が餘程馬鹿らしいではないか。一國の財政でも、司らうといふ者は、もう少し進んだ思想を有つて居らなければいかぬ。何うしても君は、之に同意を與へることが出来ぬといふのか」

「無論、國の經濟が許さぬ以上は、縱令とれ程に必要なことでも、致方がない」

「君の言ふ國の經濟とは、何ういふことを指して言ふのか、國に於て必要と認める經費を、直切り倒すのが、所謂國の經濟なのであるか、左様な馬鹿な經濟はない筈だ。君の言ふ經濟は、唯算盤勘定の上で、金が要かり過ぎるか、ら出すことが出来ぬ、といふのであつて、眞に經世済民の目的から出た經濟論ではない。左様な馬鹿げた了簡で、財政の運轉が出来ぬ筈はない。君は何と言つても、我輩は、必ず是だけの經費を支出させなければ、承知が出来ぬ」

「何と言つても、我輩の方では出さぬ」

「イヤ、必と出させる」

「君は何と言つても、此方では承知せぬ」

「司法省は、どうなつてもよい、といふのか」

「左様ではない」

「然らば、請求せる費用は出すがよいではないか」

「不當の請求には應ぜぬ」

「不當とは何だ」

「不當だから、不當といふのだ」

「何を、貴様がツ……」

「何ツ……」

兩人は立上つた。

列席の同僚は、忽ち兩人の間に入つて、やうやく引分けた。

其後も、之れと同じ争ひはつゞけられた。兩人は、顔を合せると、激論を闘はせて、何時も、同僚の仲裁で、殴り合ひにはならぬが、捨て、置けば、何を初めるか判らぬ。是れには同僚も、よほど弱つたらしい。

當時の太政官には、此争ひに適當な裁決を與へて、事を圓滿の間に處理するといふ程に、手腕ある人物はなく、唯双方の主張を聽取るばかりで、一向に問題の解決は付かなかつた。動もすれば井上の主張が、太政官に容れられるやうな様子も見えるから、茲に於て江藤は大に決心して、明治六年の一月二十四日附を以て、一篇の辭表を提出するに至つた。

所が、此辭表は、事故があつて罷めるとか、或は病氣の爲に辭すとかいふのでなく、堂々たる一篇の意見書であつた。斯る意見書を以て辭表に代へたのは、絶對に前例のない事であつた。此意見書に依つて、當時の内閣の有様の一端が窺はれるから、之を全掲することにしよう。

臣某謹白、先般本省定額一年四十五萬兩に被ニ相定一候、旨御達有之、右者御請難、仕旨申上置、將又去る廿日、諸省布達有之、科料共本省に取立、第十月大藏省へ可ニ相納旨御達有之、右者當然之御禮裁と存じ、御受可レ可仕心得に付、去る廿日より以後の分は、帳面金子共判然分斷致し、立替等一切無之様、耻觀掛の人へ被ニ申付

置候。然者、四十五萬金之外は一切無之、是を以て事務可相纏、見留相調候處、更に目的平相立譯は、是迄相運び候三府十二縣裁判所に於て、去年十一月一箇月の費用を以て、一箇年の積りを立候處、五十二萬六千二百兩と六千元に相成、御達の定額にては、七萬六千二百兩と六千元不足相立、且又、先般本省より申立候、本省並に三府七十二縣定額金數の内、本省並に三府十二縣裁判所に係る費用は、金九十六萬五千七百四十四兩と六千元に相當り、御達の定額にては五十一萬五千七百四十四兩と六千元の不足相立申候。扱又右去年十一月一箇月の費用を以て積立候一年の費用、五十二萬兩餘の金額は、右本省より申立候定額より、四十四萬五千二百二十四兩の不足相立申候。是は未だ各區裁判所の取設け、檢事檢部の出張、權倉並探索、捕亡等の手續に不相當に於て有之、一體是者司法の職務、始めて相舉り候入費に付、本省の目的の處にて御座候、其故は委細申上候。元來、各國と並立の觀慮を奉戴し、臣不省司法の長官を拜命し、部事の不潔を以て其責に可任云々の御委任を蒙り候に付、即ち夙夜考慮仕候處、並立の元は國の富強に在り、富強の元は、國民の安堵に在り、安堵の元は國民の位置を正すに在り、夫尙國民の位置不正なれば安堵せず、安堵せざれば其業を勤めず、其耻を知らず、業を勤めず耻を知らず、何以強富ならんや。

所謂、國民の位置を正すとは何ぞや、婚姻出產、死去の法嚴にして、相續贈遺の法定り、動産不動産貸借買賣共同の法嚴にして、私有假有共有の法定り、而して聽訟始て敏正、加之、國法精詳、治罪法公正にして、斷獄初て明白、是を國民の位置を正すと云ふなり、於是民心安堵、財用流通、民初て政府を信する深く、民始て其權利を保全し、各永遠の目的を立、高大の事業を企つるに至る、當是時、收税の法其中を得ば、民各業を勵ま可き也、工部の業も、盛に可興なり、文部の業も盛に可興也。

今や、各民の位置不正に付、相續贈遺の出入、貸借、買賣、私有、假有の争ひ、紛紛擾々、何以民富まんや。

何以民安堵せんや、何以田野開けんや、何以學問、其他百工の業興らんや、其上婚姻の法未だ立ざるに因て、朝に婚して夕に離るるの情勢に付、長久の夫妻も互に不信任、同心協力業を勤め、其私有物を理に從て増加し、家道を繁昌せしむるの念に乏し、且、今日は夫妻たり、明日は別れて他人となる、婚するも易く、離るるも易く、焉んぞ同心協力、保家の情あらんや、且、夫妻の財產、共通各有の法も不立、故に姦する妻は、其夫の財產を掠めて、去て他に嫁す、又猶なる夫は、其妻の産を奪て逐ふ。或は夫妻離別の爲め、其子は終に可養育一人なく、病て死するあり、又は夫死し、妻寡に、子幼なり、族人集て其産を奪ひ、母子狼狽する者あり、如此情勢に付、終に勤めて益なく怠て樂ありと、云ふに至る、然るに各國に於ては、婚姻の法嚴なり、故に離縁の事寔に難し、苟も其理ありて離縁するも、夫妻承知し、戸長承知し、親族或は其他の證人承諾し、檢部監視し、而して之を其帳に記し、各調印するにあらざれば不許之なり、又其婚する時も、亦同様の手續なり、故に各國にては、大體凡民の情、一度夫妻となれば、協力業を勤め、其家を富昌にし、學問の費用を豊にして、其子孫を人才と爲し、益益其家を繁昌せんことを思ふ念の外は、他事なしと云ふ。又不得已離婚する時に、其夫妻の財產、共通各有等の法確定しあれば、之を處する難からず、而して、其子の財産保護は、監財人公證人等の設け、檢部監視の法、嚴なれば行届なり。

扱又御國は、出產の法立たざるに付、公生私生、の子の財産權利の分界も不分明、其上年齡を僞り、生子を隠し、加之、其子の財産も、後見人公證人、監財人等の設け無之に付、其子若し孤獨となれば、親族奪之て不與、子は狼狽の極に至るあり、且人の常情、子孫を思ふより切なるはなし、而して父早世すれば、富家の子も乞食となる情勢にては、各民の勤めざるも豈無理ならんや。

然るに各國にては出生の法嚴なり、人出生すれば、其子の男女、姓名、公私、其父母の職業、住居、姓名等戸長諸之、親族證之、檢部監視之、且父母の死在を不問、其子に財産あれば、後見人、運動之監財人保護之

檢部之を監す。其他、死去相續、贈遺、貸借、賣買、共同の法、私有、假有、共有の法嚴なり。故に商會、工會、
 農會の業、盛に行はれ、商事、農事、工事、一人一個の業も、永年の目的を立て、且贗造、偽作、混雜の患少なく、
 二重書入等の事無之、其上、證人、受人の規則、檢部之を監するの法、一々備れり。因て事起れば、此等の法を照
 して之を裁判す。故に民心安堵して、勉強の念深く、財用融通の道、自在なりと云ふ。而して、我國は皆之に反せ
 り。夫、各民の位置の、各國と我國は異なる如し。是、是れ各國の民庶、年々富むの勢ありて、我國の貧民日々多
 く、富民日々減するの勢ある病源なり。然れば此病源を治るは、各國並立の要事にして、即今の急務、而して其
 取締は、専ら裁判事務上の事なれば、司法の責任たる、知者を待たずして明なり。
 因之、去夏、當職拜命仕候節、能々考量仕候處、先以府縣裁判所を置き、公證人、代書人等夫々の
 役目を取設け、此役人を不法、不正を監視、取締の爲め、檢事、檢部を出張せしめ、且又其事を公平にする爲め、
 親族會議の法、又は一般公證人の法を設けて、而して婚姻出產死去を初め相續、贈遺、貸借、賣買、私有、假有の
 法に至る迄、夫々相設け、且折斷の務を以て、之を確定せしめば、各民の位置、必ず可正と奉存候。因て去
 年七月中、伺定候司法事務章程の中に、府縣裁判所、各區裁判所、及び檢事、檢部、公證人等の事迄、大略具
 申仕置候。而して即今迄、漸く三府十二縣に府縣裁判所を取設候に付、是より段々相運候積りにて有之候
 且又各民の位置を正すの要たる取調物の内、民法草案の儀は、殆ど三度迄押返し取調候次第にて、此節は、御
 雇佛人ブスケ、シブスケを參合の助とし、裁判事務、警保事務、其外、實際上を目的とし、福岡大輔、松本權大判
 事、玉乃權大判事、細川中議官、楠田明法權頭、島本警保頭、得能權大檢事と會議仕り、已に民生證書の草案丈
 は、無程出來の筈に相成申候。各區裁判所章程規則の見込書は、出來に付去る二十日より玉乃權大判事、楠田
 明法權頭、及びブスケ、シブスケ、其他の人々と會議し、凡そ三四回にて、相仕舞候積りに付、是亦無程出來の
 筈にて御座候。訴訟法は、關津權大法官、河村權中法官、荒木七等出仕、其他の人々にて、會議罷在、此訴訟法は、

則は、玉乃權大判事、西權中判事、亞人ヒールにて、草案相立成稿相成候に付、只今は省中重立候人々を見廻
 中にて御座候。治罪刑法法は、松本權大判事、津田大法官、水本權大法官、其他の人々にて會議中にて御座候。國法
 は、御一新始めよりの日誌中、諸御布告の國法に屬する分を抜萃し、楠田明法權頭其他の人々にて、既に成稿相成居
 申候。番人の規則、巡查の章程等は、島本警保頭、坂本警保助、早川警保權助等にて既に相調、伺濟に付施行中
 にて御座候。監獄懲役の規則は、小原中法官、其他の人々にて、取調、已に伺濟にて御座候。檢事、檢部夫々出張
 の儀は、渡邊少丞にて請持、取調罷在候。地方官、及諸裁判所より納來の賍贖、其他の金、且諸費用會計に
 係る諸規則は、丹羽少丞、松岡七等出仕にて請持取調、本省丈は既に施行罷在候。各區裁判所設け方は、渡邊少丞、
 丹羽少丞にて請持取調罷在候。府縣裁判所設け方は、大少丞總受持にて御座候。
 右取調物、段々伺定め、最前申立候一年三百七十萬兩餘の金子を以て實地施行致候は、三府七十二縣數年
 を出でずして、各民の位置、各國同等にも相到らせ可申と奉存候處、既に伺ひ定めし三十二縣へ、裁判所設
 け方は勿論、此節東海道の出張さへ、御差留に相成、殊に前文申上候通、本省並に三府十二縣の裁判所丈
 にさへ、不足の金數を定額と御定相成に付、色々愚考仕候得共、迎も各區裁判所を設け、或は檢事、檢部の出張
 等、何以相運可申哉。假令府縣裁判所は取設候共、各區裁判所、且、檢事、檢部出張、公證人其他の手續、
 不三相運候半而者、各民の位置を正し、其權利を保護し、以て司法の職掌を盡し候儀、難出來奉存候。
 且西人言ふ、民法とは國人組と云ふ義也。宜哉言や。請ふ軍事を以て譬へん。一小區を以て一小隊に當て、出
 産死去を以て、入隊出隊に當て、未だ婚せざるの人を以て、生兵とし、已に婚する人を以て、練兵とし、而して聚
 散分合の規則以て取立、大小の隊々、夫々管轄の法を立て國中人民を以て一大軍隊と見做し國法を以て大將軍の號
 令とし、明將の大軍を御する如く、法令嚴肅、委細行届しむる也。因是觀之、各國は明將の帥る節制、嚴肅の兵
 の如く、我國は所謂烏合無法の軍の如く、夫々の取締りも不立、入隊、出隊、職掌、權限等の定めも無之、兵數

も不分明と申程の事にて有之。是故に各民の位置を正さずして、富強を望むは、猶烏合無法の兵を帥て、明將の帥る節制の軍に臨み、而して勝を望むが如し。兵家に非ずと雖も、其敗を知るに足れり。此等の次第は、勿論政府に於て御算定中の事故、前文申上候通、章程等又は三府三十二縣に裁判所取設候儀、御開濟に相成候事と奉存候。右夫々の出張及定額御減定相成候儀に付ては、其當惑の仕合、之を軍事に譬へば、既に敵地に臨み、既に戦を交へし際に當りて、遽に進路を止められ、兵糧を減ぜらるゝに不異次第と奉存候。尤臣用ゆる所の人、其才にて無之、或は地方の裁判所は、無用抔風説も有之哉に承候。得共、右者臣用ゆる人の目的、其短を捨て、其長を取らば、人才勝て用ゆ可からずと奉存居、加之司法の全權を御委任有之候へば、決して御疑念は無之事と奉存候。且右地方の裁判所は無用抔等の説は、固より大體を不之知の論、且賢者の爲す所、愚者は不之知と申譯にて、臣賢者にあらずと雖も、尙此説を爲す者の愚者たるを知れり。因て此説は勿論、政府に於て御信用無之事に奉存候。然れば臣不學、短才、誠心の貫かざる所より、御信用無之事と奉存候。實に恐懼戰慄の至に不堪、因て本官拜辭仕度奉願候。此段宜敷御執奏可被下候。誠惶頓首再拜。

此辭表に引續いて、司法大輔の福岡孝悌も、同様の意見を認めて、速に政府が江藤司法卿の意見を採用して、此問題の解決をするやうにとのこを、書いて出した。引續き、司法大丞の楠田英世、同警保頭の島本伸道、司法少丞の渡邊麟、同丹羽賢の四名は、連署を以て、正院に向つて、意見書を差出した。それと前後して、文部卿の大木喬任も文部省の費用を、削減された爲に、不平を唱へて、猛烈に反抗を始めた。

斯様な調子で、各省とも皆意氣込んで、井上に對抗を始めたのは、其一面から見れば、井上排斥の理由とも見られて、頗る事は面倒に立至つた。太政大臣の三條實美は、斯ういふ面倒な問題が起つた場合には、それに對して、相當の裁斷をなすべき位地に居るにも拘らず、例に依つて例の如く、優柔不斷で、一向に適當の處置を執らなかつたのである。問題は、益々紛糾して來て、大藏省の方では、其紛争の解決せられざる間は、一文も出さぬ、と頭張つて居たから、

到頭司法省の役人は、二箇月の間給金を貰ふことが出來ず、肝腎の江藤や井上の争よりは、其月給を貰へない連中の騒動が大きくなつて、銘々に太政官へ押掛ける奇觀は、逆も今日の時代には、見ることの出來ない圖であつた。

茲に於て、太政官は、臨機の處置を執ることになつて、金三萬兩を内金渡しとして、取敢ず司法省へ廻したので給料の方の解決は付いて、其騒動は治つたが、肝腎の本問題に就ては、何することも出來なかつた。尤も、三條から江藤に向つて、相談したいことがあるから、是非來て呉れ、といふ書面はあつたけれど、江藤は、行くことを拒んで其相談には應じなかつた。事茲に至つては、最早致方がないから、曩に意見書を出した。福岡等も、終に辭表を差出すことになつたので、司法省は、殆ど空家同様で、心細い有様になつて了つた。

江藤首め、其他の者の辭表に對しては、二月上旬になつて、何れも「辭表の趣御沙汰に及ばれず候事」といふ指令が付て、書面は却下されたから、辭職騒動の方は、是て一段落となつたが、皆て本問題の豫算の方は何うなるか、之に就ては、太政官が解決を與へなければならぬことになつたのである。然るに、當時大阪へ出張中であつた參議の大隈重信が、偶々歸京したので、太政官は、大隈に命じて、此問題の調査をさせることになつた。所が、大隈は井上と違つて、其時分から何事も積極的に行く方であつて、殊に、井上に對する幾分の反情もあつて、井上の豫算論を、根本から覆して、

「我國の財政は、井上大藏大輔の言ふが如き、窮乏を告げて居るものではない。司法文部の兩省からの要求額を、十分に容れるだけの餘裕はある」といふ意味の報告書を提出したから、太政官の意見も、漸く決定して、大藏省へは兩省の要求額を、速に支出しろ、との命令を發することになつた。

此命令を受けると、井上は、いよ／＼腰を据ゑて、反抗をはじめた。斯うなると、太政官の命令も、何もあつたものでない。太政官は、只一人、井上を、如何とも爲すことが出來なかつた。

於此、江藤は、意を決して、陛下の御前へ伺候し、事の顛末を奏上し、御裁決を仰ぐ事になつた。其結果は、江藤の意見が採用されて、大蔵省は、江藤の請求する費用を、支出する外ない事になり、さすが頑強な井上も、終に恐入つて、其請求に應じたのである。

今日、司法制度は、全く江藤が、斯うした苦心から築かれたのであるから、司法省としては、江藤の恩を忘れてはならぬ。銅像の一つ位は、立ててもよいと思ふ。

井上が、當時の貧弱なる財政を、預つて居た立場から、各省の經費に削減を加へたのも、全く井上の立場としては無理もなかつたらうが、兎に角、江藤の請求した豫算に對する新事業といふのは、今日の裁判制度のことなのであるから、唯當時の財政の事情ばかり見て、之を焦眉の急としなかつたのも一理あるが、併し江藤が、假令今日のことはそれで過すことが出来ても、明日のことが憂慮に堪へぬ、といふ意味から、飽までも其主張を曲げずに、遂に意見附の辭表を捧呈して、那邊までも争うて、遂に打勝つたといふ、其意氣は實に感ずべきもので、又一國の政治家としては、是までの誠意を以て争ふの覺悟がなければならぬ。僕は、江藤の請求を拒んだ井上を、悪い人とは思はぬ、と同時に、井上を叩き落すまでも、腕に縋を掛けて、自分の主張を立て通した江藤には、殊に尊敬の念を以て之を見ようと思ふのである。

政商山城屋和助

政權を利用して、金儲を爲る、一種の商人があつて、巧みに政府の大官に取入ることは勿論、政治の動きや、法律の改廢を目がけて、一と網に、大金を掬ひ取る、といったやうな、變則の商人、之れを名づけて、政商と謂ふのであるが、昨今に至つて、さうした商人が、非常に殖えて來たけれど、明治の初年から、その政商なるものは、既に在つたのである。

先づ、第一番に、頭を擡げて來たのが、山城屋和助であつて、その次ぎが、五代友厚であつた。山城屋が死んでからに五代が衰へてから、藤田傳三郎が、そろ／＼盛力を張つて來た。之れを明治年間の、三大政商と稱するのである。

江藤は井上と、豫算に就て、非常な争ひはしたが、遂に自分の意見通りになつて、司法事務の改善と擴張は出來たから、そこで是からは、長州派の政治家が、今迄に我意の振舞を押し通して來た、其弊害に向つて、一大鐵槌を加へようと、心密に機會の來るのを待受けて居ると、有名な山城屋事件なるものが起つた。

長州の奇兵隊は、初め久坂玄瑞が唱へて、後に高杉晋作が組織した、一種の義勇兵であつたが、遂に藩の中心勢力となつて、維新の際に於ける、長州藩の歴史の一半は、奇兵隊活躍の記録であつた。

最初の監督は、赤根武人がやつて居ただけけれど、藩の幕府に對する議論が、硬軟二派に分れた時、其主張が、軟派に傾いて居た爲に、硬派の者から、甚く迫害を加へられて、遂には一時身を晦したるが、其後無惨の最後を遂げてしまつた。山縣狂介が監督になつたのは、それから後のことであつて、是は何處までも、高杉と同じやうに、硬派の立場にあつたから、赤根と違つて、評判も好く、殊に山縣は、其時分から、思慮の緻密な、何事にも輕々しい進退をせぬ所が、甚く同志の間の氣風を好くして、明治政府に入つてからも、長州派の軍將を代表するやうな、大い身分になつた。

官軍が徳川征討で、錦の御旗を看板に、江戸へ押寄せて來た時の奇兵隊は、殊に元氣な連中が多く、従つて山縣の左右には、様々の人物が居て、之を輔佐して居たのだ。其中に於て、最も山縣の心を得たものが、野村三千三といふ人であつた。

今から卅年ばかり前、新派の芝居が盛になつた時、勤王美談野村三千三と題して、京都の五條橋下に乞食となつて阿呆陀羅經を唄ひ乍ら、密に佐幕派の行動を、探偵して居た、といふ筋の芝居が行はれたが、其主人公の野村三千三が即ち此人である。

江戸が東京と改つて、帝都は京都から遷され、天下は舊の太平に復して、是から萬般の政治が、新になるといふ時、兵部省の組織が成つて、山縣は、陸軍に這入つたのである。今の海軍と陸軍の二省を一つにしたものが、其頃の兵部省であつて、最初は大村益次郎が、兵部大輔を勤めて居たのだ。其大村が、暗殺された後を承けて、兵部大輔になつたのが、前原一誠である。前原は、不平で職を辭して、萩へ歸り、兵を起して、斬に處せられた。前原の後を承けて、山縣は兵部大輔になり、それから漸次勢力を扶殖して、終に陸軍は、山縣の占有になつて了つた。

野村も、山縣の尻に附いて、陸軍へ居居れば、相當の官位は得たであらうが、豪膽にして機智に富んだ野村は、深く前途を考へて、自分の一生を、民間に送るべく覺悟して、屢々山縣にも、勸告は受けたけれど、遂に押切つて、民間へ下つてしまつた。併し、唯空しく民間の人となつて、一生を送るの考はないのであるから、何處かに其奇才を働かせ得可き、舞臺を捜し出さなければならぬ。それに就て野村は、山縣を訪ねた。

「ヤア、野村か、暫く見えなかつたのう」

「今日は、折入つて相談をしたいことがあつて來たのぢや」

「そりや、何か」

「實は、自分の一身に就て、懇談を遂げたいのぢや」

「全體、何うしようといふのか、此間も話した通り、維新の際に、あれだけの活動をして、是から自分等の天下になる、といふ場合に退身してしまつては、貴様も詰らないことになるぢやらうから、もう一度陸軍へ這入つたら……」

「イヤ、其勸告は止して呉れ。我輩は、別に大に考ふる所があるのぢや」

「何ういふ考か知らぬが、川育ちは川で果てる、といふ諺もある、矢張り我々は、武士らしいことをして居た方が、宜からうぞ」

「併し山縣、我輩は、斯う考へて居る」

「フム」

「是から後、陸軍へ復歸して、出世が出來るとしても、君より上にはなれまい、と思ふのぢや。それでは人として生き甲斐もなからう」

「是は恐縮した。随分激しいことを言ひ居るのう、ハツハ、……」

「君の前で、斯ういうことを言うのは、些と無禮かも知れぬが、我輩は、左様思つて居るのぢや。そこで我輩も、何れかに此志を伸ぶる途を求めなければならぬが、偕て大小差して、威張つて居た武士が、今更に小商人となつて、世辭愛嬌を振舞いて、他の機嫌を取ることなるまいから、同じ商法をするにしても、左様いふ煩いことのない、

世辭愛嬌を振舞いて、他の機嫌を取ることなるまいから、同じ商法をするにしても、左様いふ煩いことのない、

威張つて居て儲かる、商法をやつて見たいのぢや
之を聞いた山縣は、眼を圓くして、

『それは大い決心ぢやな。貴様は、町人に成下る覺悟か』
『左様ぢや』

『何故、さういふことを考へたのか』

『夫や、今言つた通りの次第で、政府の役人として、十分に權威を振ふことが出来ないとするれば、町人に成下つて、金の力で多くの人を、動かしても見たいと思ふ。又是から後の世の中は、町人ぢやとて、今までのやうなものではあるまい。我輩も熟々考へた末、是が一番に良い分別と、覺悟を決めてしまつたのぢやから、今更に止め立てをして呉れるな』

『さういふ譯ならば、強ひては止めぬが、併し今日の相談といふのは、何か』

『そこで、君の力を借りなければならぬのぢや。それも末長くといふのではない』

『何うしろといふのか』

『實は、陸軍の御用達を、引受けさせて貰ひたいのぢや』

『ナニツ、陸軍の御用達になりたといふのか』

『ウム、左様ぢや、それも爲替方を引受けたいの、何のといふ譯ではなく、陸軍で使ふ品物の買入は、一切我輩の手を経てするやうにして貰ひたいのぢや』

『成ほど、夫や面白からう』

『君の聲掛りて、それが出来るとなれば、世間で謂ふ士族の商法でなく、相手が政府ぢやから、貸倒れもなく、品物を持つて来て、右から左へ、金の授受が出来るといふから、實に儲かることな、前と手堅い商法』

ぢや。それをやつて居る中には、幾分か商賣の駈引も覺えるぢやらうし、町人の氣心も解つて、それから更に獨立した、大きな仕事に掛からうといふのぢや』

『さういふことには、我々と違つて貴様は、却々奇才に富んで居るから、或は大に成功するかも知れぬ、奮發してやつて見たら宜からう』

『ウム、是非やらせて貰ひたい』
是から野村は、陸軍の用達をすることになつたのである。

二

其頃の陸軍で、山縣が引受ければ、大概の事は押通せる。殊に、野村は、相當に知られても居たから、普通の御用商人とは異つて、今迄に世話をしてやつたものや、奇兵隊に屬して居たものは、野村の前に、頭が上らぬといふ、因縁もあり、萬事に好都合であつた。

山縣首め長州出身の友人は、陸軍の要部に澤山居たが、自分より一枚上の人として、敬意を拂ふのは山縣位のものであつた。其他は多く同等の地位に居たり、又は自分より下級に居た者ばかりであるから、役人の御機嫌を取るこ

とばかりに、腐心して居る、今時の御用商人には、迎も見ることに出来ない、一見識ある、御用達であつた。

屋敷を、山城屋と稱して、通稱を和助と改めたが同業者と競争入札で、散々揉合つた上に、係の役人へも、澤山の賄賂を贈らなければならぬ、といふやうな、窮屈な御用達でなく、是だけの品物が要るから、何時まで持つて来い

といふ沙汰があれば、直に揃へて持つて行く。品物の良否は、姑く措いて、山城屋からの品と聞けば、係の役人は、餘に検査もせず通してしまふ。總て官省の勘定は、其支拂の期日にも面倒なことがあつて、右から左に、賣込んだ品物の代金は取れるものでなく、會計係の役人へ、十分の賄賂がしてないと、支拂の期日になつて狼狽せられること

がある。併し、山城屋には、さうした憂は少しもないのみならず、勘定を受取るべき日が来ないでも、商法の都合上何うしても是だけの金がなければ、工合が悪い、といふやうなことがあるれば、會計係に、一寸耳打をしただけで、受取るべき管の金よりは、多くの金を下げられることもある。今のやうに會計法の規定も、碌々出来て居なかつた時代であるから、其融通は十分に付くのであつた。納める品物の検査が寛大で、代金が自由に下げられる、となつたら官省の御用達位、好い商賣はない。諺に所謂やらすぶつたくりて、儲かること請合の、絶対に損はしない用達であるから、山城屋の身上が、肥つて行くのも無理はない。

けれども、和助は、斯様な小さなことで、醜態して居る所存はないので、其前途には、頗る大きなものを目掛けて居たのである。詰り陸軍の御用達になつたのは、其資本の一部を作る、といふ考もあつたらうが、兎に角、商法の味を、十分に吞込んでしまはなければならぬから、それには御用達となつて、町人の仲間入をして、朝夕の交際の間に、他の氣心も吞込み、商法の駈引も覺える、自分が尻端折で、品物の受渡しをする譯ではないが、其心掛けが此點にあれば、纏て商機の如何なるものかは、解つて来る筈である。

和助が深く目掛けて居たのは、外國人を對手に、大きな商法を営んで見たい、といふ點にあつたのだ。殊に我國産の第一に數へられて居る、生絲の賣込をやつて見たいとの考があつたから、屢々横濱へ出掛けては、商館に於ての取引の模様も見たし、又賣込商の駈引の有様も、悉皆研究して、もう徐々本業に取掛かつても宜い、といふ見込が付いたから、山縣を訪ねて、此事を話し出したのである。

山縣は、井上程に、世間の批難を構はず、踏込んで他の世話をすることはないが、併し、全體が執拗な人であるから、一度目掛けて、世話甲斐がある、と思へば、可なりの所までは踏込んで、其人を引立てることはするので、現に大浦兼武が、あれだけに根強い勢力を有つたのも、實は山縣に知られたからであつて、其原因は何ういふ點にあつたかといへば、恰度、憲政黨内閣が組織された時に、大浦が、憲政黨の知事をして居た。餘り憲政黨内閣が、組織され

たと聽て、直に電報を以て、辭職を申出た。苟も地方の知事が、政府の交代になつた場合に辭職する、それを一本の電報で知らせた、といふ所が、甚く山縣の氣に入つて、政黨嫌ひの山縣の頭の底に、深く大浦の名は刻まれてしまつたのだ。それから後の大浦の出世は、一般の知る通り、トン／＼拍子で素晴らしいことにはなつたが、あの舊式な政治家が、あれまでの地位を得た原因が、茲にあると思へば、一本の電報も、苟且には書けないことになる。又清浦奎吾が、山縣の腰巾着になつて、今日の地位を造つた、其徑路は、矢張り大浦と同じやうなもので、明治十九年頃には、警保局長として、山縣の意を受けて、盛に政黨員や民間の志士論客に、壓迫を加へたものだ。山縣は元來、政黨の事を熟く知らずに、之を嫌つて居た人であるから、清浦の立働きが、政黨を甚く壓迫した、といふ點に惚込んで、頻に世話をして居る中に、清浦の勢力はあれまでになつて、一時は貴族院の中心人物にまでなつたのである。

其他にも山縣の引立てに預つて、今立派な人物になつて居る者も多くあるが、兎に角、山縣が井上と異つて居る所は、同じやうに人の世話はしても、井上程に熱せず焦らず、世間體を巧く誤魔化して、隱密と世話をするから、割合に一般の人には、其關係を知らせないで、過ぎたものが多い。殊に山縣の細張は、陸軍にあつた爲に、廣く財界の人にまで世話をすることはなく、それが爲に、世間の批評に上ることが、自然に少なかつた。井上は、主として財界の人の世話をしたから、何時も其間に、金錢の問題が、伴うて居て、如何にも慾張爺のやうに思はれて其點に於て、山縣と井上は、聊か相違して居る。

山縣には、井上の如く、算盤が分らず、又伊藤の如く、書物を讀まないから、正面に立つて働く、大政治家として、伊藤や井上に、劣る所もあつたが、陰の人となつて、元老風を吹かして居るのには、最も適當した人物であつた。思ふに、或點までは自分が責任を負うて、町人の世話をしたのは、山城屋位のものであらう。若し此和助が大成功して、大阪の藤田の如くなつたならば、或は尙踏込んで、同じやうな側の人を、世話をしたかも知れないが、最初に手掛けた和助の爲に、大い迷惑をして、唯一度で懲りてしまつて、其後は餘り、斯ういふ方面の人に近付かないやう

にしたので、山縣は割合に潔白の人であるとして、井上に比べると、可成り評判のよい方であつた。昔をいへば、自分と同志の一人であつて、而かも、奇兵隊の中に、起臥を同じうして居たのであるから、山城屋に對する、山縣の同情は、確に十二分のものがあつた、又個人としての山城屋を見れば、如何にも豪膽な所があつて、而も機智に富んで居るから、其爲人にも惚込んで居たのであらうが、陸軍部内のことは、自分の自由になるところから、山城屋に與へた援助も、十分に行届いて居たことは、改めていふ迄もない。一日のこと、山城屋が、訪ねて來た、といふので、直に面會して、互に遠慮のない交際であるから、打融けて話をはじめた。

『ヤア野村、よくやつて來居つたのう。此頃は、役所の中でも、大分評判が好うて、俺も、實は嬉しく思つて居るのぢや』

『初め思つたのとは、大分様子の違つた所があつて、商賣といふものは却々むづかしいもので、實は閉口したが、是までの決心をしたのを今更に止める譯にもならず、マア辛抱したら何うにかならうと、飽まで行つて見る覺悟ぢや』

『それでのうてはいかぬ。人は如何なる仕事に掛かつて、飽きるのが一番いかぬのぢやから、十分やつて見るが宜からう。商賣の様子は何うぢや』

『サア、今までの所では、陸軍を對手のことで、君から口添を受けて居るので、少しも過もなく、順風に帆を揚げて居るやうなものぢやが、併し、斯様なことを何時まで、やつて居たのでは仕様がな。詰り、日本人の懐から、日本人の我輩が、金を受取つて來て、又日本人の懐へ、運んで行く、といふやうなもので、自分だけは飯に有付いて居るぢやらうが、大切な日本の國家が、富んで來ないから、それでは我輩が、町人に身を落した效がないといふものぢや』

『成程』

『何うしても、外國の金を、日本へ引いて、それを使ふやうにしなければ、日本の國は富むものでない。左様なると、

何よりも貿易の上に、一肩入れて見るのが宜からう、と思ふが、先づ日本の國産としては、生絲が第一ぢやから、之に手を着けて見ようと、此間から色々考へて、今日は其相談に來たのぢや』

『フ、ム』

『生絲は金高のものでもあり、之を十分に改良して、得意を外國に求むれば、世界中が對手になるのぢやから、一年には何百萬兩といふ代金が、日本國へ這入つて來ることになる、又仲買をするものは横濱に澤山在つて、輸出商といふのがそれぢや。此頃も屢々行つて、其様子を見て居ると、如何にも規模の小さいもので、自分が十分の資金を下して、生絲を庫へ積んで置いてから、値が好かつたら賣つても宜いが、安ければ高くなるまで、待つて居るといふ、それだけの準備はない。唯地方の荷主から預つて來て、其預つて居る間の藏敷を取つたり、又賣込む場合に、幾分かの口錢を得て、それで満足して居る者ばかりであるから、本當の儲けは矢張り、寄留地へ店を張つて居る異人に占められてしまふことになつて居るのぢや。それでは何の爲にもならぬのであるから、我輩は、地方の荷主と、特約を結んで、異人を對手に、高ければ價を、安ければ賣らぬ、という方法で、十分やつて見たい。又場合に依つたら、異人の本國へ照會して、直接の取引もやつて見たい、と思つて居るのぢや、が、それには多分の資本を要するから、我輩の昨今の境遇では、如何に焦つても、それだけの資本がないのぢやから、そこで、君の同意を得て、此資本を得たい、と思ふのぢやが、どうぢやらう』

斯ういふことに掛けては、極めて感じの鈍い山縣も、話巧に説付けられたので、幾分か乘氣になり、膝の進むを忘れて、山城屋の説法を、聽いて居たが、

『貴様の言ふことは、洵によく條理は立つて居るが、俺に金を出せというても、俺は、貴様の知つての通りぢやから、何うすることも出來ぬ。五百兩や千兩の金では出來ることではないのぢやらうから、その相談は不可。何か他に出來さうなことを、相談に來たら、何うぢや』

「イヤ、別に君の懐を當にして相談するのぢやない。是だけの商法をする位の金は、君の一聲で、直に出来るのぢやから、それを見込んで、相談に來たのぢやよ」

「ハ、——、何ういふことを見込んで來たのか」

「陸軍に澤山の遊金がある。それを我輩の方へ、廻して貰ひたいのぢや」

「エツ、何ぢやと、それは怪しからん相談ぢや」

山縣が驚くを見て、山城屋はますます落付いて、

「左様なに驚くには及ばぬ。我輩が、斯う言出したから、というて、陸軍の金を私しようといふのではない。唯庫の中に、金を遊して置いた所で、其金が殖える譯でもないのぢや。何うせ藏つて置く金ならば、我輩に使はせて、年に四朱か五朱の利子を取つた方が宜からう。我輩は、又其金を以て、大きく生絲の輸出を計畫して、それから得た我輩の儲けは、我輩が、日本人である限り、日本の國の儲けになる譯ぢや。其上に、陸軍が利子を取つて居るのぢやから、二重に儲かることになる。何うせ陸軍で、必要な品物を、買つて爲の金でもあらうし、また萬一の時に、備へる爲の準備金でもあらうから、何時でも返納する、といふ保證はする。別に泥棒する譯でもないのぢやから、君の一聲で、其遊金を使はせて貰つても、敢て差支はなからうと、深く考へて相談に來たのぢやから、我輩の心を、よく知つて居る君が、左様怪しからん、というて、驚くにも及ぶまい」

聽いて見れば、山城屋の言ふ所にも、一理はある。併し、陸軍の金を、一個の町人に使はせるのは何うであらうか、山縣は、其點に就て、幾分の躊躇はしたのだ。才智の溢れるやうな和助は、直に其返事を求めるといふ、左様な考へはないのである。其日は、程好く話し込んで歸つたが、是から屢々山縣の邸へ、足を運んで居るうちに、到頭説付てしまつた。

になつて居たのである。算勘のことに疎い、山縣は、信じ切つて居る木梨が、會計監督として、山城屋の説を容れても、よいといふのであるから、終に自分の心も、動いて來たのである。

此陸軍の遊金といふのが、今から考へて見ると、豫備費のやうなものであつたに違ひない。六七十萬兩の金は、何時でも金庫の中にあるやうにしてあつた。それを和助は、よく知つて居たから、はやくも之を目掛けて、店を開いたやうな譯で、もう程合が宜い、と見たから、山縣を口説ははじめたのだ。併し、才智に勝れて居る和助であるから、不意に山縣を脱いた所で、小心の山縣には、此大膽なことが容易に斷行は出來まい、と思つて、そこで木梨を首め、山縣の左右に居る者を、前以て説付けて置いて、自分は、表面から説きに來たのである。其筋書が、巧く岡星に當つて、先づ五十萬兩の大金を取出すことになつた。

三

横濱の南仲通三丁目へ、山城屋の商店が設けられた。其開業式の當日に、日の丸の國旗を出したことが評判になつて、山城屋の名は、一時に内外に喧傳されたのである。今でこそ、町内の祝事にさへ、日の丸の國旗を使ふやうになつたが、其時分には、まだ軒頭に、國旗を掲げて、祝意を表するなぞといふ、奇抜なことは一人としてやる者はなかつたのだ。山城屋の前身を知らぬ者は、其大膽なものにも驚いたらうが、又心ある者は、山城屋が、普通の商人でない、といふことを、早くも悟つた人もあるだらう。兎に角、斯ういふ譯で、何事も人の目に着く、奇抜な商法の遣方が、異人の心を引着て、今までの古い輸出商よりは、新に出來た山城屋の方へ、段々と得意が付いて來るやうになつた。それには五十萬兩といふ大金が、資本として積込んであるので、地方の荷主と交渉するにしても、現金を握つて居てすれば、相談の纏りも早く、自然と荷廻りも敏活になる。かくて取引先の異人は、山城屋を深く信するやうになつた。

大きく取引をした結果が、頗る良く、陸軍の方へは、利子を納めて、損益勘定の表も示した。山縣首め其味方の人達は、雀躍をして喜んだ位であつた。ところが、損益交々至る所に、商法の眞味はあるので、商賣を始めさへすれば必ず儲かつて、永久に損をしない、と限つて居るものではない。況して、生絲のやうな相場に變動の多い、金高のかさむものは、損益の差も甚だしいに極つて居る。トン／＼拍子に、巧く儲かつた、そのはずみに乗つて山城屋が、思切つて仕掛けた、商法の目算が外れて、大い損をすることになつた。それは有名な普佛戦争の影響を受けて、生絲の相場が、非常に下落を告げた時の事であつた。

和助が、如何に豪膽な人でも、政府の金を、融通して居るのだから、其損失の大きいだけ、又心配も深くなる譯だ。何ういう理由で、此相場が下落したか、それは愈々損と極つてから、漸くに分つた。普佛戦争の結果だ、と聞いて、戦争の爲に、下落した相場なら、戦争が済めば又高くなるだらう、といふ月並の考は和助にもあつたのだが、密に考ふるに、是は自分が、西洋の市場へ乗出して、向ふの大きな商人と、直接の關係を結び、賣買は、一本の電報で決めるやうにしなければいかぬ。横濱の異人の手を経て、取引をして居て、世界を對手にする、品物の相場が、斯ういう風に下落してさへも、其原因を後になつてから知るやうなことは、迎も將來の發展は覺束ないと、斯う考へては見たが、満足のゆくやうに爲るには、猶幾萬の金を要するのであるから、之には和助も、聊か困つたが、固より贈玉のある人のこととて、早くも決心を付けて、或夜、密に山縣を訪ねて、之を説くことになつた。

山縣は、山城屋が來ないでも、此方から迎ひを出さうと、思つて居たのであつた。よくは分らないが、人傳に聞く所では、山城屋は、大分損をした、といふことであるから、若し其損失の尻が、陸軍の方へ及ぶやうなことがあつては一大事と、其處は、洵に小心な山縣であるから、人一倍の苦勞はして居たのである。所へ、山城屋が來たのは幸ひ、早速に面會をすることになつて、頻り其損害の程度を尋ね、併せて善後の策を、執拗く聴糾すので、流星の和助も、聊か閉口の體であつた。

「君のやうに、左様執拗く言つても困る。儲けることもあれば損をすることもあるのが、商法といふものぢや。何時でも儲かることに決まつて居るのなら、誰でも町人になつてしまふが、大きく儲ける者は、大きく損をする、小さく儲ける者は、損も小さく済む。それ位のことには、君にしても分つて居なければならぬ筈ぢや」

「夫や、貴様が言はぬでも、それに違ひはないが、あの資本といふものが、詰り我輩の金ではないのぢやから……」と言ひ掛ける、山縣の言葉を制へて、

「マア待つて呉れ。さう頭から捲し立てられては、我輩も閉口する。諺にもある通り、蔭かぬ種は生えぬ、といふのは此處ぢや。大きく損をして見せるから、對手の方も、乗込んで來て、此次には先方が損をすると、斯ういふことになつて居るものぢやから、左様心配をする程のことはない。今日訪ねて來たのも、其回復戦の相談であるから、我輩の言ふ所を、一通り聴いて呉れ」

「貴様は、左様落付いて居るが、俺は、なか／＼心配になるのぢやから、それで斯ういふことも言はなければならぬのぢや。全體、損金は何程なのか」

「左様なことは聴かぬ方が宜からう。敗軍の將は兵を語らずの格言もあるから、是は先づ繰返すことは止めよう」

「イヤ、左様でない。損金は何れだけあるか、一應打明けて呉れぬと、俺も困る」

「是が一期とか半期とかいふ、精算の時が、來て居るのなら打明けもするが、取引をして損益のあつた度毎に、一其報告をする必要もなからう。戦争に、軍機の秘密がある通り、商法にも、亦駆引の秘密はある。従つて損益の上にも秘密があるのぢやから、左様なことは何うでも宜いぢやないか。若し強ひて、それを知らなければならぬといふのなら、借下げた五十萬兩は、全部損をしてつたものとして、見たら可からう」

飽までも大膽な和助は、斯ういふ山縣の顔を見詰めた。山縣は、餘りの暴言と思つてか、呆氣に取られて、之を逐詰る言葉も出なかつた。

「今いた通り、五十萬兩が全損になつたとして、今日は相談をして見よう。借て之は何うして取戻すか、といふ段になると、唯一策があるまでぢや。それは我輩が、西洋へ出掛けて行つて、是から後は一切、本國の異人と直接の取引をする道を、開く外はない。今度の損失は、普佛の間に起きた、戦争が原因になつて居るのぢやから、實をいへば、我々の方に、迂闊の點もあつたのぢや。さういふことのないやうにするには、彼地へ行つて、直接の取引を、開く外はない、と思ふが、是さへ出来れば、今までの損失を埋合せて、是から後の大きい儲けを見ることも出来るのぢやから、是非之には同意をして貰ひたい」

「ハ、――、俺には、何うも其邊のことは分らぬが、木梨は、何と言つた」

「ウム、彼は、もう差支がない。流石に刀は差して居ても、會計官を勤めるほどの者は、何所かに違つた所があつて、計算のことは明るい。我輩の言ふ通り、異人の本國へ渡つて、直接の取引を開くのは、至極結構である、と言つて、同意して居るのぢや」

「左様か、木梨は、それで宜い、と言つて居るのか」

「左様ぢや」

「さういふ譯なら、何れ木梨にも、意見を聴いて、更に貴様に會つて、今後の相談をすることにしよう」

「それぢや、何うか左様して貰ひたい」

是から酒肴が出て、懷舊談の時を移して、山縣の機嫌も直り、山城屋は引取つて來た。

和助の要求は、今まで借りた金の外にもう十四五萬兩貸して貰ひたい、といふのであつた。今度は木梨も、幾分の反対はしたが、要するに自分等が、承知の上で、貸出した金の取戻しをしなければ、自分等の失態にもなれば、陸軍省の損失も大きいのであるから、木梨等も、頻りに山縣を説いて、遂に之を承知させることになつた。

其後、二三度に受取つた金が十四萬九千兩、前に受取つたのを合せて六十四萬九千兩の巨額に上つたのである。今

日の時世から見れば、五十萬圓位の金は何でもないが、其頃のことでは實に大金であつて、其金が何うなつてしまふか分らないのだから、非常な心配であつたに違ひない。

斯ういふ事情で、山城屋は、遂に洋行と決した。其頃の取引は、佛蘭西が最多かつたので、先づそれへ志して出發する。和助は、豫ての希望通り、音に名高い、巴里の土を踏むことになつた。

四

昔の武士は、金錢に手を觸れるさへ汚れた、といつて、甚く之を卑んだ。直江山城守が他から小判を示された時に扇子を開いて受けた、といふことを聞いて居るが、詰り武士は、金錢に手を掛けるのは汚れた、ということに、一般の武士の思想が、左様なつて居たのである。

明治になつてから、陸海軍の軍人が、儲け仕事に、首を突込んで、段々金持になつた例は澤山にあるけれど、其秘密の大きく露れたのが、前年のシーメンス事件である。是とても唯一隻の軍艦を、註文した場合に、何うせ誰かの手に這入るべき筈の口錢を、或一人が受取つた、といふに過ぎないのであつて、日本には、昔からの武士氣質が、幾分か遺つて居ると、又あの際に、舊の桂の殘黨が、山本内閣に向つて、復讐的運動をしよう、と心掛けて居たので、それが爲に問題は大きくなつたのだが、西洋諸國では、左様なことは朝飯前の事になつて居て、註文した品物の口錢が周旋人の手に這入るのは、商習慣の上に於ては、當然の事として居るのだ。海軍にシーメンス事件が起きたから、斯ういふことは海軍にばかりあるのだ、と思つて居ると、それは大間違だ。まだ表面の問題にはならずとも、陸軍の方にも、是と同じやうな問題は、必ずあつたに定つて居る。極く早い話が、例の泰平組合の始末を、見ても分るではないか、此組合の手を経て、露國へ賣込んだ軍器は六千萬圓あるが、陸軍省の帳面には四千萬圓となつて居る。組合が、社會へ公表した利益は、七百萬圓であるから、而て見ると、千三百萬圓の金は、全體何うなつてしまつたのか、

是が頗る怪しいのである。衆議院でも、其處まで露骨に突込んで居ないが、略々それに近い質問はして居た。之れに對して、陸軍大臣の答辯は、甚だ曖昧であつた。六千萬圓の取引をして、千三百萬圓の金が、行方不明とあつては些と聞き棄てにもなるまい。併し、是とても表面上に表はれただけのこと、其實は賣つた軍器が、六千萬圓か一億萬圓か、それは元帳を見せないのだから、明かには分らぬ。

斯様なことは明治になつて、間斷なく行はれて居たのであるから、其間に私腹を肥して、大きな身上になつた人のあるのも、無理のないことである。

けれども、まだ明治の初年には、昔の武士氣質が、幾分か残つて居たから、今程に軍人の肌合も汚くはなかつた。殊に薩長の二藩が、非常に激しい暗闘を、續けて居た時代のこと、双方が注意をして居たから、割合に醜怪の事柄は少かつた。薩派の陸軍の頭領は、西郷隆盛であつて、長州派の陸軍の頭領は、山縣有朋である。其人物の大小を比較したら、逆も物にはなつて居ない程に、其間に相異はあるけれども、兎に角、西郷は、餘り細かい事に關係をせず山縣が、大概なことは指揮をして居たのであるから、陸軍の實權は、一日と山縣の手に移つて行く、之に對する薩派の軍人の憤慨は非常なもので、幾度か西郷に迫つたやうであるが、斯ういふことになると、西郷は、極めて公平な人であるから、更に受付けず、却てさうした苦情は制へるやうにして居た。西郷に對しては、幾分の遠慮はあるが、山縣に對する不平は、常に絶ゆることなく、表面は、靜平を裝うて居ても、其實は、恐ろしい眼をして、山縣の爲す所には、不斷の注意を拂つて居たのである。

然るに、野村三千三が、山城屋和助と變つて、陸軍の用達になつたことは、薩派の軍人をして、益々山縣に對する注意を怠らせなかつたのである。山城屋の店が、榮えて行く程、長州派の軍人に對しての猜疑の眼は、細い點にまで注がれることになつた。長州出身の軍人の多くは、山城屋が、陸軍の遊金を融通して居る、秘密を知つて居るから色々の口實を設けて、盛に山城屋から金を借出しては、遊蕩の費用に充てゝ居たのだ。薩派の軍人に比較すれば、長州派の軍人は、豪遊を續ける。従つて、薩派の軍人が、山城屋と長州派の軍人との關係に、注意を深くするのは當然の事態である。其折柄、種田少佐が、桐野利秋を突然訪ねて来て、山城屋の秘密の一端を漏したので、いよいよ騒動の幕が開いたのである。

種田は、名を政明と謂うて、此時は木梨と同じやうに、會計官の一人であつた。明治九年に起つた熊本神風連彼の騒動の際に、陸軍少將に進んで、鎮臺の司令長官をして居たが、其夜、不意を襲はれ、虐殺されて了つた。桐野は、親交のある種田が、訪ねて来たので、歡び迎へて談笑して居るうちに、種田は、山城屋の秘密を語るのであつた。桐野は、豫て山縣と好くなかつたのみならず、何うかして其勢力を挫いて呉れようと、平生から考へて居たのだから聞通す筈はない。

『陸軍の金を、山城屋が使つて居ると、いふのか』

『無論、さうなのぢや』

『何程使つて居らうか』

『サア其點になると、我輩にもよく分らぬが、何となく此頃になつて、木梨が、心配して居る様子では、恐らく陸軍の遊金は、一文も無いことになつて居るのではなからうか』

『フ、ム、それは重大な事件ぢや、山縣等が、自分の友人を、保護する爲に、陸軍の金を融通したとあつては、容易ならぬ事件で、之を打棄て、置いては、第一に我々軍人の面目が相立たぬことになる。それに就て、何か確なことを聞き込んだら、是非知らせて貰ひたい』

『宜しい。それは確に知らせるが、併し、茲に斯ういふことがある』

『何ういふことが』

『佛蘭西の公使館に居る、鯨島から外務卿へ、山城屋和助のことに就て、何か言つて来て居るといふことであるが、

之には餘程、重大な事柄が、含まれて居るやうにも聞いて居る。又英吉利公使の寺島の所からも、外務省へ、同じ事に就て、長い電報が来た、といふことである。比頃、頗る木梨が、外務省へ往來する所を以て見ると、何か之にも深い仔細があるに違ひない。貴方が、之に就て十分に探索せられたらば、幾分の秘密は知ることが、出来ようと思ふ』

『それは宜いことを教へて呉れた。早速に探索させることにしよう』
兩人の話は、極めて簡單であつたが、桐野は、之に力を得て、直に探索に着手させると、其次第一通り分つた。佛蘭西の巴里へ行つて居る、中辨務使といふから、今の公使代理に當る。鮫島尙信といふ人は、薩州出身で、惜しいことには天死してしまつたが、長壽をしたら大層な外交官になつたらう、とのことである。其鮫島から外務省への照會電報は、

『此頃、山城屋和助といふ商人が、巴里へ乗込んで、盛に豪遊を試み、此地に於て、第一流の評判なる、女優に馴染んで、一宵千金の豪華な遊びをして居る。又或貴族の未亡人と、夫婦の約束をして、横濱へ連れ歸る、といふことであるが、全體、此者は何ういふ身分のものか、それを詳しく知らせて呉れろ』
といふのであつた。

同時に、英國の大辨務使といふから、今の公使に當る寺島宗則からの電報も、それと同じやうな意味で、詰り山城屋の身分調べを、外務省へ托して来たのである。其電報を受取つたのが、物堅い副島種臣であつたから、問題は大部分倒になり掛かつて居たのである。

桐野は、鹿兒島の城下に近き、吉野村で生れた、極めて身分の低い武士ではあつたが、其豪膽と戦争上手の爲めに此時は、陸軍少將に昇つて居た。平生から山縣を、近衛都督に載いて、其指揮の下に動いて居るのが、癪に觸つて堪らなかつたのだ。然るに、斯うした秘密を、知ることが出来たのだから、非常に喜んで、山縣に面會を求めて、山城

屋と陸軍の貸下金の關係に就て、嚴重な詰問を始めた。之には流石の山縣も、頗る閉口して、桐野の詰問に對しては十分の答を與へることが出来なかつた。そこで、桐野は、愈々憤激して、

『君は陸軍の遊金を、山城屋へ理由なく貸し與へて、それを正しい事と心得て居るのか』

山縣は、黙つて俯いた切り、何の答もない。桐野は、益々焦つて、

『山城屋は野村三千三で、君とは同藩の關係がある。それが爲に、陸軍の遊金を貸與へたのは、實に怪しからん事ぢや、陸軍の遊金は、君の所有ではない。それを自分の勝手に、他に使はせるのは、君にも不似合なことをしたのぢや、それとも君は、之に依つて、幾分の利得でもあるのか』

斯ういふ失禮なことを言はれては、豈夫に、山縣も、黙つては居られぬ。顔の色は、見る見るうちに、變つて、『此遊金を貸與へるに就ては、我輩の一存でやつたのではない。それには會計の監督もあり、それ／＼の手を経て、皆異存がないといふので、一時貸下けて遣はしたのである。斯ういふことは嘗に我陸軍ばかりでなく、何れの役所にも多少はあることで、町人へ、政府の金を貸下げたから、それに關係した者は、皆汚ない心を有つて居ると速断するのには、君の誤りである。苟も有朋は、狂介の昔から、汚れた心は、未だ曾て有つたことはござらぬ』

『それは無論、さうなければならぬ筈ぢや、君が、若しさういふ心が少しもあつたら、今の職を勤めて居ることは出来ぬ筈ぢや、が、併し、君が、陸軍の監督をして居り乍ら、自分と同國の關係があり、昔は同僚であつた者が、今町人になり下つて、商法を營んで居る。單に是だけの關係の者に向つて、莫大の金を貸下げる、といふことになれば、其間に、何か秘密があるのではないかと、他が、疑を懐くのも無理はあるまい。それを思はれるのが厭なら何故さういふことをしたのであるか、聞く所に依れば、山城屋は、佛蘭西の巴里へ行つて、非常な豪遊を試みて、異人を驚かして居るといふことである。さういふ馬鹿なことの出来るのは、要するに陸軍の金を、勝手に使ふことが出来るからであらう。それをなさしめた者は、即ち君ではないか。君の心は、如何に潔白であらうとも、唯それ

だけの事實を聞いた者が、君の心事を疑ふのは當然なことである。それに向つて、憤慨する君が、却て怪しからん
 のぢや、速にさういふ金は、陸軍の方へ引揚げて、天下の金を私することだけは、慎んだら宜からう』
 と、語氣も激しく、殆ど喧嘩腰で、山縣に、詰りつた時は、山縣も、體の慄ふ程、癢には觸つたが、今此場合に於て
 桐野と私の喧嘩をすることは、益々不得策と考へたから、ヂツと氣を制へて、我慢して居るのを、桐野は、何の遠
 慮もなく、散々に辱めて、意氣揚々として引揚げた。
 山城屋は、何時まで経つても、歸つて来ないが、薩人の山縣攻撃は、一日として息むことにく、毎日對手は變つて
 も、窘められる山縣には、代る者はないのだ。問題が、漸く大きくなつて來たので、司法省の方へも飛火がして、例
 の江藤新平が、乗出して來ることになつたから、事件は愈々大きくなるばかりであつた。

五

桐野等は、一本氣の軍人であるから、此勢で山縣を押付けて、職を罷めさせた上、山城屋を閉店させてしまへば
 それで満足であつたのだ。所が、此事を傳へ聞いた司法卿の江藤が、大丞を勤めて居た、島本仲道を呼んで、
 『君も聞いたであらうが、山城屋の一條に就て、薩派の軍人が、頻りに山縣を苦めて居る。聞く所に依れば、山縣が職
 を罷めて、山城屋が閉店さへすれば、それで満足ぢやといふことであるが、全體、斯ういふ事件は、我司法省に於
 て取扱ふべきことで、軍人同志の仲間喧嘩で、事を定むべきことではない。依つて、今から本省の手に移して、此
 事件の始末を付けようと思ふから、君は其主任になつて、悉皆その秘密を検擧げて貰ひたいものぢや』
 『宜しい。是は頗る面白いことだから、進んで御受けを致します』
 『君なれば必ず遺得るが、他の者では、迎も其處まではやり得まい。十分やつて呉れ』
 『承知いたしました』

島本が主任となつて、事件の調査に掛かつた。
 島本は高知縣人であつて、非常に智慧もあれば、辯舌にも巧で、而も剛腹な所があつたから、對手が自分より上役
 の者であるからというて、左様なことに逡巡して居るやうな人ではなかつた。此事件から、長州派の政治家に憎まれ
 て、後の半生は、浪人て日を送り、明治二十年の暮に保安條例に由つて退去二年を命ぜられ、各地に放浪して居るう
 ちに病を得て、實に氣の毒な最後を遂げては了つたが、一時は評判の人物であつた。主任の島本が斯ういふ爲人て、
 一身のことも考へず、思つた通りにやり付けるといふ、而も其長官は、直情經行の江藤であるから、此事件が何
 うしても發展せずには居ないのである。斯うなると、獨り苦む者は山縣であつて、今更に山城屋へ同情したことの、
 餘りに深かつたのは後悔したが、事茲に至つては、最早取返しが付かぬ。自分は其職を罷むるにしても、金の問題だ
 けは美しく結末を付けて置かぬと、死後の耻辱にもなるといふ考で、木梨を首め、此件に關係のある者を呼集めて、
 山城屋を呼戻す手續に掛かつた。
 世界一に、贅澤の限りを盡して居る、巴里の酒と女に引掛かつて、豪遊は極めて居るが、豫ての計畫は、少しも怠
 らず進めて居たのである。既に大きな絹商人と、取引の約束も出來て、少なからぬ金を、引出すやうになつて居た所
 へ、頻りに歸國を促す電報が來る。愈々事は面倒になつたらしいから、止むを得ず歸國することになつた。
 横濱の店へ着いたと通知があるや、其晩にやつて來た木梨其他の者から、代る代る述べる事情を聽いて、流石に豪
 膽な山城屋も、ホツと息を吐いて、
 『さういふ事情になつては最早致方がない。此事は我輩の一身に引受けて、必ず山縣其他の者には禍を及さぬこと
 にする。それには別に手段があるから、心配せずと、先づ我輩に任せて置いて呉れ』
 『君は、さう言うても、薩派の者共が山縣に激く當つて來ては、迎も防ぎは付くものでない。何とか此場を一時でも
 切り抜けて、更に善後の策を講ずることにしたら、何うぢやらう』

「ウム、それに就いては俺に思案がある、オイ木梨」
「何ぢや」
「一寸耳を藉せ」
「ウム」

是から山城屋は、木梨に何か囁くと、木梨は莞爾笑つて、
「宜し、それならば一時さういふことにして置かう」

長い海路に疲労が出たといふことを口實として、山城屋は三四日を横濱の店に、一切の來客を斷つて過して居たのだ。此間に秘密の帳簿は一切焼棄して、後難を山縣に及ぼさぬやう、又普通の貸借關係から友人の身に累を遺さぬやうと、それまでに始末をつけて了つた。若し此時に、山城屋が江藤の手に掛かつて、嚴重な取調べを受けることになつたならば、後になつて大さうな顔をして居る、長州派の軍人の中には、大分處罰を受ける者があつたのだらうが、山城屋の覺悟が宜かつた爲に、さういふ禍は一切免れることになつたのである。

木梨が山城屋に耳打をされたのは、何ういふことかといふに、何しろ引出した金が莫大なのであるから、今失敗を續けて居る山城屋としては、直に之を補填することは出来ない。依つて一時の所、手形を以て金は返納したことにして、後は傳票と帳簿で受渡を濟ませて置く。帳尻が全然合ふから、そこで苦情を云ふ者も、此以上の追究は出来ないことになる、といふ策であつた。是は巧く中つて、桐野が調べに來た時に、木梨は帳面を突出して、
「サア斯ういふ風に、受渡は濟んで居るが、それでも未だ疑ひがあるか」
と、手強くやつたので、算勘のことに暗い薩人の、殊に桐野のことであるから、グウと息詰つて了つて、事は大きくならず済んだ。

所が、是は薩派の軍人を制へる策にはなつたらうが、何事にも思慮の細かい、而も法律の思想の進んで居た、江藤

等を欺くことは出来なかつた。江藤は此問題を、太政官の會議に持出した。事苟も公金の私消、軍規の振肅に係かる、總て金錢の附纏つた事件であるから、司法省が直接に檢舉をする必要がある、といふことを理由として、陸軍會計の全部を調査することを、一同に認めて貰ひたいといふ提議であつた。サア左様なつて見ると、陸軍の方から何程の罪人が出るか分らない。無論のこと、山縣の一身も危くなるのである。太政官には長州派の人も出て居るのであるから、忽ち是が外へ漏れて來る。手を打つて喜んだ者は、薩派の軍人であるが、眉を顰めて憂へたのは、長州派の軍人であつた。

此事は疾くも、山城屋の耳にも這入つたから、明治五年の夏、山城屋は或日、陸軍省へ出頭して、山縣に對面を求めた。所が、まだ山縣は出て居らぬといふので、山城屋は應接所へ通されて、暫時待受けることになつた。彼是して居る中に木梨が出て來たので、此事を取次の者が言ふと、木梨は直に應接所へ來て、這入つて見て驚いた、待受けて居る筈の山城屋は、美事に切腹して、既に相果て、居るのであつた。

是から大騒動になつて、山縣の所へ使者を走らせる。急報を得て駆けつけた山縣も、此有様を見ては、唯涙の外はなかつた。そこで司法省の方からは嚴しく追つて來て、段々調査には掛かつたけれど、肝腎の山城屋の家に殘る、帳簿を調べて見れば、多く不用に屬するものばかりで、大切な分は少しもない。是では逆も調査をした所て仕様がなから、司法省では手を引いて了つたのである。

事件は斯ういふ事情で治つたけれど、治まらぬのは薩派の軍人連であつた。縱令山城屋は死んでも、燒棄した帳面の中には、長州派の軍人の關係があつたに違ひないから、之に就ての統督上の責任は、山縣に歸さなければならぬといふて、大騒動をはじめた。多くの中には山縣の監督を受けるのは、軍人として耻づべきことであるといふ、書面までも出して、其職を退くといふ騒動になつて來た。

此時に、陛下は九州へ御巡幸になつて、丁度鹿兒島に御居て遊ばしたのである。が、西郷も此行幸に扈從して、矢

張り鹿兒島に居た。所へ、東京から急報が来た。それは山城屋の事から、陸軍部内に一大事件が起るといふのであつたから、急に陛下の御聽許を得て、東京へ急いで引返して来た。若し此時に、西郷の駈付け方が遅かつたら、或は山縣は、薩派の連中から詰腹を切らせられたかも知れなかつた。然るに西郷の駈付け方が早く、山縣と會見して、段々其事情を聞いて見れば、自分の友人に陸軍の金を融通したのは悪いが、併し其間に於て山縣に少しも汚ないことのないのは、西郷も深く信じて、此終結を付けることに掛かつたが、そのうちに陛下も御還幸に相成つた。何しろ六十萬兩以上の大金の始末であるから、陛下の御耳にも一應は入れて置かなければならぬ。萬事は西郷が引受けて、陛下の御慈悲ある御言葉を戴いて、此結末を付けることになつた。薩人の憤慨を鎮める爲に、山縣の近衛都督は罷めさせて、西郷が之に代ることになつたので、薩人の憤慨だけは、何うか斯うか制へることは出来たのである。

是が山城屋事件の梗概であるが、此場合に斷つて置くべきことは、斯ういう事柄のあつたのは、必しも長州派の人ばかりでなく、薩派の方にも是と同じやうなことは、幾度か行はれたのであつて、其點から言ふと、薩長何れにも悪い所はあつたのだから、此一事件を以て、長州派のみを悪いとは言へないが、併し、昔は長州藩閥の中に斯ういふ汚ないことが行はれて、國民に莫大の損害を掛けたこともあつた、といふことだけは、深く國民は記憶して置かなければならぬ筈である。

長州藩と三谷三井兩家

維新の擾亂に際して、最も其影響を受けたものは、爲替の御用達をして居た、商人の一團である。併し、其範圍は極く狭く、人数の上からいっても少數であつたし、一般に及んで影響の、左までに強くなかつた爲に、餘り一般の人の注意は引かなかつたが、上は幕府の御用達より、下は各藩の御用達に至るまで、此際に迷惑を受けぬ者は殆んどなかつたのである。

今までに立替へて置いた金は少しも返へされない上に、一時の融通に借受けた金は、遠慮なく取立てられるといふやうな譯で、何れも莫大な損害を受け、それが爲に倒産した者は、なかくに少くはなかつたのだ。密に藩へ對する貸借が、斯ういふ風になつたのみならず、一般の人との取引に就ての諸勘定も、多くは同じやうな結果になつて了つて、今まで盛にやつて居た爲替方が、片端から倒れて行く慘状は、實に目も當てられぬ有様であつた。其中に於て最も衆人の注意を惹いたのが、東京に於ける三谷三九郎の破産であつて、前の山城屋の事件とは、其性質に於て全然違つて居つたが、長州藩の關係から來た事件であるだけは、一應は述べて置く必要もあると思ふ。

三谷は舊幕の頃、長州藩の用達を勤めて居たのであるが、慶應年間になつて、京都の政變の影響を受けて、長州藩が江戸の藩邸を一時に引拂ふことになつた。其際に、三谷と藩の爲替の差引が三千二百兩、是は三谷の方から藩へ引渡すべき金であつたが、それに就て幕府が、三谷の帳簿調査をやつた結果、長州藩へ引渡す金が、是だけあるといふ

ことが分つたので、幕府は三谷に嚴命を下して、藩へ其金を引渡すことを差止め幕府が其金額を没收して了つた。幕府と長州藩と何ういふ紛議があらうと、三谷が長年の用達をして居た縁故からいへば、何うしても此金は、長州藩へ納めなければならぬ筈であつたが、幕府の權威を以て壓迫を加へたので、其點になると、三谷は一個の町人であるから、何と反抗の仕様もなく、遂に其命に従つて、幕府へ全納して了つたのだ。

然るに一度京都に於て、失意のドン底にまで陥つた長州藩は、薩藩と聯合の力を以て、再び其勢力を回復して、倒幕の大勢をつくり、遂に徳川慶喜は政權を返上して、大阪へ退くのを止むなきに至り、引續き伏見鳥羽の戰爭に敗れて、慶喜は江戸へ逃げ歸つた。それから徳川追討の大軍を起して、江戸へ攻下ることになつたが、慶喜は上野の寺中大慈院に引籠つて、恭順を表し、江戸城は戦はずして授受の手續が終つた。長州藩は薩藩と相並んで、新政府の樞機に與ることになつたので、其勢は實に素晴らしいものであつた。

長州藩の會計を勤めて居た或一人が、三谷と藩の貸借の關係を、よく知つて居たので、頻に此事を問題として騒ぎ出した。そこで三谷は、改めて長州藩から談判を受けることになつて、彼是の交渉の末に、幕府へ没收された三千三百兩は、三谷から長州藩へ還納することに決した。是は三谷の身に取つて、随分迷惑ではあつたらうが、長州藩と取引の關係から預り分になつて居た金を、如何に幕府の權威を以て壓迫を加へて来たにもせよ、其金額を引渡したのであるから、全く三谷にも責任がないとは言へないのである。

殊に、長州藩も金の都合が悪くて、苦んで居た場合であり、他の困ることなどは堪忍の出来るだけ堪忍しなければならぬ立場に居たので、遂に此處分に出たのであらうが、猶其上に五千兩の獻金を命じたのは、實に無法な致方であつた。三谷から進んで、幕府へ納金したのでなく、弱い町人の之を拒むべき力がなかつた爲に、無理遣に幕府へ納金させられたのを、甚だ怪しからんことであるというて、其金を取戻した上に、別に五千兩の獻金を命じたとは、随分酷いことである。が、併し、是は朝廷へ對する獻金であるから、尙忍ぶべしとするも、其外に藩の方へも、三萬兩の

御用金を命じた。是は言ふまでもなく、何うせ返へさぬ覺悟で命じた御用金であるから三谷の苦痛は一通りでない。加ふるに、此金の處分が濟むと、三谷が幕府の命を聽いて、其用達を勤めたのは、甚だ怪しからぬ所爲である、といふ理窟で、三谷を斬首に處することに内定した。

然るに、長州藩の軍事探偵を勤めて居た者の中で、俗に長州の三藏と謂はれたのがある。其一人が野村三千三で、他の二人は中村新藏、後藤勝藏の二人である。三谷家處分が内定した、其顛末は詳しく知つて居るので、三人は密に相談して、三谷を救ふべく色々な方策を運らすことになつた。三谷家は重ねくの災難で、其財産の大部分を失うた上に、三九郎の生命さへ、今は何ういふことになるか、見据の定かぬことになつたので、親類一族は額を集めて、頻に相談をして居た。所へ、野村からの書面であるから、之を開いて見ると。

『鮫津の川崎屋に待受けて居るから、直に來い』

といふのであつた。

そこで金の用意をして、家人には何とも告げず、駕籠に乗つて、大急ぎで川崎屋へやつて來ると。待受けて居たのは野村ばかりでなく、中村と後藤の二人も居合せて、

『サア三谷、此方へ這入れ』

『唯今は御使者で有難うございました。早速罷出しましたが、何ういふ御用でござりますか』

『マア用事は追つてのこと、兎に角、一ばい飲れ』

と、言ひ乍ら、野村は盃を差した。

三谷は、酒を飲む所ではない、自分の一家は潰れるか、立つかの境、殊に己の生命も、何うなるか分らない、といふ場合であるから、唯胸々して居る様子を見て、野村は、

『今度の御處分に就ては、汝も迷惑であつたらうが、是も時世で致方がないと、諦めるが宜い』

「有難うござりまする。別に他人様を恨むことはござりませぬ、私の致方が悪かつたのでござりますから、何事も御沙汰次第に従つては居りますが、唯此上は、且那方のお骨折で、一家の者の生命に觸らぬやうに願ひたいのでござります」

「實は其事に就て呼んだのぢやが、お前は、愈々首を斬られることに決つたのぢや」

「エツ、何てござりますすと、私の首を……」

「左様ぢやよ、お前が、長州藩の御用達をして居り乍ら、幕府の御用達に變つた、それを藩の重役が、非常に立腹して、斯ういふ御處置を加へることに決つたのぢや」

「それは如何にも御無體のやうに考へます。私は、何も好き好んで、幕府の御用達になつたのではござりません。あの時の事情は申すまでもなく、且那方の御承知の通りで、弱い町人の私共と致しましては、如何とも御断り申上げることが出来ず、泣く泣く御承けを致したのでござりまして、それを今更に御憎しみとありましては、私の無念は一通りでござりません。幕府の方へ納めた金は、此度藩の方へ納め返すことになつて、其外に朝廷の獻納金やら、藩への御用金やら、様々の御名目で、莫大の金を召上げられ、其上に私までが首を斬られるとは、何といふ情ないこととござりませうか、私の身分を御承知であるならば、それまでに御慈悲のない、御取扱をなさらずとも宜からう、と思ひますが、是も藩の御威勢でなさることなら致方もござりませぬが、切めて罪は私一人に止めて家族の者には及びませぬやう、ひとへに願ひ上げます」

斯う聞いて見れば、以何にも氣の毒である。今三谷が、言ふ通りの事情で、三谷の首を斬るのは、随分亂暴だとは思ふが、それは藩の方針として、左様決つてしまつた以上は、如何に氣の毒だと思つても、致方がない。尤も、それに同情して、三谷を救ふ爲に來たのであるから、野村は、靜に膝を進めて、

「其位言を言ふのも無理はないが、是も時世で致方がない。御等等は、お前に對して、恩怨の關係はないのぢやか

ら、其御處分のことが内定したと聞くと、如何にも氣の毒に思つて、中村や後藤と相談の上で、お前の生命は、救つてやる所存で、此處へ呼出したのぢや」

「何と仰しやります。それでは私を、御助け下さいませ御所存で、呼出して下さつたのでござりますか」

「無論のことぢや。もう長い短いを言つて居る場合でない、お前は、此處から一時、身を隠すことにしたら、何うぢや」

「さういふことで、結末が定きますならば、一時身を隠しますが、全體、此後は何ういふことになるのでござりませうか」

「サア其事になると、我々にも見込は定いて居らぬが、併し、お前が一時身を隠して居るうちには、世の中も鎮り、舊の太平に復して、又何とか寛大の御處置も下らうと思ふ、兎に角、身を隠すことが第一ぢや」

「有難うござります。それでは一時隠れることに致しませうが、何事も且那方を信頼に致して居るのでござりますから、何うぞ哀者と思召して、此上ともに宜しく御助力の程願ひ上げます」

「ウム、宜し。それはよく分つて居る」

と言ひ乍ら、野村は後に置いた風呂敷包を出して、

「サア、此中にお前が、一時身を潜めるに就ての、身仕度を用意して來てやつたから、直に出掛けたら宜からう」

「何から何まで御親切の段、有難く存じます」

其風呂敷包を開いて見ると、袷袢や納衣を首め、脚絆甲掛鞋まで用意してあつた。網代の笠は、宿へ出て買ふことにして、是から三谷は全り頭を圓めて、坊主の姿になつてしまつた。

「それでは失禮いたします。此上とも何分、御願ひ申上げます」

「よし、出来るだけ盡力して、お前の家の立行くやうにはしてやるから、それは安心するが宜し」

斯かる場合に、情ある取扱を受けたので、流石の三谷も、唯有難涙に咽ぶばかりであつた。携へて来た金も相當にあつたが、其大部分は三人へ渡して、何處ともなく身を隠して了つたのである。

そのうちに、天下は、舊の太平に復して、朝廷へ反抗したものでさへも、其罪を赦されるといふ、御仁心の御取扱がある場合に、唯一個の町人たる、三谷の如き者を、何う苦めた所で致方はないのだ。殊に内部から、野村等が盡力をしたから、そこで三谷は死を赦されて、歸宅のことまでも認められることになつた。

此間にも、野村等と三谷の間に、金錢上の關係のあつたことは、明に分らないけれど、何の爲に三人が、是ほどにして三谷家の再興に盡力したか、と思へば、大概想像は付くのである。三人が盡力の效はあつて、三谷は、再び家の整理をした上に、大總督府の御用達になつた。そこで長州人との關係は昔の如く、斯うした波瀾のあつただけに、一層其關係は深いものになつた。

又長州人としては、金の融通をする上に於ても、何かと秘密を打明けて、相談する御用達の一人位は必要であるから、三谷に對する力添へも一通りてなかつた。是が爲に、陸軍の金を融通して、以前にも勝る程の勢で、爲替方を勤めることになつたから、當時の三谷の勢力は、三井や小野組も、遠く及ばぬ程の有様であつた。

和田倉門の中に、舊の會津藩の金藏があつた。三谷は、御金藏を借受けて、借下げた陸軍の金は、悉く此金藏に收めて、その出納には、陸軍の監督を受けることにして居た。會計官の一人たる、船越衛が、其方の係りになつて居て、金藏の鍵は、手代の渡邊彌七が預つて居たのだ。

山城屋事件に就ても述べた通り、陸軍の遊金は、なか／＼莫大なものであつたにも不拘、船越や木梨が、會計の帳簿を整理して、山縣に一應見て貰へば、それで始末がつくといふ、極めて怪しい會計監督になつて居たのであるから、金の出納に就ては、三谷も勝手なことが出来たのである。大金が自由になる所から、それを資本に、色々の商法もして見たくなるは人情、元來が、油の問屋をして居たのであるから、所謂思惑買で、油の買筋を行つて見たのが、相場

の下落で非常な損をして、それが一般の評判になつた。

今日の時代では、四十萬圓や五十萬圓の損得は何でもないことで、兜町の相場が少し動けば、二十歳にもならぬ小僧が、二日か三日に、やれ十萬儲けたの、それ二十萬損したのといふやうな時世になつては、何でもないのである。うに、人は見て居るが、其時代の一萬圓は、巧く運轉したら、今の五十萬圓に向ふだけの使途があつたのであるから、流石の三谷も、二十萬兩以上の損失とあつては、世間の口を押へることは出来なかつた。

流石に船越も聞流しにはならぬので、金藏の取調べに掛かると、意外にも、二十萬圓の現金が不足して居た。金の出納のある度毎に、船越が、之を認めて、帳簿に記入することになつて居たのであるから、不足すべき筈はないのだが、此大金が不足とあつては、船越も自分の責任になるので、打棄て、置くことが出来ない。三谷を呼んで嚴しく叱りつける、三谷も、是が公然になれば、自分の家は潰れるのであるから、横濱へ駈付けて、長い間の取引をして居た、和蘭五番館の主人に頼んで、十萬兩の金を一時借受け、後の十萬兩は、追々に補填することにして、船越の怒は制へて、一時の彌縫は出来たけれど、此損害の容易に埋る筈はなく、三谷の悲運は、日を逐うて甚しいことになつて来た。

船越は、一度斯ういふことを見付けたので、それから後は、金藏の調査に深い注意を怠らなかつた。或日、例の手代を立會の上で、再び金藏の調査をすると、意外にも、五萬兩の金が不足して居たので、又問題は燃上つて来た。船越は、頻りに難しいことを言うて、事を表沙汰にしようとする。手代の彌七は、百方哀訴したけれど、なか／＼に船越が之を聽入れさうもないから、止むことを得ず、主人の三谷に會うて、願末を物語つた。

事茲に至つては、もはや施すべき手段もなく、三谷は度胸を定めて、其筋の處分を受けることに決心した。船越の報告に依つて、山縣は此事情を知つたけれど、公然に處分することは出来ぬ。實の所をいへば、陸軍の官金には、長州人も亦少からぬ秘密があつて、三谷が、其秘密の幾分は握つて居るから、若し斷然たる處分を加へるとな

つた時、三谷が、一度口を開けば、長州藩にも、其累が及ぶのであるから、山縣も、此處分に就ては、頗る窮して、當時大藏省の方は、井上馨が主として引受けて居て、其下に澁澤榮一が居たので、山縣は、井上を呼んで、此事の相談をする、何しろ此場合に於ては、不足して居る金の補填をさせ、三谷の處分をするものとしても、それから後にした方が宜い、といふことになつて、井上は、澁澤と相談の上で、此處分に就ての案を立てた。三谷の東京市中に所_り有して居る地所は五十箇所あるから、之を擔保として三井へ、五萬兩の融通を申付け、其金を陸軍の金藏へ納めることにした。此交渉は井上が引受けたのであるが、三井は、他に深い野心を有つて居たから、井上の言ふが儘に、五萬兩の金を、三谷へ用立したのである。

三谷家に對することは、是て一時の處分は決いたやうなもの、此命を受けて、快く承知した三井は、是から井上の力に依つて、政府の内部へ食込むことになつた。それから程なく、大藏省と陸軍省から各三十萬兩づつ、合計六十萬兩を、十箇年賦の無利息で預ることにして、時金を融通に、三井は大きな商法をすることになつた。井上と三井の關係が、深く結ばれたのは、全く此前後からのことである。

其頃のことにして六十萬兩の大金を、十箇年賦の無利息で預るといふことになれば、大概な損をしても割に合ふ譯で、三井家の今日の富は、全く是が基礎になつたのである。

茲に哀れを止めたのは三谷家で、長州人が、秘密の用途として、政府の用途を引受けさせた三谷とは、此事件から縁を切つて、三井へ肩を替へて了つたから、三谷は、散々損をした揚句のことゝて、其回復は付かず、そのうちに三井との貸借の關係や其他の事から、遂に三谷家は哀れな破産をして、今は其子孫は残つて居るであらうが、見る影もない有様で、其日を送つて居るといふことである。

よくは記憶して居らぬが、三谷家の子孫が、三井家へ對して、古い證文を證據に、何か争ひをした時分にも、澁澤が其仲裁をしたといふやうなことを、臆氣に覺えて居るが、其後、明治卅年頃かと思ふが、二六新聞社へ、三谷家が

ら此事を打出して、其接けを請ふた事がある。

要するに、地所の元價買戻しと、當時の貸借精算を求めたのであるが、三井家は、言を左右にして、その請求を斥けてしまつた。於此、二六新聞社は、その全力を掲げて、三井攻撃に傾倒したが、殆んど半歳の長きに及んだ。

最後に、二六新聞社では、三井家の事業成績を調べ上げて、銀行の預金は、其事業資金に融通されて居るから、事業の成績如何に依つては、銀行の存立が危くなる、といふ筆鋒で、手厳しい攻撃をはじめた。

それが爲めに、先づ上毛方面の銀行に、はげしい取附けが始まり、終に東京の本店に迄、その取附けがやつて來た。若し其儘にして置けば、銀行の存立が危くなる、といふので、三井家も、終に我慢の鼻を折つて、井上と澁澤へ、仲裁を頼んだ。

其處で、井上と澁澤は、社長の秋山定輔へ、會見を申込んだ。秋山は、三井一族と大番頭が、ずらりと列んで居る所へ、乗込んで談判を開いた。

當時の秋山は、歳も漸く三十を越えたばかりで、世間からは左迄に重く視られて居なかつたのであるが、此談判の席へ只だ一人乗込んで、正々堂々の議論から、三井家のものを、ギューといはせ、仲裁人の井上や澁澤を、首肯させるだけの氣魄と辯力を示したのは、實に感服す可きことであつた。

此會見の結果、三谷家は、小さい乍ら、再興の運が開けて、三井家は、三谷家に對して、好意ある應援を爲す事に事件は、結末を告げたのであるが、秋山の力は、此一事から漸く一般に知れ渡つた。

著名なる暗殺三件

暗殺は、非常手段である。如何なる場合に於ても、之れを正當の手段として、認める事は出来ぬが、武家政治の時代には、能く行はれた事で、世間からは、之れを男らしき所業として、好感を以て、迎へられて居たのだから、まことに驚入つた次第である。

而かも、之れが明治になつてからも、猶ほ引續き行はれて居たのは、全く武家時代の餘波と視る外はないが、茲に最も注意すべき事は、此手段に依つて、斃された人物は、多く有爲の人材であつて、月日の經つに従ひ、その死を惜まれるの一事である。

明治二年から三年に掛けて、僅か一年の間に、多く得易からざるの人物が、三人までも暗殺されて居る。其一人が熊本の横井平四郎、他の一人が大村益次郎、それから廣澤兵介である。

此三人の中に於て、横井は、最も年長であり、既に老境に達してからの最後ではあつたが、猶ほ幾何の年月を生存せしめたならば、大に爲す所があつたに違ひない。大村の死は、更に悼むべく、廣澤の惨死に至つては、悲痛の極みであつた。何れにもせよ此三人が、何れも暗殺の難に遭ふて斃れたのは、實に惜むべきの至りである。

當時の人心が、如何に險惡に、亦當時の社會が、如何に混亂を極めたる、暗黒的の時代であつたか、といふことも、大體は想像が付き。此三人が、萬人に勝れた人物であつたと同時に、各々其長所とする所も、異つて居て、國家の上から見れば、其一人を失ふさへ非常な損失であるのにも不拘、三人が、殆ど同時に斃れたのは、國家の爲に容目ならぬ損害といふ可きである。

横井は號を小楠と謂うて、肥後細川の藩士である。非常に學殖の深い、經綸の天才を有つた人であつた。嘉永から安政の當時に、六十餘州を通じて、所謂儒傑と稱すべき者は、僅に三人の外なかつた。水戸の藤田東湖、松代の佐久間象山、それに小楠を加へて、之を三儒傑と稱したのである。

書物を多く讀んで、徒に古人の糟粕を嘗めるに過ぎぬ、謂ゆる腐儒の輩は、其數も多くあつたが、眞に儒者として、而も時務に通じた者は稀有であつた。然るに此三人は、眞に天下の時務を、心得て居た人であるから、之を稱して儒傑といふたのである。

全體、學者は、多く時務を解せず、俗情に迂遠である爲に、折角に仕込んだ學問も、實際的に使ひ化すことの出来ぬのが、學者の通弊である。尤も、昔の儒者は、單に古人の道を傳へれば、それで自分の天職は終つたものとして居たのだから、或はそれで可かつたかも知れないが、併し儒者なるが故に、天下の時務に通ぜずとも宜しい、といふ理窟はない、單に儒者として見たならば、或は此三人以上の人も多くあつたらうが、眞に時務を知るの儒者としては、此三人の上に出る儒者はなかつた。今のやうに學問と世間が、親しく接近して來た時代に於ても、眞に學者として、天下の時務を知る人は、甚だ少い。之を要するに、活きた學者が多く出ないのは、國家の損である、といふことを悟らなければいかぬ。例へば三宅雪嶺のやうな學者が、頻々出て來るやうでなければ、學者は、國家の爲にはならぬのである。唯學校の講座に、他の定めた學理を、敷衍するに過ぎないのでは、學者の有難味も、甚だ薄い譯になる。講座に立つた時は、他の考へた學說を、傳へるのも宜いが、一度學校の門を出て、世間の人となつたならば、其時には

天下の公人として、後輩の爲に、有益なる指導をして呉れなければならぬ筈であるのに、多くの學者は、さういふ點に少しも意を留めないで、唯學說の切實をして、一生を終る、といふ傾向があるのは、如何にも嘆ずべきことである。今日のやうな時勢になつても、學者の風儀は、左様いふ風であるから、まだ舊幕の時代にあつては、一般の儒者に、天下の時務を解する者の少かつたのも、實は深く咎めることは出来ないかも知れぬ。

横井は、深い學問があつた上に、經綸の大才があつたから、夙に天下の人に知られて、熊本の小楠先生として、各藩から迎へられて、兵制や財政のことに就て、幾度か實地に、其智力を振ふたこともあつた。現に、越前の松平春嶽から招かれて、藩の改革を爲すに就て、意見を求められた時も、横井一流の改革案を立て、大に福井藩に、改革の實を擧げたことは、横井の才識の尋常ならぬを、證明するに足る、一例であらう。

明治政府の組織が、まだ全く鞏固でなかつた、明治二年の頃は、只管に開國進取の策を以て、進まうとした爲に、事の緩急を誤つたことも少くない。是は創業の時代には有勝のことで、實は已むを得ぬことではあるが、何しろ長い間、門地門閥を貴んで、人物を本位としての政治が行はれなかつた。其習慣が、俄に打破られて、人物本位の政治を施くことになつて來たのであるから、今までは何うしても、頭を擧げることの出来なかつた、輕輩から身を起して、溢れるやうな才氣を有つて居た連中は、此機を逸してはならぬ、といふ考で、様々の案を立て、は、改革を名として、今までの習慣や恒例を打破らうとした。それが守舊派の痼疾に觸つて、幾度か衝突を起したのも、明かな事實である。

横井の思想は、既に世界的になつて居たのであるから、思つたことは遠慮なく、片端から改革を加へて、全く新しい日本國を、造り出さうとしたのであつた。長い間の習慣を、一時に打破つて、全然異つた施設を立てやう、とすれば、従つて、守舊派の反對が、起つて來るのは、何れの時代に於ても同じことだ。其間に、幾分の手加減を加へて、巧く新舊の思想を調和して、進んで行けば宜いのであるが、暗黒の時代から、光明の時代に出やうとする場合には、往々にして氣が焦るから、さういふ斟酌もならず、自分が思つた儘に、片端から改革を行はうとする。そこで、議論の争は、何時か潮に上げられて、感情の衝突となつて來るのは、自然の勢で止むことを得ぬ。横井が、あれだけの識見のあつた人であるから、改革の上にも、多少の手加減を加へて、新説を吐くにしても、幾分の遠慮をすれば宜い位のこととは、心得て居たに違ひないが、斯ういふ時代に、左様な姑息なことを言うて居ては、思切つた改革が出來ない、といふ考だらう。守舊派の御機嫌などを取らずに、思ひの儘に、意見を行はうとした。それが守舊派の痼疾に觸つて、遂に之を亡き者にしやうといふ、無謀な企畫するものが出て來た。

殊に、横井が、多くの守舊派から嫌はれたのは、耶蘇教信者であるといふことが、最も痛切に、守舊派の感情を激せしめたのであつた。

今でも、多少其傾向はあるけれども、日本人の耶蘇教嫌ひは非常なもので、一口に之を邪教と稱へて居たのでも、如何に耶蘇教を嫌つたか、といふことはよく分る。殊更に、其時代には、異人が耶蘇教を弘めに来るのは、之に依つて、日本人の心を、異國に移させて、纏ては日本國を奪はんが爲である、といふやうな、古い思想が、深く骨の髓にまでも、浸み込んで居て、宗教反對の思想と、愛國の思想とが混同して、茲に慷慨悲憤の情を、激發して來たのだから堪らない。日本人が宗教を信することは、世襲的になつて居て、智力の發動に依つて、宗教の教理を咀嚼し、其上に硬い信念を立てる、といふのでなく、唯父祖の代から續いた、宗教であるが故に、之を信する、といつたやうな風になつて居るのだから、俄に異國の宗教が、這入つて來るとなれば、父祖へ對する義務としても、異教の排斥を行はなければならぬ、との考から、異教排斥の思想が、昂まつて來る。其處へ、熱烈な異教信者が、反抗的に、其宗教を弘めやうとするから、そこで大い衝突が起きて來るのだ。

横井は、耶蘇教の牧師でもなく、別に其宗旨の本義を説いて、耶蘇教を、日本の國教にしやう、といふやうな、馬鹿らしい考は有つて居た人でもないが、横井の開國的政策に對する意見を、歡ばぬ者は、矢張り反對の口實を、横

井が、耶蘇教信者である、という所へ運んで行つて、横井排斥の聲を、高くするやうに努るので、横井に對する、守

舊派の反感は、益々激しくなるばかりであつた。
日本人の宗教に對する信仰は、多く感情の上から來るのであるから、他の宗教に對する反對も、矢張り感情から起るやうになる。著者の如きも、宗教に就ての研究は、深く仕て居ないし、又之を研究してから信仰しよう、といふやうな佛心も有つて居ないが、兎に角、耶蘇教は大嫌ひである。何故嫌ひであるか、と聽かれても、之に對する十分の辯解は出來ない。唯嫌ひであるから嫌ひである、といふまでのことだ。耶蘇教が有難くないか、他の宗教が有難いか、左様なことは少しも分らないが、何れにもせよ、耶蘇教の牧師なる者が、教壇に立つて、説教をする場合に、あの人間離れをした、變な聲を出して、アーメンを唱へられた時には、慄然とする位になる。日本人が日本人に、宗教の本旨を説くのであるから、日本人らしい態度と言語を以てすれば宜いのに、日本語を、能く使ひ化せぬ異人が、據所なしに覺えた、日本語を操る上に於て、一種の調子を以てする、其異人の口眞似までもしなければ、之を弘めることが出來ぬ、といふやうな宗教では、餘り感心が出來ないといふ、極めて淺薄な感情から、著者は、耶蘇教を嫌ふのである。多くの人が耶蘇教を嫌ふのも、あの教壇に於ける、牧師の説教振を、嫌つて居るやうに思はれる。或は天國といひ、或は極樂といひ、何方が本當に有難いものかは知らぬが、誰一人として、天國へ行つて歸つて來た者もなければ、極樂から電話を掛けて來た者もないのだから、結局は、死んで見なければ分らぬことである。人間は悪いことさへしなければ宜いものだ、といふ定義だけのことに止めて、自からを憤み、心を慰めて居れば宜いのである。宗教の力に依らなければ、自から戒めることも出來ず、心を樂ますことも出來ぬといふ馬鹿者が、假し宗教を信じた所で、それに依つて、何うして自戒と慰安の道を得るか、叶はぬ時の神頼みは別として、宗教などは考へる程、下らないものだと思ふ。宗教其物は、或は良いかも知れぬが、今までのやうな極樂や天國を目標として、人の信仰心を唆るといふことが、或は

下らないのであるかも知れぬ。何れにしても耶蘇教は不要もので、何うしても宗教を信する必要があるならば、強ひてアーメンの聲を聽かずとも、今までの南無阿彌陀佛でも、南無妙法蓮華經でも、何でも構はぬから、鯛の頭も信心からで、やつて居たら宜いのだ。それであるから、眞に宗教を信する人は、他人に強勸誘はしないものである。今の教壇に立つて居る牧師等は、宗教擴張營業者であるから、信仰心を唆る上においても、悪弊が付いて廻るのである。横井が耶蘇教を信じたに就ては、左様な厭なことは少しもなく、自から信じて自から修めて居たのだから、斯ういふ信仰は、一向に差支がない、或は人間として、自分の心を修むる上に、強い力を有つて居ない者が、信仰の力に依つて、益々己の心を強くする、といふやうなことは、或は必要であるかも知れないから、それを強いて悪いとは言はぬが、兎に角、横井のやうな偉い學者が、耶蘇教を信じたのは、何處かに理窟を見付け出して居たのだらう、とも思へるが、併し、反對の者から見れば、異端邪法であつて、之を日本に弘めやうとする異人は、日本國を、纏て横領すべき階梯の爲にするのである、といふ見やうをして居たのであるから、横井の言ふことや爲すことの總てが、皆非愛國的に見えたのであらう。加ふるに横井が、さういふ點に就ては、極めて無頓着に、少しも警戒をしなかつた位であるから、従つて、反對派には、強く當つたに違ひない。それ等の事情が、横井を亡き者にしやうといふ、決心を、反對派に懐かせる原因になつたともいへやう。

明治二年の一月五日、時の參與、横井平四郎は、朝廷に出て、平常の通り、政務に一日の勤勞を盡して、是から私邸へ歸るのであつた。其前から病氣に罹つて、大分身體も弱つて居たし、齡は既に六十を越えて居たので、左右の者も、非常に心配して、此日の參朝は止めたのだけれど、横井は強いて參朝を終り、平常のやうに駕籠に乗り、三四の家來を従へて歸らうとした。
途中に待受けて居たのは、上田立夫、鹿島又之丞、土屋信雄の三人であつた。横井の駕籠が來た、と見たから、直に側へ駈寄つて、

「オノレ國賊ツ」
と叫び乍ら、斬つて掛かつた。駕籠は驚いて、駕籠を下すと、其儘足も空に逃げて行く。
豫て剣道にも深い鍛錬があり、膽玉の据つて居る横井は、必然怪者と思つたから、駕籠の戸を開いて、身を現すと同時に、左右から斬つて掛かる、兇漢の刀を、巧に身を轉して、腰の小刀を抜くと、チャリン／＼と受流す、駕籠を小盾に、老體の横井が、殊に病氣の疲勞はあるしするけれど、流石に膽の据つたもので、暫くの間は斬り合つて居たが、何しろ不意を討たれたのと、刀は短いし、二三箇所、創傷を負ふ中に、氣力も疲れて、遂に其場へ斬倒された。かくて横井は、敢なき最期を遂げたのである。

此三人の暴士の背後には、神平主税、大木主水、谷口豹齋等の連中が、附いて居て、是までの手引をしたのである。此連中は、幾何もなくして捕縛され、其年の十月十日に下手人の上田、鹿島、土屋の三人が、梟首に處せられて、他の者は總て終身流刑の處分を受け、事は落着したが、小楠の死は多くの人から非常に惜まれた。

二

是から第二の暗殺事件たる、兵部大輔大村益次郎の遭難の顛末を述べることにしやう。

大村は、初め村田良安という周防國の片田舎に、醫者をして居たが、何うしても繁昌しない。夙に長時に渡つて、蘭醫に就て學んで來たのだから、今といへば、極めて新式の醫者であつたけれど、生來の無愛想が原因となつて家業は極めて振はなかつた。今でも幾分か其傾向はあるが、昔は期間半分の家業が醫者で、如何なる大家になつても多少は病家の御機嫌伺ひをするのが、當然のこのやうに思はれて居た。少し位は療治が拙劣でも、世辭が巧くて、體裁を飾ることの巧な者は、何うしても繁昌するやうになつて居たのだ。然るに村田は、更に左様なことに頓着なく自分の思つた儘にやつて居る。附々診て貰ひに來た病人が、

「私の病氣は何ういふのでせうか、又先生の御見込では早く治りませうか、一寸其見込を伺ひたい」と言はれて、良安は、

「素人が、病氣のことを聞いて何うするのか、醫者に任せた以上、醫者がする通りにして居れば宜い。早く治るか遅く治るか、薬を飲んで見なければ分らない。治つた時が、即ち薬の利いた時だ、と思つて居れば、それで宜いではないか」と、いつたやうなことを答へる。

是では何うしても、病家の長く續く譯はない。よく考へて見れば、村田の言ふ通りであつて、縦令病名を聞いた所が、又其見込を聞いた所で、何うにも仕様がなないのでから、聴くだけ野暮な話だが、それでも大概な人は、其分らないことを聞いて、醫者から世辭半分の挨拶をされると、それで満足をして居るのだ。左様な詰らないことで、大切の時間を費すのは無駄だといつたやうな表情で、村田が、病人に對する、其態度が、如何にも無愛想であるから、治療は何程巧妙でも、病人が長續きして、診て貰はぬのは當然だ。殊更に、片田舎の百姓を、對手にして居る醫者であつて見れば、尙更のことである。到頭村田も、疝癪を起して、醫者は、自分の性質に適した職業でない、と見極めを付けて、蘭書の讀めるを幸ひに、頻に西洋の兵學の研究を始めた。考へて見るほど、此片田舎に盤居つて居るのは馬鹿らしい、寧ろ花の都へ乗出して一旗擧げやうと、茲に決心の臍の緒を定め、兩親にも、其意中を打明けて、生れ故郷を後に大阪へ出掛けて來た。

既う其の時代には、蘭學の利益が、漸く人に知られて來て、單に醫者を業とする者でも、少しく思慮のある人は、多く蘭學の勉強を怠らなかつた時代であるから、村田は密に蘭書の講義をして、其日の生計を立て、傍ら自分も兵學の研究をして居たのだ。今のやうに何處の町へ行つても、洋學の出來る者で鼻を突くやうな場合には、少し位出來たからというて、それが爲に其人の姓名が弘まるやうなことはないけれど、蘭學の必要を如何に覺つて居ても、十分に

學ぶことの出来ない時代で、唯一冊の字引を對手に、自分流に研究をして居た頃のことであるから、村田の姓名は忽ち知られて、色々な翻譯物などを頼まれるやうになつて来た。が、併し、村田は、自分の力の不足を思ふと、緒方塾へ、新たに入つて、しきりに勉強をつづけたのは、此際の事であつた。

或日のこと、伊豫宇和島の城主、伊達宗城の使者がやつて来て、是非面會をしたいといふ、そこで村田が會つて見ると、

「藩侯が、是非一度會ひたいといふ思召があるから、一緒に来て貰ひたい」といふのであつた。

村田は強いて諸侯に仕へる氣はないが、埋木同様になつて居る、自分の名を聞いて、態々使者を寄來して呉れたのみならず、世間の評判に聞けば、宇和島侯は、非常な賢君であるといふし、旁々一度會つて見ても宜いといふ考になつて、其使者に伴れられて、宗城に面會することになつた。

然るに宗城は、其頃の三百諸侯中に於て、最も賢明な人であつたから、直に村田の人物を見抜いて、是非召抱へたといふ、再三の希望に村田も承知して、最初は百石であつたが、宇和島へ連れて行かれてから幾何ならずして、三百石を與へられることになつた。村田も、其知遇に感じて、藩士の間、蘭學の教授もすれば、又宗城の前に出て、西洋の兵學の講義もする。

此時代に、宗城の希望に依つて、軍艦の模型を造つた。それが大層な評判になつて、附近の諸侯からは、態々使者を出して、其模型を寫取りに來る、といふやうな譯で、村田の名聲は、諸藩の間に知られるやうになつた。

此間に於て、村田は、非常な奮發を以て、晝夜の別なく、睡眠を廢し、食を減じて、一心不亂に勉強した。何しろ細かい字を、行燈の薄暗い光で見ると、遂に眼を悪くして、初の中は、手療治でやつて居たけれど、なか／＼治りさうにもなく、遂に眼が腫くやつて來るの、醫者の治療も受けたが、到底全治の見込みがな

いとまでになつて、殆ど盲人同様の有様になつた。

左様なつて見ると、村田も頗る弱つた。眼が見えなくなつては、自分の一生は、是れ終りを告げるにひとしいから宗城に謁見して、是非暇を呉れる、と言ひ出した。宗城は其才を惜んで、容易に暇を呉れぬ、といふのを、病氣の故を以て、強いて頼んだから、そこで宗城も、到頭諦めて暇を呉れることになつた。村田は、直に大阪へ上つて來て、是から勉強を廢して、専ら眼の治療に取掛かつた。そのうちに幸く藥が利いて、眼は治つて舊の通りになつたから、今度は、大阪を後に、江戸へ出て來て、蘭學の教授や翻譯を始めた。

此事が、何時か幕府へ知れて、初の中は、不審の廉を以て取調を受けたが、如何にも其人物が出來て居るのみならず、蘭學の造詣が深いといふので、其頃には幕府でも、蕃書取調所を設けてあつた位だから、改めて村田を、幕府の召抱へとして、其取調所の役人に採用した。さういふことになると、村田の名は諸藩の間に傳へられて、毛利の領内から出た村田は、實に偉い者である、と其評判は、漸次高くなつて來た。それが何時しか毛利家へも聞える、不審に思ひ乍らも、調べて見ると、周防國の片田舎で、醫者をして居た村田良安が、今は名も藏六と改めて、幕府の蕃書取調所の頭をして居るのだと判つたから、毛利家では、今更のやうに驚いて、重臣が、段々協議をした末に、何うしても藏六を引取らねばならぬ、といふことになつた。

今や、毛利藩に於ても、大に兵制の改革をなすの時である。深く蘭書に精通して、西洋の兵學に精しい、とあつて見れば、縱令他藩の領地に居る者でも、高祿を出して召抱へやう、といふ矢先に、自分の領地から斯様な偉い者が、世に出て居ることを知らずに居たのは、如何にも迂闊な次第であつたが、併し、幕府へ抱へられては、何うすることも出来ない。幾度か重役の間問題にはなつたが、到底諦める外はなかつた。

時に、政務座役を勤めて居た、周布政之助といふ人があつた。此人は、後に土州の山内容堂を罵詈した一條から、罪を得て、表面は、切腹して死んだことになつて、其日から淺田公輔と名を變へて、引續き毛利家の爲に盡すことに

なつたが、其初は、周防の田舎で、寺小屋を開いて居たのを、其才幹に惚込んで、毛利侯が抱へたのである。此人の伴が公平というて、神奈川縣知事から樞密顧問官になつた。其知事在職中に、縣廳に秘藏してあつた、光琳の描いた金屏風を、自分の物として、山縣有朋へ贈物にしたことが發覺して、新聞で素破抜かれたり、檢事局の調査を受けたりして、危く刑法上の問題になり掛かつた。若し是が事實であるとなれば、窃盜罪に問はなければならぬので、周布も驚いて、樞密院を退き、隠居届を出して、伴に家を譲つて、纔に法律の制裁だけは、免れることが出来て、此事件は、有耶無耶の裡に葬られて了つた。高位高官の肩書ある者が、往々にして斯ういふことをするのは、風教の上で大影響のあることであるから、深く慎まなければならぬ。それとは事情も違ふが、大浦兼武が、政府の金を以て議員の買收を行つたことが、高松の裁判所の調べに依つて、愈々其事實は明確になつたが、大浦は、疾く大臣を罷めて隠居した。是が爲に起訴猶豫といふことになつて、伴は子爵を相續して、立派な華族になつて居る。周布といひ、將又大浦といひ、總て大い役に在る者が斯ういふことをして、國民の前に示す以上は、如何に學校に於て、倫理の講義を聴かせたり、又修身談を骨に泌みる程言つて聴かせた所が、大い役人ならば悪い事をして、隠居すれば罪を免れるといふやうな、實地教育をして居るのだから、學校教育の效は無いことになつて、人心は益々墮落廢敗の淵に、沈んで行く外はない。些と理窟が他に逸れたやうであるが、兎に角、公平は、父の名を汚したと、言うても然るべきである。

伴は、斯様な詰らぬ人であつたけれど、父の政之助は、確に偉かつた。後に、京都の戰爭に就ての責任を負うて、切腹して相果したが、未だに毛利家では、其後を祀つて居るといふことである。極めて才智に富んだ人であつたから、村田を、幕府から取戻すに就ては一切の責任を引受けて、是から村田の所へやつて来て、諄々として説いた。村田も遂に周布の説法に動かされて、幕府の方でさへ、暇を出せば、何時でも藩侯の家來たることを甘んずる、といふ答をして呉れたから、そこで周布は、改めて幕府の役人に、談判を始めた。何ういふ口實を以て談判したか、といふにそれが實に面白い理窟を捏たものだ。

『我領地内の者を、如何に公儀に於て必要があればとて、藩主へ、一應の御照會もなく、妄に御召抱へになつたのは如何なる次第であるか、長い間、浪人はさせて置いたが、今や藩に於て、同人の必要を感じて、召出さうと致した所が、既に公儀へ御召抱へになつて居ると、聽いて、實は驚いたのである。將來の爲に申上げて置くが、今後は領地内の者を召抱へられる時に、左様な亂暴なことをされては困る。村田は、速に御戻しを願ひたい』斯う言つて出たので、幕府の方でも、聊か面喰つて、村田を、引止めて置くことも出来ず、遂に毛利へ返すことになつたから、村田は、毛利の家來として、重要な地位を得ることになつた。文久三年の春、伊藤俊輔や井上聞多が、英吉利へ、密航する時分に、藩の若殿、長門守から與へられた、旅費が不足で、出立することが出来ない。其時に、伊藤の發案で、當時留守居役をして居た、村田へ相談することになつて、一行五人の者が押寄せて来て、二千兩の旅費を貸せと、いうて迫ると、村田は、膝を打つて一同の決心を激賞し、二千兩貸して呉れ、と言つたのに對して五千兩の金を出して、之を持つて行けと差付けた時には、流石の五人も、聊か面喰つて、容易に手を出し得なかつた、といふことである。村田は五人を戒めて、『足下等が、此度の洋行は、之を大にしては、日本六十餘州の御爲であるし、之を小にしては、毛利三十六萬石の御爲であるから、深く心して、異國のことを調べて來なければならぬ。唯一時の血氣に任せて、前後の分別なき所業をしてはならぬ。恥を忍び垢を飲んで、惜からぬ命を長らへて武士道を立てた例もある。如何なる場合があつても、命を全うして、歸つて來て呉れ』

というて聽かせ、それから五人を洋行させたのであるが、兎に角、村田は、其時代から餘程、優れた思想を有つて居た人には違ひない。

幕府が、長州征伐の軍を起した時分にも、村田は、藩の參謀長として、新式の兵學から割出した、防禦法を案じ出

して、遂に幕軍を、一步も國境へ踏込ませなかつた。それには高杉晋作のやうな、勝れた人物も居て、吉田松陰の門人等が、必死になつて働いた結果ではあるけれど、併し、其戦争の駆引等に就ては、全く村田の力が、與つて大なるものがあつた。其頃から村田の名は、藩に於ても重きをなし、幕府の方へも、強く響いて來たのだ。

幕府が、長州征伐に失敗してから、大勢は、急轉直下の勢で、總て幕府の不利になることばかり起つて來て、其間に、薩長の聯合は成り、薩藩の影に隠れて、長州藩士は、續々京都へ乘込んで來る。今まで幕府に、味方をして居た公卿までが、薩長二藩の願使の下に、動くやうになつて來て、遂に徳川慶喜は、政權返上の願ひを出して、大阪へ退く。引續いて伏見鳥羽の戦争となり、是も幕軍の大敗と決して、慶喜は、僅に身を以て、江戸へ逃歸るといふ、哀れな有様であつた。茲に於て、官軍は大舉して、江戸城を攻むべく、東海道、中仙道、甲州街道の三道から、並び進んで來て、慶應四年の三月十五日を以て、江戸城の總攻撃をなすべく、一切の手續を整うた。此時に幕臣の中から、勝安房の如き偉い人物が出て來て、官軍の大參謀、西郷吉之助と會見の結果、斷笑の間に、江戸城の授受は濟んだ。

同年の四月十二日、慶喜は江戸城の授受が濟むと、同時に、水戸へ退身してつた。斯うなれば最早、大勢は、官軍に有利となつて、幕府の方では、手も足も出ない筈であるが、何しろ二百年以上も、直參風を吹かして、江戸八百八町に、横行闊歩して居た、所謂旗下一入萬の中には、幾分か硬骨の人もあつた。極く少數ではあつたが、其一團が、上野へ桶籠つて、飽までも官軍に對抗すべき氣勢を示した。此一團を、彰義隊と稱したのである。

徳川家光の代になつて、上野に、寛永寺を建立し、其本坊を輪王寺と名付けて、代々の法主には、宮様を迎へて居たのである。幕末の時に、法主になつて居られたのが、北白川宮能久親王であつた。改めて申すまでもなく、北白川宮は、皇室に深い縁故のある御方であるから、何處までも官軍の味方であつた。徳川の危急を救はう、といふ思召があつた。その御心に繼つて、慶喜は、謹慎を表する時も、大慈院の一室へ籠つたのである。彰義隊の一團は、何處までも

も宮を奉じて、官軍と戦はうといふ覺悟であつた。愈々官軍が、江戸へ乘込んで來て、彰義隊に、其立退きを迫ることなつたから、そこで衝突の端は開けて、五月の十五日を以て、愈々戦争といふことに決したのである。

官軍の大參謀は西郷であつたが、何といつても、諸藩の兵を、集めて來たので、謂はゞ烏合の衆にも等しきものであるから、各藩の兵士は、各自の考を以て、進退するやうな譯で、其亂雜と不取締は、殆ど名状することが出來ぬ程であつた。此時に、江藤新平が、太政官の用事で、江戸へ出て來た途中、品川に一泊して、官軍の不取締の有様を實見した。是ではならぬと考へて、御用を早く濟ませ、晝夜兼行で、京都へ引返し、自から太政官に出て、官軍の暴狀を有りの儘に訴へた。一日も早く此官軍の取締をして、民心を治め、併せて上野、彰義隊を一掃しなければ、不測の禍は、此邊から起きて來る、といふ意見を申述べた。茲に於て、俄に大村益次郎を、江戸へ送ることになつた。此人が、即ち村田藏六のことである。

愈々彰義隊との戦争は開かれたが、一切の策戰計畫は、大村が、悉く行つて了つたのである。大村は、長州藩士であつて、薩藩の者から見れば、此人の指圖を受けるのは、甚だ不快の念に堪へない。そこで西郷を訪ねて、『閣下が、大參謀であるにも拘らず、長州の大村が、出遮張つて來て、彼是指揮をするのは甚だ怪しからんことであるから、閣下が、自から戰略を定めて、親しく指揮をして下さるやうに、願ひ度い』

といふのを聞いて、西郷は、ニヤ／＼笑ひ乍ら、『夫や、汝等の言ふことが間違つて居る。大村は長州藩士でも、今は朝廷の御家來であるから、其點に於ては、俺どんと少しも變つて居らぬのぢや。大村は西洋の兵學にも通じて、戦争上手の人ぢやから、一切の戰略を引受けて、大村が彰義隊を討つて呉れ、洵に結構なことではないか、大村の智略を以て、彰義隊を征討しても、大參謀は俺どんぢやから、矢張り俺どんが征略したことになるのぢや』

流石に西郷は大きい所があつた。此場合に一切の戰略は大村に任せて、自分はブラ／＼遊んで居乍ら、彰義隊の討

滅されるのを待たうとする。此雅量は普通の人には、眞似得ない所である。不平を懐いて居た薩藩の勇士達も、是が爲に閉息してしまつて、大村の指圖に従ふことになつた。

愈々、戦鬪が開始されると、大村は上野廣小路の呉服店、伊東松坂の二階に參謀部を設け、自から地圖を開いて、一々各方面の官軍に指揮をして居たのである。戦鬪が酣になつて、もう正午過になつた頃、大村は松坂屋の二階から下りて来て、是から各方面の官軍を見廻り、戦況を視察して、午後の三時過、湯島天神の境内に来て、此處で上野の方面を熱と見下して居た。彼是する中に官軍の撃つた大砲が、吉祥閣に中つて、焰々たる火が起つた。それを見た時に、大村が思はず膝を打つて。

『もう可い』

と言つた。其時の態度は、如何にも立派で、側に附いて居た者が、何時までも忘れることが出来なかつた。今九段坂の上に銅像になつて居る、あの形は其時の態度を、其儘に取つたのである。多くの銅像が淋しうに立つて居る、其中に大村の銅像だけには、何となく生氣が動いて居るのは、全く是が爲である。

今日一日の中に、彰義隊を滅してしまはなければ、江戸八百八町に潜伏して居る、旗下八萬の士が夜の暗に乗じて、一時に蜂起する處がある。そこで大村は、彰義隊征伐に就ては、燈の點かぬ中に一人も残さず、撃攘つて了はうといふ計畫であつた。されば吉祥閣に火の起つたのを見て、大村は『もう是で大丈夫』といふ安心が定いたから、思はず膝を打つたのである。其計畫が岡星に當つて、見込の時間に違はず、彰義隊を一掃し得たのは、全く大村の戦略が、宜しきを得た爲めと言はなければならぬ。上野の戦争に就ても、大村は斯ういふ偉功を立てた人である。單に机の上ばかりでする、講義倒れの兵學家とは、大分趣の違つた所があつた。

奥羽の戦争は済み、函館の戦争も、既に結局の見込は決いた。茲に於て、大村は兵部大輔の大任に就て、軍制の基礎を立てることになつた。其時代の兵部大輔は、今の陸軍大臣と參謀總長を兼任して居るやうなもので、戦軍に於て

の兵部大輔は、無限の權力を有つて居たものだ。西郷は陸軍大將であつたけれど、大村に此實權を興へた所に、又西郷の偉大なる點は現はれて居た。薩藩の人は勿論、其他にも不平を招くものがあつて、幾度か大村排斥の運動は起きたけれど、何時も之を抑へて居たのが、西郷であつた。

大村は斯ういふ地位に上つたから、自分が今まで懷抱して居た、陸軍に對する意見は、悉く實際に行はうと掛かつた。其の間に幾分か效を急いだ點もあつて、後に禍を惹起したのだけれど、兎に角、此時代に徵兵令の施行を案出して、全國皆兵の主義を實行しやうとした所などは、軍事の上にての先覺者として、崇敬するだけの價値はある。殊に、陸軍の基礎を定めるに就ては、將校を教養する學校と、軍器の製造所を設くる必要があるので、京都へやつて来て、其地所の選定に掛かつた。此時分から大村に對する猜疑の念は、薩藩士の中に段々盛になつて来て、何時か時機を見て、大村を蹴落さうとする考は、皆有つて居たのである。

今でこそ、全國皆兵主義を唱へたとて、人が餘り珍しくも思はず、又それが當然なのであるから、格別に名論卓説として、他の尊敬も受けないけれど、明治二年の頃に、全國皆兵論を唱へて、徵兵令を施かうとしたのは、全く破天荒の企圖であつた。少くも五年と十年、進んだ知識を有つて居る人の爲ることだ。其半面には守舊論者があつて、之を奇怪なる意見として、頻りに排斥しやうとした。長い間、武家天下の味を占めて、何處までも武士は、四民の上に立つ者として、肩を切つて歩きたい、といふ思想のある所へ、農民でも商人でも構はず引擧げて来て、之に軍器を持たせて、一國の防禦に當らせるといふのだから、士籍にある者が、不平を起したのは當然である。多くの人物の中に、大村と同じやうに、徵兵實施の思想を有つて居た者もあつたらうが、公然之を唱へる勇氣のなかつたのは、全く士籍にある者の反抗を恐れたからであつた。

大村は左様なことには頓着なく、殆ど實行の運びにまで近づく程に、其調査も終つて、近く徵兵令は發表されるといふことが、外部へ漏れて来たから、そこで守舊派の憤激は、一層甚しくなつて来たと同時に、大村をして長く此

世に在らしめては、長州派の陸軍に對する勢力が強くなる、といふやうな多少の嫉妬心も加つて、薩派の連中が、巧く守舊派を煽り付けるので、大村暗殺の計畫は、着々熟して來たのであつた。

加ふるに長州藩士の中にも、進歩保守の二派があつて、始終是が暗闘して居た。大村は進歩派の先輩として、最も保守派に注目されて居るを幸に、其長州人の一部を煽り付けて、大村を亡き者にしやうとした。此薩派の計畫は、洵に陰險を極めたものであつた。

明治二年の八月、大村は京都へやつて來て、是から兵學寮と機器局を設置すべき地所を、入幡方面に見出して、其圖取に掛かつて、此事が敏くも守舊派の知る所となつて、密に大村の隙を窺うて居たのだ。さういふ風に一身の危機が、漸く迫つて來たことは、神ならぬ身の大村は知る由もなく、三條通木屋町の宿所に泊つて部下の者に命じて、色色な調査をさせて居た。越えて九月四日の晩、一通りの調査も終つて、是から晩酌に終日の勞を忘れやうとした途端に下カ〜と踏込んで來たのは、神代直人外數名の暴士であつた。

物音に驚いて大村は振返つた。所へ、跳り込んで來た神代が、

『エイツ』

と掛聲と共に一刀斬付けたが、大村は巧に引外して立上つた。空を斬つた刀を取直して、神代が横に拂つた一文字、今度は轉す暇もなく、大村は右の膝頭へ深く斬込まれ、呀哉と言つて倒れた所へ、又一太刀、そのうちに大村の從者が、武器を持って駆付けて來たから、神代等は逸早く其場を脱れて、何處ともなく逃去つて了つた。

長州藩の守舊派たる、大樂源太郎と富永有隣の兩人が、久留米の小河眞文、古松簡二、熊本の高田源兵衛、小倉の志津野節三、秋田の初岡敬次、土州の岡崎恭輔等と計つて、政府改造の計畫をして居た。其手始めに進歩派の大村を、先づ斃さうといふ考になつて、大樂等が使つて居た、神代の一派をして大村に害を加へさせたのである。

此神代といふ奴が、人を斬ることの名人で、幾度か是と同じやうなことをやつて來たのであるが、大村を其場に刺

止めることは出来なかつたけれど、確に重傷を負はせたのであるから、其後の容體が何うなるか、先づそれを見て居ると、大村の負傷は存外に重くて、京都に居る醫者では、充分の治療が届かぬ。流石の大村も之には閉口して、大阪へ行つて西洋醫の治療を受けることになつた。此時は既に傷口が腐爛して居て、治療は手遅れになつたが、或は脚を切落したならば、生命が助かるかも知れぬといふので、切斷はして見たが、遂に治療は届かず、十一月の上旬になつて、大阪の病院で大村は死んで了つた。

此時に珍説があつたのは、まだ其頃の京都は、攘夷熱が冷め切らずに居て、異人を忌み嫌うことが一通りでなかつた。現に英吉利公使のパークスが、陛下に拜謁の爲め入京して來た時にも、攘夷派の武士が途中で待伏をして居て、斬付けた珍事が起つた位で、其頃には、京都へ異人を踏込ませぬといふのが、上下を通じての意見であつた。大村の負傷に就ても、大阪から直に醫者を呼んで療治をさせたら、或は生命だけは取止めたかも知れないが、何うしても異人を招くことが出来ないで、愚圖々々して居る中に、時候が悪かつたから傷口が腐つて、遂には彼程の人物を失ふことになつたのである。今から考へれば、馬鹿々々しいことだけれど、其時代に大村が徵兵令を施かうとしたり西洋式の兵學寮を造つたり、機器局を設けやうとしたのだから、守舊派の怒に觸れたのも、實は已むを得ざる次第であつた。

横井と大村の死に就て、政府は非常な手段までも講じて、漸くに其加害者を悉く捉へたけれど、愈々之を處罰する場合に、政府部内の議論が二派に分れた。一は、國家の重臣に對して、暴力を以て其命を奪つたのだから、極刑に處すべしといふのであつて、是は固より當然の主張である。然るに他の一派は、飽までも減刑論を唱へて、縱令其行動は兇惡であつても、其志は天下を思ふ所から來たのであるから、死罪だけは免れさせてやらう、といふので、是は専ら薩派が慫慂して、彈正臺の連中に、此議論を唱へさせたのであつた。併し、之に就ては大久保利通が、飽までも頭張つて、遂に兩人を暗殺した者は、悉く極刑にして了つたが、一時是が爲に、政府部内迄動搖を極めたのであつた。兇行者の處分が終つてから、彈正臺の役人で、減刑論を唱へた者は、或は罷免され、或は譴責されるやうなこ

とになった。單に是だけの事實から考へても、薩長の軋轢は近頃開始したのでなく、其時代からあつたのだらうといふことが、十分に實證せられる。

三

横井と大村が、暗殺された事情は、一通り分つて居るし、又其の下手人も捉へられて、それづくに處分をされたが、獨り廣澤兵介の暗殺は、何の爲に殺したのか、其趣意も分らなければ、又下手人も遂に捉へられず、其嫌疑を受けて押へられた者は頗る多くあつけれど、何れも證據が擧らずに、赦されて了つたのだ。

長州藩から出て、木戸孝允と肩を並べて、對等に應接したのは、廣澤一人であつたが、其他は何れも、木戸に比べれば、グツと下つて居たのだ。精悍の氣、溢れるが如く、膽力もあれば、見識もあり、殊に議論に強い人であつたら、動もすれば、他の感觸を害すやうなこともあつたが、夙に參與の職に就いて、それから引續き參議となり、高き廟堂の椅子に着て、天下の政務に與かつて居たのだ。流石の木戸も、此人には、一目も二目も、置いて居たといふのだから、其一事から考へても、廣澤の爲人は能く分る。

それだけの人物が、暗殺されたにも拘らず、終に下手人が分らぬ、といふのは、奇怪千萬の至りて、殊に、他藩の出身と違つて、苟も、長州藩の第一流の人物である以上、何うしても其下手人の分らぬ筈はない、と思ふが、併し、實際に於ては、未だに下手人は分らないのだから、實に不思議の至りだ。思ふに、尙幾何の年月を経なければ、此下手人は、明になるまい。一説には、藩州の者が、教唆して行らせたのだ、といふ風評もある。何れにしても下手人の分らぬのは、不思議といふの外はない。

初め波多野金吾と稱して、長州藩が京都から逐はれて、非常に苦んで居た時代には、却々に活躍した人である。彼の井上は、補付橋で斬られた時は、政治堂の役人をして居て、井上から見れば上級の地位に居たのだ。幕府が、征長軍を起して、同時に嚴重な談判があつた時は、飽までも幕府に對抗して、一戦を試みやうといふ議論を、最も強硬に唱へたのが、此人である。それが爲に、軟化の重役等に睨まれて、井上が斬られた後、正義派の志士が掃された。其際に、波多野も同じく禁銅されて了つた。其後、藩の形勢が一變して、高杉等の正義派が、威を振るやうになつてから、波多野も亦罪を赦されて、再び藩政に携はるやうになつた。

征長軍に對する戦争は、極めて好都合に運んで、幕軍は、大敗を遂げる、戦局も有耶無耶の中に結ばれた。例の薩藩との聯合も、其間に成つて、表面に於てこそ、長州藩士は、京都へ出入することは出来なかつたが、薩藩の陰に潜んで、京阪の地に、追々と入込んで、盛に暗中の飛躍を試みたのである。波多野も、逸早く京都へ、乗込んで来て、東奔西走して居る中に、形勢は、益々薩長二藩の爲に有利となつて、徳川慶喜は、政權を返上して、大阪に退くまでのことになつた。是より先き、岩倉具視は、朝廷の勸氣が赦れて、再び廟議に參列するやうになつたので、今までの意見とは、大分距離のある、倒幕論を公然唱へるやうになつて、それから薩長の人々とは、自然に近づくやうになつて來たのである。

此際に、岩倉のことも一通り言うて置かう、王政維新の大局は、自然の勢と、薩長二藩の努力から、造られたものには違ひないが、併し、或程度までは、岩倉の努力と認めなければならぬ事情がある。元來、岩倉は、公武合體論者であつて、時が爲には和宮の關東へ降嫁に就ても、専ら岩倉の勸説から定つたのであるが、其和宮降嫁のことは、公武合體論が、形になつて現はれたのであることは、今更言ふまでもない。其後、朝廷の形勢が一變して、極端な倒幕論になつた時、岩倉は、遂に朝廷の勸氣を蒙つて、官位を剝奪せられたのみならず、洛中に住居することすら禁止せられ、止むなく洛北の岩倉村に、蟄居の身の上となり、剃髮して友山と號し、全く世と距てられて了つたのである。所が、此人は、公卿の出身でこそあるけれど、非常に膽力もあれば、見識もあつて、自分の一身が、是までの窮境

に陥つたにも拘らず、少しも氣を落さずに、悠然として再び乗すべきの機會の來るを、待受けて居たのだ。其間に於て、倒幕論者が、此人を憎むの餘り、幾度か脅迫を如へて見たけれど、更に其甲斐はなかつた。

斯くて、歲月も経ち、慶應の三年になつて、時局は、屢々變轉して、徳川は、遂に政權を返上するの止むなきに至つた。此前後に於て、岩倉は、再び官位を得て、朝議に參列する身の上になつたのは、公卿の仲間、岩倉の必要を感じたのみならず、薩長二藩の人々に於ても、岩倉のやうな、豪膽にして智慧のある者が、朝廷に、一人位は居て呉れなければ、何事を計るにも、都合が悪いといふので、今まで岩倉を、排斥した者までが、其復職を歡ぶといふ有様で、昔の憎まれ者が、飛んだ人氣を博することになつたのである。斯ういふ點から考へても、岩倉が、普通の公卿と異つた所のある人だ、といふことが判る筈である。

岩倉が、まだ官位に復されずに、岩倉村に閑居して居る當時、既に、徳川追討の密勅は下つたのであるが、誰一人として、薩長二藩へ、此密勅を、取次ぐ者はなかつたのだ。それは何故かといふに、徳川の勢威は、衰へたには違ひないが、まだ容易に倒れるといふ見込みも付かず、殊に、大阪城には、三萬の大兵を控へて居るのが、公卿の眼前に散つて居る。元來が、先祖代々、臆病に生れ付て居る公卿は、一時の勢で此密勅を、下賜はるまでの運動はしたやうなものゝ、俗て愈々、之を二藩へ取次ぐ場合になると、後日の責任者になるのを恐れて、自ら進んで、取次ぐ者はなかつたのである。さればとて、今更に握潰しにすることもならず、陛下へ、返還することは尙更出來ぬ。茲に於て、公卿共は、相談の上、此事をなし得る者は、岩倉の外にないとなつて、遂に官位を剝奪されて、蟄居して居る、岩倉の手許へ、此密勅を送り届けることにしたのだから、實に莫迦らしい事ではないか。

此密勅を、薩長二藩へ、岩倉の手から渡す時に、薩藩を代表して行つたのが、大久保市藏で、長州藩を、代表して行つたのが、廣澤兵介であつた。今から思つて見れば、此密勅を受取るのは、何でもないことのやうに思はれるであらうが、此時代のこととして考へて見れば、實に容易ならぬことであつて、若し其見込が違へば、薩長二藩は、或は

全滅になつてしまふかも知れない。渡す方の岩倉にも、確い決心があつたらうが、之を受取る大久保と廣澤も、普通の覺悟では出來なかつたのである。されば、其後に於て、愈々徳川の兵が、伏見鳥羽の街道へ、押寄せて來た時、廟議は紛々として決せず、尙幾分か徳川に、未練を存して居る公卿が、其機會に乗じて、弱い音を吐くものが、少なからず在つたのを、岩倉が、強壓的に叱り付けて、遂に制へ付けてしまつたのだ。維新の際に於ての廣澤は、兎に角、此密勅を受けるだけの位地に居た人であつた。

其後、伏見鳥羽の戦争も濟んで、征討軍が、有栖川宮を、總督に仰いで、關東へ、愈々攻寄せることになつた。呀哉、八百八町は、兵燹の巷に化せんとした折柄、幸にして幕府には、勝安房の如き智者があり、官軍には、西郷の如き偉人が居て、此兩雄の會見の結果、談笑の間に、江戸城の授受は濟んで、纔に上野の彰義隊が、戦争の眞似のやうなことをした位のこと、天下泰平の基礎は、茲に固められたのである。それから徳川慶喜の處分を如何にするか、といふのが問題になつて、太政官の會議では、大分激しく揉合つたが、廣澤は、飽までも慶喜を、極刑に處さなければならぬ、といふ説を唱へて、薩摩の西郷と、衝突した位であつた。けれども、其説は遂に行はれずして、慶喜は、死一等を減ぜられて、静岡へ隱居することになつた。

廣澤が、佐賀の江藤新平と相知つて、よく江藤の獻策を容れたことに就いては、同じ長州藩の人の中にも、非常に不快の感を懷いたものであつた。長州人は、非常に江藤を嫌つて居たのであるが、獨り廣澤は、江藤を、深く信じて居た。明治政府が成つて、江藤が、參議兼司法卿とふ、偉い役目に就いた後、長州人との軋轢は、一層甚しくなつたけれど、維新前に於いても、長州人とは、動もすれば相容れなかつたことがある。

尤も、江藤は、非常に經綸の才があつて、議論も、なか／＼猛しい人であつたから、さういふ點に就て、長州人と相容れず、何となく毛嫌ひされて居たのだ。それを廣澤が、江藤の建議を聽いて、其説を、屢々助けたので、江藤を嫌ふ情は、却て廣澤を憎むの心となり、是が爲に幾度か、廣澤と江藤の關係に就ては、長州人の間にも、苦情が起つ

たといふことである。

此一事は、何う考へて見ても、後の暗殺事件に、多少の關係を有つて居るやうに思はれる。又薩藩の人達が、木戸に對しては、左までに畏れを懐かなかつたけれど、廣澤に對しては、非常に遠慮勝ちであつて、又廣澤が、薩藩の人に對しては、何時も強硬な議論を唱へて、其争ひの衝に當る、といふやうな、調子のあつた爲に、薩藩の人は、自然と廣澤を、煙たく思ふやうな事情もあつたのである。併し、參議としての廣澤の勢威は、非常に盛なもので、一時は廢澤參議の名が、他の參議を壓する程の勢であつた。其勢力が飛離れてあつたといふことが、或は暗殺の禍を引いた原因にもなつたのであらう。

堀のお梅と題する、探偵小説のやうな書物が、大分盛に行はれたことがある。是は彼の岡崎恭輔の昔譚を聴いて小説風に潤色したものであるから、其幾分は信を置くにも足るが、併し、其人物觀に至つては、甚だ當を得ないことが多い。現に其書物の中に、廣澤が、唯酒を飲んで威張り散したり、女に溺れて、取締のない人であるが如きことは、屢々書かれて居るけれど、優れて偉い人物であつた、といふことは更に書き現はされてない。唯一篇の小説として、多くの讀者に歡ばれるのには、左様書いた方が、面白いかも知れぬが、廣澤程の人物を、それが爲めに、滅茶々々な人間のやうにしてつたのは、如何にも惜しいことである、と思ふ。何うせ長州人のことであるから、女の好きであつたのは言ふまでもないが、誰れが爲に、廣澤の人物を劣くしてつたのは、詰らぬ悪戯だ。

明治三年の一月九日の夜、九段坂上の廣澤の妾宅に、何者とも知れず、忍び込んだ奴があつて、廣澤は深く酒を飲んで、美人を擁して寝て居た。その不意を襲はれたのだから、何んな人物でも防ぐに途なく、空しく殺されて了つたのである。

廣澤の暗殺に就ては、是以上のことを述べることは出来ないのだ。何故かなれば、其の後六十年も経つた今日になつて、未だ下手人が分らぬのだから、暗殺に關する詳細なことを、述べることは出来ない。併し、同鑑して居た愛葉

や、使はれて居た家來などは、悉く其筋へ引立てられて、随分酷い拷問もされたやうであるが、結局は、要領を得ずして何れも放免された。熊本の中村六藏といふ人も、嫌疑を受けて、大分酷い目に遭つたやうだが、遂に證據が擧らず、他の事件で、二十年も牢獄の生活をして、後には自由の身となつて、歸は既に老境に達して居たが、元氣は旺盛で、盛に氣を吐いて居たが、著者も、中村とは親しく交つて、その人爲は、よく知つて居る。或は此人なぞの口から廣澤暗殺の真相が、漏れて來るだらうと思つて、本人に就て聽いて見たこともあるが、笑つて居て、何ともいはなかつた。今は故人になつてしまつたから、再び糺すことは出来ない。

僅に一年の間に、大村、横井、廣澤の三人を失ふたのみならず、此時代には動もすれば暗殺の慘劇が演ぜられて、此外にも有爲の人物が、大分暗から暗へ葬られたのだから、實に恐しい時代であつた。

奇傑雲井龍雄

高杉晋作が、幕末に於ける、長州藩の奇傑であるならば、雲井龍雄は、明治初年に於ける、米澤藩の奇傑である。晋作は、徳川氏の運命が、將に盡きんとする機会を捉らへて、或時は攘夷を標榜し、又或時は、勤王を唱へ、長州藩の勢力を、巧に利用して、幕府に對抗したほどの傑人であつた。當時の晋作が、長州藩の代表者といふ程に、有爲の位置には居なかつたが僅の間でも、藩の幕府に對する方針が、晋作に依つて、動かされた時代はあつたのである。其點からいへば、晋作が、長州藩の力を利用して、自分の主張を行はんとしたものである、と言つても、敢て過賞ではあるまい。

長州藩が、倒幕の野心を、深く包んで、表面は、皇室の名に依つて進退した、幕末の彼の動作は、素より一個の高杉が、之を爲さしめたものである、とは言へないが、併し、其事道方が、藩の方針となつて、漸く天下の大勢も、又それと同じ途に、傾いて来た場合に於て、晋作が、決然として起つて、倒幕の大活動を開始して、長州藩の勢威を、幕府に示したことは、確に晋作の力が、與つて大なるものがあるとは、言ひ得るのだ。或時は順境に、又或時は逆境に、其浮沈も、殆ど且夕に計り難いものはあつたけれど、巧に其激流を潜り抜けて、さしにも紛糾した、藩論を歸一せしめ、遂に幕軍を、國境に防いで、あの奇功を収めた、前後の振舞は、眞に天下第一人と稱す可きである。其功を

問へば、僅に三十に満たず、其身分をいへば、漸く士分たるに過ぎず、藩政の上に、何の重きをなして居たのでもない。さういふ身分の者が、遂に藩の實權を握つて、天下の大勢を造り出した、といふことは、幕末の各藩を通じて、多く其比を見ないのである。

若し、雲井龍雄を、長州に生れしめたならば、確に晋作と同じやうに、大仕事をやつたに違ひない。また、米澤藩が長州藩と同じ立場にあつて、幕府と相争ふたならば、龍雄も矢張り晋作と同じ道を進んだに違ひない。惜い哉、米澤藩に天下の大勢を洞察するの士がなく、藩主上杉侯も、亦明察の君主でなかつたから其藩士の如きも、長州藩士のやうな活動を爲し得なかつたのである。

龍雄の性格や、其意氣より之を察するに、正に晋作と、同型の人物であつたことは、敢て疑を容るゝの餘地はないが、龍雄をして自由に、其驥足を伸べしめず、徒に陰謀の罪人として、三尺高い木の空に、其頭を曝させたのは、實に遺憾の極みであつた。

明治政府が成つて僅に二年、多くの人は、未だ封建政治の夢を、見て居たのみならず、薩長二藩の專横は、日を逐うて激しくなる。それに憤慨して、漸く叛を思ふの人多きその機會に乗じて、龍雄は、巧に此人心を利用して、同盟の連判に加へた同志は、三千人の多きに上つたが、事敗れて縛に就くの前、逸早くも龍雄は、此連判を火中してしまつたから、其人名は、世に露はれずに済んだけれど、若し、此連判が、政府の手に入つたならば、其後榮達して權勢を得た人々の中にも、刑場に、其首を曝した者は、多くあつたに違ひない。龍雄が封建回復のことを聲明して、同志を募つた其心事は、必しも、封建回復にあつたのではなく、當時の人心、殊に不平の徒を、糾合する場合には、此題目を唱へるのが、最も捷徑であつたから、此題目を捉へて、多くの同盟を造つたのである。唯此一事を、皮相より見て、守舊頑迷の徒なるが如く、批評し去つては、眞に龍雄の心事を知つての批評とは言へない。著者は、常に龍雄の事蹟に就て、斯ういふ觀察を下して居るが、今其謀叛の跡を、尋ねるに就ても、漫に當年の高杉晋作と相對比して、

龍雄が、米澤藩に生れて、徒に時勢に逆行した爲に、長く歴史の上に、其賊名を誣はれることになつたのを、悲しむ者である。

龍雄は、弘化元年の三月二十五日、米澤の城下に生れたのである。父は中島惣右衛門というて、平凡の武士ではあつたが、生れた龍雄は、非凡の奇傑であつた。兄の虎吉は、殆ど其生存すら、認められぬ位であつたが、弟の龍雄は實に偉いものであつた。二十二歳の時、初めて江戸に出て、安井息軒の塾に學び、僅に一年にして塾頭となつた。龍雄が、如何に偉くとも、一年の短い月日を以て、萬卷の書を讀破することは至難であらう。江戸に出る以前、米澤に於て、十分の讀書はして、既に古今の歴史にも通じ、經書の眞諦も、極めて居たのだ。唯息軒の塾に入つたのは、其仕上をしたに過ぎぬのである。息軒は、深く龍雄の爲人を信じて、早くも塾頭に引揚げたのであつた。其頃から、深く時勢の日に非なるを憤慨して、藩の重役には、屢々其意見も披瀝したことはあるが、更に用ひる所とはならなかつた。

初め安井の塾に入らんとした時、龍雄は、息軒に對して、少しも尊敬の態度を執らず、恰も友人と談笑するが如くして居たので他の門人は、傍から見て居ても、癢に觸る程であつたといふ。然るに、一度息軒に許されて、其塾生となるや、俄に其態度は一變した。今度は今までの門人も、遠く及ばぬ程に、敬虔の態度を以て、息軒に師事するやうになつた。或門人が、龍雄に向つて尋ねた。

『足下は、入門する時分には、先生に對して、無禮の態度を執つたにも拘らず、今日に至つて全く其様子の變つたのは、何ういふ次第であるか』

龍雄は莞爾と笑つて、

『初て先生に謁した時は、今江戸に於て、有名な息軒先生も、敢て其學問に於ては、敬意を拂ふに足るだけの御方ではない、と思つたのだ。假に學問は、拙者より一日の長者であるにしても、其識見に、拙者を敬服せしむるだけの、

深いものはなからう、と思つた。然るに一度、其温容に接するに及んで、其學と識と、共に遠く及ばざることが分つたから、茲に於て、我長者として尊敬するに足ると、深く心服することが出来たので、今は其門人として、先生の心を損はざらんことのみ、努めて居るのである』

此答を聞いた門人は、龍雄の剛腹にして、敢て人に譲らざる、其氣分には恐入つたといふことである。或日、息軒が龍雄を呼んで、

『汝を煩はしては、洵に氣の毒であるが、此頃、俺の知人が持つて居た、フランケットといふものを見たが、巧に獸類の毛を織込んで、手觸りも軟かく、且暖かに出来て居る。之を疊んで敷けば、座蒲團の代用にもなり、之を擲げて覆へば、夜の蒲團の代用にもなる。若し旅行をする時分に、纏うて行けば、雨の凌ぎも付く。是非一枚欲しいと思ふが、之を求めるには横濱まで行かなければならぬ。就ては、汝に之を買つて来て貰ひたいと思ふが、何うぢや』

『行つて参りませう。横濱は、異人の寄留地のある所でありますから、其模様も見て來たく考へますから、別に一日の御暇を戴きたい』

『それは承知いたしました』

そこで龍雄は、横濱へ「フランケット」を買ひに出掛けたが、三日程して龍雄は歸つて來ると、直ぐ息軒の前に出て、

『唯今戻りました』

『オー御苦勞であつた、何うぢやな、フランケットは…』

『折角の御申付けでありましたが、フランケットを買ふことは、止めて來ました』

『何ぢや。態々横濱まで買ひに行き乍ら、フランケットを、買はずに來た、と申すのか』

『左様でござりまする』

『夫や、何ういふ理由か』

「先生の仰せの通り、洵に手觸りも柔らかく、便利なもの、やうには考へましたが、併し、從來から行はれて居りま
する毛氈と、少しも異なる所はござりませぬ。其類品の品がないのなら格別のこと、既に毛氈といふ調法なものが
ありまするのに、それよりは稍々優れて居るといふ爲に、高金を出して、別に求める必要もなからう、と考へまし
て、買入れることは止めに致しました、が、併し、何か御土産をと存じまして、色々捜しました末、斯ういふ珍本
を捜して参りましたから、是で御不承を願ひます」
と言ひ乍ら、息軒の前に出した、一冊の書物を、息軒が取上げて見ると、それは漢譯の萬國公法であつた。

「フランケットの代りに、斯ういふものを買つて来たのか」

「左様です。一枚のフランケットに纏つて、僅に、快く眠を食ふことよりは、此一冊の書物に依つて、萬國交通の條
理を辨へる方が、趣味は深からうと存じまして、之を求めて参りました」

「ウム、左様か、それは却て、此方が可かつた」

息軒の心では、何時までもフランケットが欲しかつたのだけれど、龍雄の言ふ所に、一應の道理もあり、又其奇才、
大に愛すべきものがある、と思つたので、叱言を言ふことは止めて、快く一冊の萬國公法で満足したのである。

二

其後、龍雄は、藩命に依つて、故郷の米澤へ歸ることになつた。米澤を出る時から、龍雄のことは、同輩の間に
も、大分評判になつて居たし、又安井塾へ這入つてからの、龍雄の消息は、屢々人傳に依つて、同輩の間に知れて居
たから、龍雄が、歸つて来たのを聞くと、其連中が、段々と集つて来て、色々な話を聴うとする。殊に、當時のこと
であるから、異人のことを尋ねるものが多かつた。大概は攘夷の思想を以つて尋ねるのであるから、奇怪千萬のこと
を言ふものがあつて、龍雄は、殆ど應答に暇もない位であつた。

「異人は、脚が曲らぬといふことでござるが、若し脚が曲らぬとすれば、歩く時分には、何ういふ風にして歩くもの
であらうか」

斯ういふ奇問を發する者もあれば、また

「平生、人肉を好んで食らうといふが、其邊のことは如何であるか」

斯様な馬鹿げたことを尋ねるものもある、龍雄は、

「足下等の言ふことは、みな申して居るやうぢやが、百聞は一見に如かずで、拙者が、横濱へ参つて見て来たのとは
全く違ふ。五體の構造は、少しも我々と異なつた所はなく、却つて筋骨の能く發育して居る所は、到底我々日本人
の及ばざるところであつて、思慮は綿密であるし、規律は整然として居るし、殊に人情に厚く、襟度も廣く、日本
人なぞの及ぶ所ではない」

「ハ、一、左様いふものでござるか」

「殊に夫婦仲の良いことは、實に他の見る目も、羨しい位で、出入必ず相携へて行く。而も白晝公然、人中でも
互に腕を相抱して行く所は、比翼連理の譬喩も及ばず、殊に大切な事を行ふ時分には、必ず拂曉の一刻を以てする。
是は太陽が東の方に昇つて、天地の明るくなる時程、人間の精神の爽快なる時はないのぢやから、即ち異人は、此
時を利用するのであるが、斯ういふことまで、日本人とは、大分其思想が違つて居る、ハツハ、、、」

異人を悪く言ふだらう、と思ふて、それを豫期して、聴きに來た連中も、斯ういふことを聴かされて、實は案外の
思ひをして、立去つたものも多い。是は龍雄が、殆ど戯談半分に、愚問を發する奴を戒めて、追拂つた逸話には過ぎ
ないけれど、其間には、龍雄の觀察が、優れて居る所も、現はれて居る。

斯くて慶應三年の春、藩命に依つて龍雄は、京都へ上ることになつた。此時には、殊更に遠山翠と變名して、着
京の後、藩邸に居たが、多く人と交らず、密に大勢の赴く所を、見て居たのである。此際は、幕府に於て、最も面

倒なことの續いて起つた時代であるから、少しく志のある者は、皆興味を以て、其時代の推移して行く有様を觀て居たのである。そのうちに、徳川慶喜は突如として、政權返上の願ひを出した。一度此ことが漏れると、佐幕派の連中は、非常な騒ぎで、之を打消さうと努めたけれど、遂に何の効もなく、政權は、全く徳川の手から離れて了つた。同時に慶喜は、大阪城へ引揚げる、朝廷からは、領土返納のことを迫つて来る、といふやうな譯で、朝廷と幕府の間は、火を摺るやうな争になつた。其結果が、例の伏見鳥羽の戦争となつて、幕軍は遂に散々の敗北で、慶喜は江戸へ走る、此際に徳川征討の詔勅が下つた。

是までの経過を、靜に見て居た、龍雄は、思はず歎聲を漏して、『時勢の傾いて行く、其機微を悟らぬ幕府の役人も愚であるが、併し、些な事の誤解から、宮闕近く鐵砲を撃つた位のこと、直に之を逆賊として、征討の詔を發するが如きことは、全く薩藩の者共がすることであつて、若し此勢を、此儘に打棄て、置いたならば、今後は薩藩が、何處まで増長して来るか分らない。是より徳川の爲に奮起して、彼の薩賊を討たなければならぬ』

と、茲に初め薩藩に對する、憤恨の情が起つて來たのである。事は、薩長聯合の上で出來ただけれど、表面は、まだ長州藩が、頭を出さずに、何處までも薩藩の影に隠れて居たから、そこで龍雄の眼に着いたのは、薩藩の行動である。従つて其憎惡の念は、多く薩藩の上に掛かつてゆく、實に止むことを得ない次第だ。當時、龍雄と同じ意見を、有つて居た者も相當にあつて、殊に、熊本の平井城之介が、全く龍雄と、同一の考を有つて居たから、互に手を執つて、深く相約して、是から兩人揃うて、江戸へ下ることになつた。

大井川の邊で、霖雨の爲に、十日餘りを空しく過した。そのうちに官軍が、續々關東へ進んで行くのを見て、最早斯うしては居られぬ、時勢は、刻々に迫つて來る、といふ感も起るし、旁々川の開くを待つて、直に豊後縣行で、是から江戸へ乗付けた。併し、品川まで來ると、官軍の先手は、既に其一部が、品川にまで迫つて居て、容易に江戸へ這入ることは出來ないから、平井と共に、旅商人の姿に身を扮して、辛うじて江戸へは這入つたが、もう此時は、各藩邸は、それ／＼に引揚げてしまつて、留守居も居らぬ、といふやうな次第で、止むことを得ず、白金の興禪寺へやつて來て、茲に暫く身を潜めて、幕府の運命を見て居たのである。

三

彼是する中に、官軍は、愈々江戸の四境に迫り、有栖川宮は征討總督として、駿府城に大本營を定めて、其勢は、實に素晴らしいものであつた。然るに、龍雄は、今日までの大勢は、幕府に不利なりと雖、尙幕府には、旗本八萬の士もあり、奥羽諸藩は、多く同盟して、幕府を扶けることになつて居るから、さかんな戦争が、起るものと思つて居たのだ。處が、意外千萬にも、幕府の陸軍總裁職たる勝安房が、官軍の大參謀西郷吉之助に對面して、談笑の間に、江戸城の授受を終り、同時に、徳川慶喜は、江戸を立退いて、水戸へ引上げてしまつた。之には流石の龍雄も、意外の感に打たれて、幾度か天を仰いで嘆息はしたけれど、今更に自分等の力を以て、此大勢を挽回することは出來ないが、奥羽諸藩は、飽までも聯盟を固くして、官軍に對抗する決心を示して居るから、一日も早く、米澤へ立歸つて、何處までも官軍と争ひ、此の大勢の挽回を計らなければならぬ、と決心して、是から興禪寺を出て、米澤へ歸ることになつた。

其際に、幕臣の入見勝太郎と出會つて、互に手を執つて、將來を約した。此人見が、後年に、茨城縣令を勤めた、寧のことである。劍術の達人として、幕臣中でも、屈指の人物であつた。曾て鹿兒島まで、西郷を殺しに行つて、遂に其目的を遂げずに歸つて來た、といふやうな逸話もあつて、利かぬ氣の人であつた。龍雄が、米澤に着いたのは、明治元年の六月七日のことであつたが、此時は、米澤の兵は、既に越後路に出て、會

津藩と相應じて、盛に對抗して居たのだ。龍雄も、直に其後を追ひ、越後へ来て、甘粕備後守に會つて、
 『今、官軍が、此大勢を造つたのは、其根本は、薩長の聯合にあるのだから、此場合に於て、薩長の離間を策して、
 互に相争ふやうにさせたならば、官軍の中堅は、之に依つて亂れるのであるから、其力も、亦之に依つて、衰へる
 に極つて居るから、其機會に乗じて討てば、大勢を挽回することは、左までに難いこともない』
 というて、薩長離間の策に就て、説いて見たが、甘粕は、唯龍雄の説を聴くばかりで、容易に之に同意を表さなかつた。

甘粕には、薩長離間の策は用ゐられなかつたが、龍雄の所信は其處にあつたのであるから、縦令自分一人でも、此
 所信を貫かすには置かぬ、といふ考はあつた。長州の時山直入が、京都からの知己であるのを幸ひに、其時山を利
 用して、薩長の離間を計らう、といふ考を起して、是から薩藩に對する、不都合の箇條を數へて、
 『薩長の二藩は今、時の勢で、聯合はして居るが、長く其聯合は保てるものでない。殊に、薩藩の専横は、其極に
 達して、總ては長州藩に對しても、其専横が差向けられるのであるから、長州藩は、今にして深く警戒する所が、
 なければなるまい』

といったやうなことを、書いて送り、同時に、討薩の檄を認めて、各藩に散布し、長州藩を揚げて、薩藩を押し落さう
 としたのであるが、不幸にして其策は行はれなかつた。

併し、此一事を以て、龍雄を、直に長州派と目することも出来ぬ。又單に排薩といふが如き、簡単な意見を有つて
 居た人とも、言へないのである。参考の爲に、龍雄の認めた、討薩の檄を掲げることしやう。

討薩檄

初め、薩賊の幕府と相軋るや、頻に外國と、和親開市するを以て其罪とし、己れは専ら、尊王攘夷の説を主張し、
 遂に之を假りて、天眷を僥倖す、天幕の間、之が爲に紛紜内訌、列藩動搖、兵亂相踵ぐ、然るに、己れ朝政を専斷

するを得るに及んで、飄然局を變じ、百方外國に詭媚し、遂に英佛の公使をして、紫宸に參朝せしむるに至る。先
 日は公使の江戸に入るを譏て、幕府の大罪とし、今日は、公使の禁闕に上るを悦び、盛典とす、何ぞ夫れ前後相
 反するや。因是觀之、其十有餘年尊王攘夷を主張せし衷情は、唯幕府を傾け、邪謀を濟さんと欲するに在ること
 昭々可知、薩賊多年、誣詐萬端、上は天幕を暴蔑し、下は列侯を欺罔し、内は百姓の怨嗟を致し、外は萬國の笑
 侮を取る。其罪、何ぞ問はざるを得んや。

皇朝陵夷極まるといへども、其制度典章、斐然として是れ備はる。古今の沿革ありといへども、其損益する所可
 知也。然るを、薩賊専横以來、叨に大活眼大活法と稱して、列聖の微猶嘉謀を任意廢絶し、朝變夕革、遂に皇國
 の制度文章をして、蕩然地を掃ふに至らしむ。其罪、何ぞ問はざるを得んや。

薩賊、擅に攝家華族を擯斥し、皇子公卿を奴僕視し、猥に諸州郡不逞の徒、己れに阿附する者を拔て、是をして青
 を糲ひ紫を施かしむ、綱紀錯亂、下凌ぎ上替る、今日より甚しきは無し、其罪、何ぞ問はざるを得んや。

伏水の事、元暗昧、秘圖と公戰と、就直就曲とを不可辨、苟も王者の師を興さんと欲せば、須らく天下と共に、
 其公論を定め、罪案已に決して、然る後徐に之を討すべし、然るを倉卒の際、俄に錦旗を動して、遂に幕府を朝
 敵に陥れ、列藩を劫迫して、征東の兵を調發す、是玉命を矯めて、私怨を報する所以の姦謀なり、其罪、何ぞ問

はざるを得んや。

薩賊の兵、東下以來、所過の地、侵掠せざるごとくなく、所見の財、剽竊せざるごとくなく、或は人の鶏牛を擯み、
 或は人の婦女に淫し、發掘殺戮、殘酷極る。其醜穢、狗鼠も其餘を不食、猶且醜然として、官軍の名號を假り、太

政官の規則と稱す。是今上陛下をして、桀村の名を負はしむる也。其罪、何ぞ問はざるを得んや。

井伊、藤堂、榊原、本多等は、徳川氏の勳臣なり。臣をして其君を伐しむ。尾張、越前は、徳川の親族なり、族を
 して其宗を伐しむ。因州は、前内府の兄なり、兄をして其弟を伐しむ。備前は、前内府の弟なり、弟をして其

兄を伐しむ。小笠原佐渡守は、壹岐守の父なり、父をして其子を伐しむ。猶且強いて、名義を飾て曰、普天之下莫
非王土、率土之濱莫非王臣。嗚呼、薩賊五倫を滅し、三綱を斃り、今上陛下に初政をして、保平の板蕩に超
えしむ。其罪、何ぞ問はざるを得んや。

右の諸件に因て觀之ば、薩賊の所爲、幼帝を劫制して、其邪を濟し、以て天下を欺くは、莽操卓懿に勝り、貪殘無
厭、所至殘暴を極るは、黃巾赤眉に過ぎ、天倫を破壊し、舊章を滅絶するは、秦政宋偃に超ゆ、我列藩、之を坐視
するに不忍、再三再四、京師に上奏して、萬民愁苦、列藩誣冤せらるゝ狀を曲陳すといへども、雲霧擁蔽、遂に天
闕に達するに由なし。若し唾手以て、之を誅鋤せずんば、天下何に由てか、再び青天白日を見ることを得んや、於
是、敢て成敗利鈍を不問、奮て此義擧を唱ふ。凡四方の諸藩、貫日の忠、回天の誠を同ふする者あらば、庶幾くは
我列藩の不逮を助け、皇國の爲に、共に誓て此賊を屠り、以て既に滅するの五倫を興し、既に斃るゝの三綱を振ひ
上は汚朝を一洗し、下は頽俗を一新し、内は百姓の塗炭を救ふ、外は萬國の笑侮を絶ち、以て列聖在天の靈を慰
め奉るべし、若尙賊の籠絡中に在て、名分大義を不能辨、或は首鼠の兩端を抱き、或は助奸黨邪の徒あるに於て
は、軍有定律、不敢赦、凡天下の諸藩、庶幾くは勇斷する所を知るべし。

此檄文が出来ると、長州藩の部將、時山直入に、態々其寫しを送つて、藩長の聯合が、長く續く見込のない、とい
ふ、意見を書き添へ、今より薩藩に對する、長州藩の意向を、確く定めて置く必要がある旨を説いて、巧に薩長の離
間を計らふとした。時山とは、曾て相識の間柄であるにしても、免に角、此際に龍雄が、斯ういふ離間を行はうとし
たのは、餘程大膽な所がなければ出来ないことである。時山も、相當の思慮ある人であつたから、龍雄の煽動には乗
らなかつたが、龍雄は、此筆法を以て、誰に向つても同じやうなことを言つて居たのだ。

『今、官軍は、白河口に追つて、頗る戰爭に窮するの狀がある。若し貴藩の兵を割いて、敵の背後から襲ふたならば

一擧にして打破ることが出来る。是非さういふ策を用ひて貰ひたい』
斯ういふ獻策はしたけれど、是も用ふる所とはならなかつた。

そこで龍雄は、非常に憤慨して、
『會津侯にして、既に斯の如き有様では、到底官軍を打破ることは難しい。此上は、別に策を立て、大に戦ふの用
意をする外はない』
と深くも考へて、各藩の間を、遊説することに決した。愈々出發といふ段になると、今まで滞在して居る中に知己に
なつた、會津藩の側用人を勤めて居る、原直鐵といふ人が訪ねて来て、大に談論をして歸つた。

翌日改めて龍雄を迎へて、
『先生の御高見は、實に敬服の外はない。我藩主は、今奥羽諸藩の盟主となつて、薩長の賊臣を討たんとはして居る
が、是れとても今日の狀態では、其の本懐を遂げることは難かしいと思ふ、就いては、自分も先生に従いて、各藩
の間を遊説して、大に義軍を起して、彼等に當らうと考へるが、同行を御許し下さることは出来まいか』

『足下の志は、深く感佩に堪へぬ。何卒天下の爲に御盡し下さい』
兩人は、血を繋つて、深く約し、同志の者を語らうて、別に事を起すの準備に掛かつた。時に幕臣の羽倉鋼三郎、
日光の櫻正坊の兩人が、原の紹介で、同盟の列に加つて、是から四人揃つて、各地を遊説することになつた。
龍雄等が、人傳に聞く所に依れば、磐城の方面に於て、今盛に戰鬪が起つて居る、といふことであるから、直に道
を轉じて、磐城へ入込んで來ると、平瀨灣の方面が、戰鬪最も酣である、と聞いて、直に戰場を指してやつて來る
途中圖らずも、人見勝太郎に邂逅したので、龍雄は手を拍つて、

『奇遇々々』
と叫んだ、人見も等しく手を拍つて、

「貴下は、如何にして此方面へ来たられたか」
「實は、斯ういふ次第である」
と、是から龍雄が、會津藩を説いて、説の用ひられぬ頼末から、此方面に戦鬪の盛なることを聞いて、應援に来た、といふことを物語つたので、人見は、龍雄の手を取つて喜んだ。龍雄の紹介で、他の三名も、人見と手を握り、是から幕軍に投じて、盛に戦つたけれど、官軍は、追々と援兵が加つて来て、遂に幕軍は、此方面でも大敗を遂げて、龍雄等は、空しく敗軍の中に、身を晦すの外はなかつた。

四

奥羽の聯合も、初は非常に強かつたけれど、先づ第一の雄藩たる仙臺が、曖昧な態度になり、それから續いて、秋田藩が裏切つてしまつた。其他の諸藩は、風を望んで、官軍に降るの有様で、唯纏かに、盟主の會津藩が、最後まで踏み止まつて、遠く長岡藩と相應じて、官軍を悩ますに過ぎなかつた。

龍雄は、斯ういふ工合に、形勢が迫つたことは知らず、常野の各地に出没して、遠く奥羽に深入して居る、官軍の背後を絶ち、之れを苦しめやう、といふ考で、先づ沼田藩を、説付ける計畫をやつて来ると、意外にも此時は、既に沼田藩は、官軍に降つて居たので、却て龍雄等の一行を捉へやうとした。茲に於て、最早遁るゝ道はなく、四人は必死の窮狀に陥つた。時に、羽倉が、龍雄に向つて、

「我々の畫策は、總て敗れ、事茲に至る以上は、最早遁るゝに道もない。乍併、此一行が、總て茲に屍を曝すのは、甚だ策の得たるものでないから、雲井先生は、身を以て、此場を遁れ、奥羽の地に入つて、最後の策を講ずるやうにして下され、又原氏も櫻正坊も、前途に尙爲すべきことは、澤山にある故、此場のことは一切自分に任せて、一刻も早く立去つて貰ひたい。今や沼田の藩兵が、時を移さず、我等を追ふて来るに、懸つて居る。拙者は、此場を於て斬死するまでも、足下等の遠く遁れるまでは踏止つて、最後の決戦を、致す所存である」

と聽いて、龍雄は、
「其御好意は、辱ないが、拙者等も、貴下と血を繋つて、今日まで相携へて参つたのであるから、此場に於て、足下を一人、残して立去るに忍びない。縦令、沼田の藩兵が何程あらうとも、我等四人が、力を合せて奮戦したならば、豈夫脱出ることの出来ぬ筈はあるまい。足下一人が死するといふは、義に於て、我等の承知致しがたき所である」

「イヤ、先生それはならぬ。四人が、共に此場に闘つたならば、四人皆死するか、或は捕虜の耻辱を受けるか、二つのうちに過ぎぬ。それより拙者一人、死を決して、足下等三人を、奥羽へ落し参らする外、此場合に於ての良策はござらぬ。此一事は曲げて、拙者に、御委任を願ひたい」

櫻正坊も直鐵も、龍雄と同じやうに、四人相携へて、奮戦する議論を唱へたけれど、何うしても羽倉が承知しないから、そこで熟議の上、羽倉の言ふ通り、後の事は、羽倉に頼んで置いて、三人は、奥羽へ落延することに決めた。羽倉は喜んで、

「斯く決する上は、潔く斬死して、足下等の落行くことを、容易くする外はないが、茲に一つ、雲井先生に、御願ひ致したきは、餘の儀でもない。拙者は、幕臣林鶴梁の一子に生れて、羽倉を相續したもので御座るが、羽倉に對しては、何處までも厚い義務を負ふて居るのだ。然るに、江戸表出發の砌り、一家は離散して、今は何處に、何ういふ有様で居るか、それすらも知ることが出来ぬ。就ては、自分に一人の女子がある。若し先生が、其志を伸ぶることが出来て、世に在る時は、拙者の遺子を探ねて、羽倉の家だけは、滞りなく續がせて戴きたい。此場に於て

の願ひは、此一事でござる」
力拔山、氣蓋世の慨を以て、沼田の藩兵を、一身に引受け、三人の同志を、奥羽へ無事に落延びさせやう、とする勇士も、親子の情は斯かる場合にも厚いもので、懇々と此一事を頼み込んだ。龍雄等は、涙と共に之を快諾して、

遂に羽倉を殺して、奥羽へ急ぐ、間もなく押寄せて来た、沼田の藩兵を引受けて、羽倉は、潔く最期を遂げて了つた。羽倉の奮闘が、激しかった爲に、此一人を討止めるので存外に手間を取つたから、三人は、無事に引揚げる事が出来た。羽倉が、死に臨んで頼んだ事は、友誼に厚い龍雄が、寝ても醒めても、忘れる事なく、常に其事は心掛けて居た。然るに、會津を経て米澤へ歸る途中で、一人の男の子に出會ふた。其様子を見るに、普通の町人の子とは、大分違つた所がある。段々仔細を聞いて見ると、是も幕臣横山某の三男に生れて、母と共に江戸を落ちて、奥羽へ行く途中であるが、數日前に、母は病後の疲れて、旅の宿に死んで了つたので、自分は、唯一人となつて、是から江戸へ歸るのである、と、仔細を聞いて、龍雄は、此少年を救ふて、米澤へ連れて歸り、其後明治になつてから、龍雄が、江戸へ出る時に、此子供を連れて来て、それから羽倉の遺族を、捜し求めて、漸くに女子の所在が分つた。今まで膝下に置いて、様子を見ると、此少年が、矢張士魂のある、立派な氣質であるから、羽倉の遺子と配せて、名も鋼一郎と改め、茲に羽倉の家は、無事に存続することになつた。

斯る兵馬倥傯の間にあつても、龍雄が、細かいことになつて意を留めて、死んだ友人の爲に盡した、といふ所に、龍雄の情義の厚い點が現はれて居る。死んだ羽倉も、墓の下で喜んだことであらう。

五

龍雄が、會津に引返したのは八月のことであるが、此時には、會津藩の籠城戦も危なくなつて居たのだ。若し、會津藩が、敗北を遂げれば、それで奥羽の聯合は、愈々破れることになるのであるから、一刻も早く會津城を救ふ必要がある、といふ考で、龍雄は晝夜兼行で、米澤へ駆けつけた。藩主に説いて、會津藩を、援ける爲めに、兵を出させる計畫であつたのだが、米澤へ、歸つて来て見ると、意外千萬にも、既に上杉家は、官軍へ降参した後であつた。龍雄は、非常に憤慨したけれど、今は後の祭で、如とも伺ふことが出来ない。唯天を仰いで歎息するばかりであつた。

然るに、米澤藩は、官軍へ降参すると同時に、領土奉還の議を決して、官軍へ申込むといふ、内相談のあることが分つて、龍雄は、益々憤慨に堪へず、藩の重役を歴訪して、反對意見を披瀝した。其熱誠に動かされて、終に藩主から龍雄に、領土奉還に對するの意見を徴することになつて、龍雄は、茲に筆を振ふて、その意見を認めることになつた。

答下問 明治二年二月晦日

臣伏惟、封建郡縣各其自然の勢より、漸を以て成り來りし者にて、恰も眞宰の冥化に齊く、縱令大活眼を刮し、大英斷を發するのありとも、一朝一夕の拮据の人力を以て、之を變じ得べき者に非ず。夫慶元封建の由來する所を推すに、一は上古の國造縣主を置くより發し、二は古の守椽介を立るより發し、三は近古の守護地頭を設くるより發し、延て群雄割據、終に削平し難きの形勢を成せしなれば、徳川氏の如き、不世出の英雄と雖も、猶此形勢を變ずる能はずして、遂に此に因り、以て封建と爲せしものなるべし。然則、今日薩等百端盡力するとも、斷じて此形勢を變じ得べからず、其所以不可變の者、強ひて變ぜんと欲する、此是薩の不幸にして、其不幸を幸とする者、別に人あらん、今、臣、其所以不可變之者、折て三とす。其一曰、皇國大小の諸侯、各其版圖爵位を保つ者、其由來する所、一朝一夕に非ず、故に、苟も庸暗狂妄の君に非るよりは、誰か其祖業を恢弘にし、其遺範を綱繆し、其社稷を眷戀し、其民人を愛惜するの意なき者有らん哉。故に、一朝茅土を還し、政柄を棄るか。其大に樂まざる所、今必ず之を更めて、知州事と稱し、其民人租税を奪ひ、獨貴族の空名を予んと要せば、先づ天下大小諸侯を芟夷し、以て皇國千年來の舊形勢を、一變するに非れば、手を下すべからざるに似たり、此是斷じて行はざるべからざる者一、

其二曰、大小諸侯の臣民、各其本土に仕へ、各其恩澤に浴すること、亦一朝一夕に非ず。故に、苟も不逞無行の徒に非るよりは、誰か其公室を慕ひ、其祖先を思ひ、一死臣子の分を盡し、以君父に酬ゆるを欲せざる者有らん哉。

故に、一朝之を更めて、王臣と稱し、數百年來、一定の大分を亂り、其情誼を斷つは、其大に悲む所、今必此形勢を變ぜんと要せば、先づ天下志士忠臣を屠盡せずばあるべからず。此是斷じて行はるべからざる者二、其三曰、皇國の外國に殊なる所以の者は、皇統綿々、萬世一系にして、能く萬世の久しきを保つ所以の者は、獨り其禮樂征伐、一切之を相將に任ずるを以て也。苟も附托得人、上下不相悖、四民各其分に安ぜば、大綱何ぞ不舉を憂へん、細目何ぞ不張を憂へん、禮樂征伐、何ぞ一途に不出を憂へん、然則、封建の舊慣に依り、以て粗ぼ之を潤色し、循時制宜の方を得ば、何ぞ萬國に冠たる不能の理有んや。且君爲君、民爲民、運用營爲、其宜きを得、以て厚生利用の道を盡すを期せば、何ぞ強ひて、萬國に冠たるを求めん、且必草昧の世の徒質、無文の俗に溯りて、内は神武立極の昔、外は歐夷質略の今日に則とり、四海の内、天下の外、復た所謂君なる者なからしむるに、歸するを要せば、畢竟、萬年綿々延々、皇統を截らざるを得ざるに至る、此是古今理勢然る也。今此大基礎上より更聳せずして、徒に其末に汲々たるは何ぞや。是無他、幼帝を辨髦し、之を嫉使し、以て己れが勞を省き、他年業成り、事定るの後、徐かに莽操の故智を、學ばんと欲するに、不過而已、今や九法既に敷れ、三綱既に淪む、彼の薩、虎狼の心を以て、何ぞ黃口の一孤兒に不忍者ならんや。何ぞ空文無形の名分を、畏懼する者ならん哉。嗚呼、彼の面目の眞、天下今稍之を看破す、今より後、何ぞ勤王濟民の擧、其至誠より出るの人なきを保せん哉。然らざれば則、國是遂に一定すべからず、此是斷じて行はざるべからざる者三、

然らば、則、郡縣の制、遂に行はるべからざる歟、曰然らば、則、此論遂に可廢歟、曰何ぞ其廢すべきを必せん。何ぞ其不可廢を必せん。臣請ふ重ねて、薩情を搦るを得ん、一搦曰、渠れ蓋し謂ふ、假王濟私の第一半、稍了すと雖も、是何ぞ我が腹をして、果然たらしむるに足る者ならん哉。曩きに、我既に復古論を設け、之を羅と爲し、以て江戶を狙掩し、其未だ之を撤せざるに及び、遂に東北三州を掩ひ覆たり、今我復た、郡縣論を設け、之を羅と爲し、以て其餘勢を狙掩せんとすと、此の論は、其の不可廢なるを明かにす。

二搦曰、渠れ蓋し謂ふ。江戶既に拔け、東北既に平ぎ、我武既に天下を震はす、唯恨くは、天下或は、我面目の眞を看破するものあるを。故に我れ、今將に此論を主張し、以て勤王、固と我至誠に出るを示し、以て天下の耳目を塗らんとす。若し之を懲應する者多く、之を排撃する者少ければ、即此に於て乎、我腹をして果然たらしむるに足る者有らん。若之を排撃する者多く、之を懲應する者少きも、尙且、我勤王の誠、終を貫くを示し、以て天下の群疑を釋くに足る。豈強いて、此論を主張し、以て怨の府と爲るを期せん哉と。如此即此論或は廢せん、今天下諸侯、皆既に之を懲應す、是此論の斷じて行はるべきの兆既に著なり、曰不然々々、今天下諸侯の此論に於るや、臣所謂懲應する者に非ず、此是雷同、夫雷同者、必唯廷議の上告激天下に於てす、故に其實效を責むる日に及び、始て其面目の眞を見る。今の時に在て、豈豫め其之を排撃する者誰ぞ、其之を懲應する者誰なるを辯ぜん。今臣伏察するに、天下の自今可有爲の機有三、

其一曰、郡縣論を主張する者、獨薩而已、薩の獻地を請ふは、去春季に在り、此とき長は唯侵地を還すの論あり、獻地を主張すと、臣未知情如何、其之を獎勵翼成する者は、獨薩尾に付き、薩麟を攀ち、見利忘義、無君無父の群少に不過而已、不然則、庸暗狂妄、不解事の徒也。若し夫れ、守道取義の明君良弼志士忠臣は、則誰か此に切齒せざるものあらんや。然らば即、他日此論始めて決し、藩翰君臣の名分を、更定するの期に及び、何ぞ其嬰城唱義の人なきを保せん哉。此是自今、可有爲の第一機、其二曰、三州の血未乾、天下人心既に兵を厭ふ。故に第一機或は漫過するに至ん、若し其實效を責て少しく之を假さず、之に迫て其君臣を離斥し、或は其君を他鎮に移し、或は其兵を他城に置くの期に及ては、何ぞ其舍生取義の人なきを保せん。此是自今可有爲の第二機、其三曰、第二機亦復漫過し、其君其兵、既に移置するの日に及ては、天下郡縣知事の貴族は、則皆秦の三川守

西洋貴族の制は漢の關内侯或は秩二千石中二千石、李由に同じ、等の制と大同小異、其實二千石には不同、臣未詳、天下郡縣案察の吏員は、皆秦の郡牧監に同じ、天下郡縣屯戍の兵は、秦の閭左徒に同じかるべし。且縦令ひ貴族をして移鎮せざらしむるも、其相負大吏は必ず皆漢の諸王の相内吏に同じ、各自肆に之を置く不能して、一切朝廷の拜罷を仰ぐは不待論、如此則、假令嚴刑峻法以て、天下を束縛せしむるも、何ぞ其紛亂を救ふに足らん哉。如何となれば則、夫の志士良民の若き、假令之をして姑く其眷戀する所の故主を棄て、其疾視する所の縣官に屬せしむるも、此に人あり之を義に誘ひ、之と事を擧ぐるあらしめば、何ぞ其陳吳項劉相踵て崛起せざるを保せん哉。此是自今可有爲の第三機、

臣伏惟、古今固異、其勢、東西不同、其形、今天下願治の君相、何ぞ其活眼を此に刮せざるや。夫れ歐夷國體の今日に於るや、猶皇國々體の延喜前後に於るが如き也。夫れ開國の初形何の洲か封建有んや、氣運の方旺何の國か覇者有んや、封建の制、覇者の政、此是出於不得止者而已、故に今日の英佛の制度の出爲、これを今日の皇國に律すべからざるは、不待智者而後知之也。夫の墨の共和の若き、其形成於拓地殖民之初、故に獨之を今日の皇國に不可律而已ならず、亦且之を神武前後の皇國に律すべからず、夫の鄂の如き、唯其歐に在るの諸部は、稍郡縣の形を成す、其亞に在る諸部に至ては、今日酋長土豪、猶漢時匈奴の左右谷蠡王之如き者有て、葦布星羅す。故に徒質無文一切簡易の夷俗と雖ども、自古及今、其形に因り其勢に循はずして、以能く其功業を建つる者有らず。今薩強ひて皇國今日の形勢を變ぜんと欲せば、少にしては比特革反正の日に似るの亂大にしては陳吳項劉秦末に於るに似るの亂を速くべし。夫れ比特革は五大洲中、近世稀有の英主なれども、其舊形勢を變ぜんと欲して、彼大亂を醸せり、如彼の大亂を經れども、尚且つ其在亞の酋長土豪、臣民政柄を收盡する能はず。唯之をして君臣相率服、敢て貳せざらしむるに不過而已、今薩彼比特革に企及すべからざるは、姑く置て論ぜず、之を秦政に較るも、尚且つ其十が一を不可望、然うして其積怨深怒を、一身に聚む所以、則粗ぼ相似たり、然らば則今日此論を主張する者、誰ん其薩亡の罪を歸すべしや。此是則其國が未だ不祥を蒙りて居る也、

然らば、則今日、我が藩の方向當に如何すべき、曰、寂然藩形、以て内政を務め、優柔屈身、以て外交を締ぶを要す。内は恩信を以て我が士民を撫循し、敢て内訌外慕の心を萌さざらしめ、外は傍近舊盟の各藩に輯睦し、動靜營爲相與にし、以て陽はに薩等に曲從し、之に應じて曰はん、苟も皇國々是の一定する所、國基の固牢する所あらば、我豈に敢て君が願指に供せざらん哉と、之に辭を卑ふし、之に禮を厚ふし、然くして遷延油滑、敢て之に比周せずして自今可有爲の機を伏狙す、此是中る亦利、不中も亦利の策也、若し此に不出して、前に注視し以て後へを顧るを不知、外は利に驚せて以て、内には義を存するを不務、頑然強顔、以て薩尾に付き、薩鱗を攀ぢ曰はん、此制便なり、我將に奮て之を震成せんとす、天下勤王の藩翰、何ぞ我と此實効を共に與にせざるやと。嗚呼此是中るも亦屈し、不中ば、則必亡の大拙策、

右至陋の臆測に御座候得共、御下問の辱きに依り獻片の愚忠不避忌諱、泣血奉、謹、奏、候、草卒の際屬文仕り、蕪雜の語も多々有之、御了解し難被成條々も被爲在條は、何とぞ御再問被成下度奉願上候、

恐惶頓首、

然るに藩の議は、何時の間にか奉還の事に決して了つた。龍雄は之を聞くと、殆ど狂せんばかりに激して、河村右馬允の家へ駈込んで来て、

「河村居つたか」
と叫び乍ら、座敷へ飛込んだ。
折柄、火鉢に手を翳して坐つて居た、河村は立上り乍ら、
「オー雲井か」
と言つて席へ着かせやうとすると、突然前にあつた火鉢を取つて、パツと投げたから堪らない。灰神樂は立つて火は散亂する。河村も其暴狀には、暫く惘れて言葉も出ずに居たが、纏て龍雄に向つて、

「貴公は、何といふ亂暴をするのか、如何に懇親の間でも、多少の禮義は解へて貰はなければ、因る」と叱るやうに言つたが、龍雄は其灰や火の散亂して居る中に、ドツカリ坐つた儘、聲を揚げて泣いて居るので、何う見ても氣が狂つたとしか思へなかつた。

河村は、龍雄の手を執つて、無理やりに別室へ引入れ、其次第を尋ねると、龍雄は、「官軍へ降服したことの都合から、此度の領土奉還に就て、自分へ意見を求められたから、赤誠を以て認めた、意見書を差出してあるにも拘らず、自分へは一應の沙汰もなく、奉還の藩論を決したのは、甚だ以て怪しからぬ。斯く相成る以上、幾百年連綿として續き來つた上杉の領土は、一塊の土も残らぬことになつたのであるから、泣かざらんと欲するも能はざる次第である」と

六

時弊に憤慨し、權勢に反抗する者が、其説の行はれぬ爲に、動もすれば狂態を演ずることのあるのは、往々其實例はあることで、嘗に龍雄一人のみではない。唯一の希望にして居た、奥羽聯盟も既に破れ、會津城は官軍の手に渡つて、今は僅に函館の五稜廓に、佐幕の殘黨が栖籠つて居るばかりである。心憎く思つて居る薩長二藩は、益々勢に乗つて、暴横を極める。それを見るに就けても、龍雄は憤慨の情に堪へないのであつた。齡はまだ若い、學殖も深く、一見識を有つて居る人物だといふことは、藩の先輩も之を知つて居たので、此儘に浪人同様の生活をさせて置いたら、何の方角に曲つて行くか分らない。若し、無法なことも企てられては、藩の迷惑はいふまでもなく、今少しく影響したならば、藩を管掌つて立つ限に、龍雄の如き青年を、空しく野木の上に驅逐するのは、残念な次第であるか

ら、何とかして龍雄を救ひ上げる工夫をしやう、といふ相談が密々に起り、藩の費用を以つて立てられた、興讓館といふ學校へ龍雄を迎へて講師にしやうといふ議が極つて、本人を呼んで相談して見ると、龍雄は、存外軽く首肯して、進んで其任を引受けると答へたので、翌日から興讓館へ出張して、多くの生徒の前に、經書の講義をするこ

とになつた。如何に學問はあるとしても、今までの調子が、稍々狂つてあつた爲に、早くから講師をして居る老成の人には、まだ生若い小僧のやうにも見える。生徒の方から見ても、何だか物足りぬやうな氣がして、果は講義の席に、難しい質問を放つて、龍雄を苦めてやらうと、ひそかに相談を持廻る悪戯者もあつた。

今の學校に出入する青年は、洵に温順いもので、昔の私塾制度の時代の青年に比べれば、斯様なにも違ふかと思はれる程に、強い者に向つては、弱い者ばかりの勢揃ひになつたのは、時代の關係もあらうが、兎に角、教育の方針が、さういふ風に青年を導いて行くのであらう、殊に、各藩の藩費に出入する、青年の意氣は實に大いものであつた、講師であらうが、上長の人であらうが、一度氣に入らないとなれば、直に腕捲りて押掛ける元氣もあつて、先輩や長老を袋殿にすることも、往々にしてあつたものだ。何しろ「上杉藩の武士である」といふ氣があつて、向張の強い連中は「何の、龍雄如き小僧が」と、意氣込で向つて行く。それを相手に龍雄は、何んな難問に向つても、少しの滯なく、應答は流るゝ如くであつた。時と場合に依つては、腕力を以て向つて來る者があつても、更に辭退はせず、直に對抗して行くといふ、其男らしい態度が、何時か知らず、館生一同を敬服させて了つて、果は老成の先輩までが、龍雄に許して、其説を容れるやうになつた。

龍雄が、恰も火の如き熱烈の氣を抑へて、學校の講師になつたのは、深い考があつたからだ。藩主の左右に居る者が、腰拔の多かつた爲に、餘な戰鬥もせず、薩長の陣門に、降を請ふやうな、醜態を演じたのだが、藩士の子弟には、尙且談するに足る意氣を有つて居る、青年も多くあるだらう。今暫くの間、節を屈し氣を矯めて、是等の青年

を對手に、自分の意見を追々に吹込んで行つたならば、或は藩の青年が中堅となつて、再び奥羽諸藩の聯盟を謀ることも出来ようと、斯ういふ考を以て、快く講師たることを承知したのであるから、強い者には飽までも強く、弱い者には何處までも優しく、對年次第で剛柔何れとも變化をして、巧に青年を懐柔けて居たのである。

龍雄が、興讓館に其翼を収めて居る中に、新政府の組織は段々進んで行つて、帝都は何時か江戸に遷され、東京と改稱することになつた。

薩長の二藩が中心となつて、此革命を爲し遂げたのであるから、政府の實權は、此二藩から出た人に握られるのは自然の數で止むことを得ないが、併し、他藩の人から見れば、如何にも嫉ましく思はれてならなかつた。殊に人間といふものは、洵に我儘な性質を有つて居るから、幕府を倒して、新政府を起すまでの間には、それ〴〵に隱忍持久して、他藩の説を容れたり、努めて公平な態度も執つたが、愈々天下を統一して、實權が、自分の手に歸したとなれば我儘の振舞の始まるのは、其處が人間の弱點で、止むことを得ない。薩長の二藩に於ても、矢張り其傾きがあつたから、他藩の人から見れば、不平の起るのも無理はない。

東京から歸つて来る、藩士の中には、能く新政府の内情を、知つて居る者もあるし、又一般の社會情態を、能く突めて居る者もあり、それ等に就て、龍雄が、段々と其真相を確めることも出来るし、又東京の同志から、屢々の來信に依つて、薩長二藩が、何ういふことをして居るか、又其他の藩が、此二藩に對して、何れまでの程度に於て、不平を懷いて居るか、といふことの一斑は、刻々に分つて来るので、茲に於て龍雄は考へた。

『今天下の大勢は、一時の勢に驅られて、此處に落付いたけれど、まだ薩長二藩に依つて、天下を治め得るといふ見込は決して居らぬ。若し、諸藩の志士に、腰の強い者があつて、十分踏張つて掛かつたならば、此二藩の勢力を殺いで、もう一度、面白い天下を造ることが出来ぬ、とも言へぬ。それには今の場合に於て、不平を懷いて居る諸藩の志士を聯合して、東洋各所に、同志の者が、相應して事を舉ぐれば、必ず目的を達せられるに違ひない』

と、密に其計畫を立て始めた。折檻、幸にも藩命に依つて、上京を命ぜられたから、龍雄は雀躍して喜んだ。

七

東京の藩邸に居て、新政府の内部を探つて見ると、米澤に居て聞いたよりは、面倒な状態になつて居て、自分が、豫て計畫した、薩長二藩の間に、離間を行ふ迄もなく、二藩の間には、盛に暗闘が始つて、事毎に相排擠して居るの有様であつた。是は豫て、龍雄の望んで居たことであつて、何うしても此二藩の暗闘が、長く續いて、而も、それが激しくなつて來なければ、自分等の目的を、達することは出来ないのであるから、其點に就ては、龍雄も、努めて二藩の軋轢の激しくなるやうに、骨を折つて居たのである。

數寄屋橋の外に、稻家といふ船宿があつて、主人は、およしといふ婦人で、生粹の江戸子であつた。藩の用人森三郎が、頻りに此稻家へ行つては、酒席を開き、大概な客接待は、此家の一室で、爲るやうにして居るのだ。今では、船宿の數も少なくなつて、東京中に十軒とはあるまいが、昔は、今の待合の代りに船宿があつて、諸藩の用人や、町家の金持などは、多く船宿の二階で、人知れず金札を切つて、粹な遊びもすれば、又綺麗の屋根船に乗つて、隅田川の清流に、乙な愉快を盡したものだ。さうした世話をするのが、船宿の家業になつて居て、少し贅澤な人は、船宿の手に掛かつて、遊ぶのを見榮にしたものだ。約り言へば、今の待合と同じやうなことをするのはあつたが、今程に露骨に汚いものではなかつた。

何處の馬の骨か分らぬ者が、飛込んで來て、十圓紙幣の五六枚も振廻せば、直に敵媚も出来るし、隣り座敷を窺いて見ると、もう女の膝に枕して、落花狼藉の有様といふやうな、左様な馬鹿げたことは、昔の船宿にはなかつた。それであるから舊式を守つて居る船宿は、段々凋落して行つて、今では船宿の看板を掛けて居ても、實際に於ては舟遊びをするやうな人もなく、矢張り一般の待合と、同じやうな遺方をして、纔に船宿の名義が存つて居るに過ぎない。

龍雄は、或日、用人の森に案内されて、稻家へ来て遊んだ。其時に、主婦のおよしも出て来て、森に挨拶する。森は、靜に龍雄を顧みて、

「此女が、豫て御話いたした當家の主人、女てこそあれ、なか／＼利かぬ氣の、眞の江戸子の魂を備へた、立派な女ぢや。宜しく鼻負にしてやつて下さい」

と言はれて、龍雄は笑ひ乍ら、

「豫て噂に聞いて居たが、お前の評判はなか／＼善いから、随分家業に勵むが宜い」

森の紹介も事々しかつたが、龍雄の答が、餘りに眞面目であつたから、客扱ひに慣れて居る、斯ういふ家の主婦でも、何となく耻しいやうな氣がして、およしは、頓に答へも出なかつた。そのうちに馴染の藝妓もやつて来る。酒肴の用意も出来て、其晩は、大に酔つて、藩邸へ歸つて来た。

是から龍雄は、屢々稻家へ行く中に、主婦のおよしの氣象を見込んで、甚く鼻負にして、眞の同志に對面する時は多く此の稻家を使つて居た。其後、間もなく火事の爲に、稻家は全焼になつて、再び舊の通りに、普請をする力もなく、幾ら強いやうでも女の身の、全り力を落して、考へ込んで居た。其立退先へ、龍雄が、飄然とやつて来て、

「何うぢや、およし……」

「オヤ、雲井の旦那様でございますか」

「惨い目に遭つたな」

「斯様な惨い目に遭つたことはございません。箸も持たない乞食といふことを、昔から申しますが、本當に左様なんでござんすよ」

「左様でござんす。火事だと言はれて、目が醒めて見たら、もうお尻の所へ、火が附きまうになつて居たのですから

夢中になつて寢衣一貫で飛出したのですから、何うにも斯うにも、方法が付かないのでござんす」
「フ、ム、随分惨い焼出されとは聞いて居たが、それ程とは思はなかつた。併し、以前の處へ普請をするのか、何うする所存ぢや」
「御親切に有難う存じます。今の所では、其普請の望もないのでござんすから、何うしたのか、と考へて居る所でござんす」

「今まで、鼻負にして呉れた、客先を歩いても普請金位は何うかならう。斯ういふ時には、思切つた奮發をするに限る。人間といふ者は、落日になつた時に、勇氣を出さなければ、人間の値打はないのぢや。併し幾ら力んだ所で、金が本なのであるから、マア左様力を落さずと、少と奔走つて見たら宜からう。拙者も、多少は寄進に附いて遣す所存ぢやから、是非再建の支度に掛かつたら、何うぢや」

「有難うございます。長い御懇意でもありませんぬのに、左様な御親切なことを仰しやられると、何だか嬉しくて、涙が先にばかり立ちます」

強い氣の女は、又斯うなると涙脆いものか、龍雄の言うて呉れたことが、如何にも親切だと感じて、およしは泣いて居る。聽て龍雄は、財布の中から取出した五十兩、紙に包んで、

「サア、貧乏武士の拙者が、是だけ寄進に附く。殘餘は、今までの懇意の客に賣いて貰へ」

「イエ、旦那のやうに昨今の御客に、さういふお慈悲に預つては、私の心が濟みませぬから、其御親切だけは戴いて置きますが、是だけは御辭退を申し上げます」

「左様他人行儀をせずと、マア取つて置きなさい」

およしは、頻に辭退するのを、無理遣に押付けるやうにして、龍雄は、歸つて了つた。およしは押戴いて、紙包を開いて見れば金五十兩、其時分の五十兩であるから、およしは、龍雄の親切に、熱々感心して、又も嬉し涙に暮れた。

それから幾日かの後に、およしから音信があつて、『旦那の御親切に力を得て、其處此處と駆歩いた末、何うか斯うか、普請の金も纏ることになつて、舊の所へ、家を建てて居るやうになりましたら、御安心下さい』と、いふことを知らせて来た。

そこで、龍雄は、二三日すると、見舞に行つて、又百兩包を、一つ投出すやうにして歸つて来た。龍雄は、有り餘る身代の人ではない、併ながら是から先、様々な人物を、味方に引入れるに就ては、何處か秘密の保てる家を一軒、定めて置く必要があつた。およしの氣象を見込んで、龍雄は、それとなく恩を被せて置いて、愈々建築のなつた稻家の一室を、自分の秘密の座敷に、使ふ計畫であつたのだ。何でもないことのやうだが、龍雄の用意は、此處まで行届いて居た。

八

稻家へ連れて行く者は、深い秘密に立入つて、相談の出来る、早くいへば幹部に入るべき人物ばかりで、一般の者は、芝二本樓の上行寺と、圓心寺の二箇所に極めてある。其時代に、多くの人を集めるには、正しい名義がないと政府の干渉が起きて来る。又集つて来る者は、何うせ諸藩の浪人か、縦令武門に生れないでも、大きい希望を有つた者ばかりであるから、如何に秘密にしても、他の目に着くやうになる。従つて、龍雄の苦心は一通りてなかつた。政府の最も恐れて居るのは、諸藩の浪人や、先般來の戦争に敗けて、脱走した輩が、何かの名義で、集つて来て、愚民を煽動されるのが、一番に恐ろしかったのである。幕府を倒して、新政府は出來たが、まだ二年餘の月日を經たばかりで、天下の人心は、全く新政府に歸服して居る、といふ次第でもなく、さればとて、朝廷の威光に、心から恐入つて居るものでもない。何うかといへば、まだ封建政治の夢を見て居るものが多いのだから、それ等の連中が集つて、

一氣に事を起すやうなことがあれば、或は成功するかも知れない、といふ恐れがあり、時の勢で此處までは押付けて來たけれど、新政府の基礎とて、全く確立して居るのではないから、其鎮撫方に就ての苦心は、政府に於ても、容易ならぬものがあつた。其事情を能く知り抜いて居る、龍雄は、多くの同志を集めるに就て、表面は、歸順部曲點檢所の看板を掲げて、脱兵の鎮撫をするを稱して居たのである。兎に角、表面に現れて居る趣意は悪くはないの

政府の役人も全然、此計畫を、正直に見て居た譯でもなからうが、兎に角、表面に現れて居る趣意は悪くはないのであるから、強ひて之を押潰すこともならず、暫く其様子を見て居たのだ。所が、地方の騒動が、鎮まるに連れて、段々と脱走した浪人が集つて来る。何うせ多くの人であるから、其中には如何はしい人物も、混つて居たには違ひないが、成べく人を選んで、同盟の列に加へるやうにして居たので、割合に無頼の徒は少なかつた。尤も、龍雄が、極めて厳格な取締をして居るから、同志の間の風紀は、十分に保たれて居た。同盟の一人が、武士にあるまじき振舞をしたので、龍雄は、嚴重に詰責して、將來を戒めた。其詰責が、如何にも峻嚴を極めた爲に、本人は深く恥入つて切腹して了つた。龍雄の取締は、此の如く厳格であつたから、動すれば起り勝の掠奪も絶えてなかつた。其代り寄宿して居る者は多く、出入する者も、數へ難い程であつたから、平生の費用も容易なことではなく、其金算段をする丈けでさへ、龍雄の骨折は一通りてなかつた。時に依ると、寢食を廢して、二日も三日も、金の工面に飛び歩くことがあつた。

新政府が、最も苦心したのは、如何にして人心を收攬したものであるか、といふ點にあつた。されば布告に次に、布告を以てし、何事にも公平を主として、政治は公議輿論に據る、といふことを繰返して、明に告げて居る。従つて、其趣意に副うたことは、實際に行つて見せる必要があつて、先づ集議院なるものが起つたのである。各藩の俊才を藩主に選ばせて、政府へ眉を出すと、改めて政府から、集議院へ入れて、政治向の評議をさせることにしたのであるから、恰度、今の衆議院の如きものであつた。唯少しく異なる所をいへば、今の衆議院は、一般の國民から、其代

表者を選ぶのであるが、昔の集議院は、各藩の士族にのみ限られたのであつた、其處が少しく違つて居たけれど、先づ大體に於ては、公議輿論に依つて、政治を執るの趣意が、將に實行されんとしたのである。

集議院の幹事に、稻津と云ふ人があつた。疾くから龍雄の爲人を、能く知つて居て、殊に、昨今の龍雄が、頻りに各地の不平連を集めて、何事か劃策して居るやうに思はれてならぬ。若し、其の奇才を十分に振はせたらば、確に有爲の人材である、と深く信じ、今の中に、其の不平を忘れさせて、天下の事に携はらせられた方が、却つて龍雄の爲にも宜いといふ考を以て、或日のこと、龍雄を呼んで、段々と懇談を遂げて、遂に龍雄も、其好意に従つて、集議院へ這入ることになつた。曩に、米澤藩の貢士として、京都へ行つたことはあるが、今は其資格はないのであるから、寄宿生といふ名目の下に、稻津に附て働くことになつたのである。集議院に於て議すべき問題の、趣意書や原案の如きものは、稻津の手に、一度は渡ることになつて居たので、龍雄は、一々其相談に與つて居たのだ。

然るに、此方面にも薩長二藩の者は、多く集つて居たのだから、今度、米澤の雲井龍雄が寄宿生として、這入り込んで来たことを聞くと、頗る不快の感を懷いた者も多かつた。奥羽征伐の時に、龍雄は、薩藩を呼ぶに、賊を以てして、公然己の名を表はして、其檄文を飛ばしたとさへあつて、而も、長州藩との離間を企て、時山直入を説いたことも、聽て居るので、旁々以て、龍雄が、集議院へ這入つたのは、甚だ怪しからぬことであるといつて、盛に攻撃を始める者が出て来た。稻津は、自分が推薦したのであるし、又さうした批評を、龍雄に加へさせては、自分が強ひて、集議院へ引込んだ、趣意にも違ふのであるから、必死になつて防いだけれど、容易に其攻撃は止まなかつた。千里の野を焼く火でも、尙消防の手は届くが、人の口には戸が立てられぬ、譬諭の通り、初は陰口であつたのが、終には龍雄に向つて、皮肉な嘲笑を加へるやうになつて来た。斯かる場合にも、負けぬ氣の龍雄は、容易に屈しては居ない。

「薩長の未報が、予を目するに賊を以てするが、それは何の賊であるか、由來、賊名は天下の廻り持つてある。別に長

州藩は、文久の昔に、一度賊となつたてはないか、薩藩も、亦一度は賊を以て目されたことがある。併ながら幸にして、勝者の位置に立つた爲に、今日では、他を目するに賊を以てして居る。予は、一身のことを忘れ、眞に天下の爲に、義憤して居る者である。然るに、彼等が、予に向つて、賊名を附するといふに至つては、甚だ以て怪しからぬ』

と云うて、頻りに薩長二藩に攻撃を加へる。サア左様なつては、二藩の人も、黙つて居ない。是から互に舌戦を始めるやうな譯で、稻津が調停の勞も、何の效なく、龍雄は、到頭疳癩を起して、集議院を飛出して了つた。其時に集議院の壁へ、斯ういふ詩を題して立去つた。

天門之窄窄於夔

不容封鈞一管仲

矚鎧無恙舊鱗鱗

生還江湖眞一夢

自笑豪氣猶未摧

每經一難一倍來

睥睨蜻蜒洲首尾

將向何處試我才

溝壑平生決此志

命乖道窮何足異

唯須痛飲醉自寬

埋骨之山到處翠

又

生不聊生死不

呻吟聲裡仆又起

立馬湖山彼一時

雄飛壯圖長已矣

我生有涯愁無涯

悠悠前途果如何

咄々休說斷腸事

滿江風雨波生花

九

斯ういふ事情で、集議院を退いた、龍雄の不平は、日に益々嵩じるばかりであつた。折角に稻津が、龍雄の前途を思つて、其不平を慰藉しやうとしたのも、然に空うなつて、却て龍雄の不平を深からしめたのは、洵に遺憾千萬である。尤も、虎の威を藉る群小の爲に、斯ういふ壓迫を受けなくても、薩長二藩が、全權を握つて居る政府には、長く服従して居られる人物ではなかつた。何れにしても疊の上で、穩に往生を遂げられぬやうに、生れた時から、定つて居たのだらう。

龍雄の不平は、一層に激しくなつて来て、而も同志の人からは、頻に迫られる。政府の注意は、段々嚴重になつて行くので、龍雄等も、深い決心を以て、愈々擧兵の準備を急ぐやうになつた。眞に幹部とも稱すべきは、五十人弱の人であつたが、連判状の上に名前を連ねたものは、三千以上あつた。是だけの者が結束して、決死の活動を始めれば、容易ならぬ事變を、惹起し得ることは言ふまでもない。日光山には原直鐵、庚申山には大忍坊、奥羽方面には北村正義、東海道には三木勝、甲府には城野至、それ／＼受持の方面を定めて、各地一時に蜂起し、薩長の暴横を糾弾して、新政府の樹立を計畫したのであつた。併し、其の表面に於ては飽までも、封建政治の復活を唱へ、徳川の再起を計る、といふことにしてあつたのだ。當時の情勢からいへば、斯ういふ旗幟の下に立つのが、人を集める上に於ても、亦一般の同情を博する上に於ても、最も必要であると認められたからで、龍雄の心底は、封建回復なぞといふ、小さい所にはなかつただけで、殊更に、斯ういふ主張の下に、擧兵の準備に着手したのである。各方面には、それ／＼に受持の者があつて、別々に事を起すのだが、龍雄は、矢張り東京に居て、各地の連絡を固くし、互に消息を通ずる、其中堅となるべく、二本榎の本部に控へて居ることになつて居たのだ。擧兵のことが決したのは、明治三年の五月であつた。其際に同志の重立たる者、四十幾名の間に、取交した誓詞な

第一誓詞

回瀾の策、曾て拮据すと雖も、名なく、策なく、又義なく、一敗地に塗る。此は我不足有爲の庸才、然らしむる處也、君等尙且我を唾棄せず、生死長く我を左右す、我實に惶、實に懼、雖、然、然諾を重んじ、刀鋸を輕んずるは、我素より志あり、我何ぞ自今徒に優遊以て、遂に此世を翫ぶを得んや、因て改て所相盟、左の如し。

一、朝廷に對し、不可逃の名分を不可犯事、

一、地方分與人殊趨向と雖も、若し我活眼を、一刮して以て傲視せば、則何物か、我八洲中の生靈ならざらん。今や清韓之國是、往々將に攘夷に決せんとするの時、神州他日の變動、隙々として之を掌に指すが如し。

一、強ちに薩を怨み、長を怒り、兄弟鬩牆の誇りを取ること勿れ、

一、大に有爲を欲する者は、大に所忍なかるべからず。目前の小耻に作色して、撫劍疾視すること勿れ、

一、我將に朝廷の爲に、目前の小實效を奏し、以て在廷縉紳をして、其猜疑の心を氷解せしめ、然後、勇退濠遊、清に航し、歐に轉じ、文明諸邦、多少之英傑に交を遍くし、以て大に我規模を弘め、大に我が才略を益し、以て君等、望む所に、可憐得の大器と成り、然る後回帆、將さに初て共に大に經營する所あらんとす。君等、若し實行に我を愛せば、目前の小利害に區々として、我肘を撃し、我臂を斲し、以て遂に我大謀を誤ること勿れ。右天地に誓て、所自勵の赤心を布く者也、仍て如件。

第二誓詞

會稽之耻を雪ぎて以て、臣子の大節こゝに盡たりと爲す者、古の時に在ては、則喚て忠臣と爲すを得も、然も今の世に在ては、則喚て亂臣と爲すを不免、如何となれば、則神州今日の勢、外洋諸夷、我が四陲を伺ひ、神州岌々、安危實に知るべからず、夫れ輕重固と權を殊にし、先後不同、今の時當りて、獨り一君之宿怨を報ひ、一

藩の舊耻を雪がんと欲し、内訌私闘、背て神州の安危を顧みざる者は、亂民に非らずして何ぞや、然らば則、今日我黨立志の方、豈審擇する所なかるべけんや、僕年少力微なりと雖ども、庶幾は諸盟長足下と同じく、相切し相磋し以て大に我が規模を弘め、大に我が舊習を洗ひ、古今時勢の同じからざるを察し、大小事體の固と殊なるを辨へ、内は、我が大廷の綱紀を壞らず、外は、彼の諸洋の笑侮を來さず。前は前鼻を滌ぎ、後は後芳を遺し、生ては神州并城之士と爲り、死しては神州忠義之鬼と爲り得べき處へ着眼し、以て共に大に鞠躬盡力せん、自今以後、同盟の兄弟、所統の士卒と雖も、敢て此誓詞に背く者あらば、直に相屠りて可然者也、仍如件、

明治三年三月

他隊首長

雲井龍雄

計畫は、斯うまで進んだけれど、多くの同志の中には、薄志弱行の徒も幾分はあつた。何分にも金がなくての計畫であるから、考へたことも思ふやうに届かず、其準備も抄々しく進まぬので、多少は厭氣の差したのもあつて、何時しか計畫の大體が、政府の方へ漏れることになつた。初から最も危険の人物として、注意して居た雲井龍雄が中心となつてする、其計畫の一端を、聞き込んだ時は、政府の方でも却々狼狽して、密に手を廻して、其秘密を探つて見ると、今までに聞き込んだ、以上の計畫が、既に熟して居る模様であつたから、是は一刻も早く、龍雄を抑へなければ、何んな騒動が出来るかも知れない、といふことになつて、先づ龍雄の取押方を決めたのだが、それに就ても、同志の數が、幾千の多き上つて居ることもあるし、各藩へも、多少の關係は有つて居るので、今俄に龍雄を、謀叛人として取押へて、萬一にも、それが動機となつて、一時に爆發するやうなことがあつては、それこそ一大事であるから、取敢ず龍雄を、何となく押へ付けて、手足の動かぬやうにして置いて、それから除に、全體の者へ手を着けることにしやう、と決して、五月十三日に太政官から、米澤藩へ下した命令は斯うである。

雲井龍雄儀、其藩へ御預け被仰付候に付、至急藩地へ引取り、嚴重取締り可政候事

藩の方でも、斯ういふ命令を受けては、今更に猶豫はならず、龍雄は、二本榎から引揚げられ、藩邸の一室に押込められた。此事が、疾くも同志の間に知れると、其騒擾は一通りでなく、殊に、城野至は、龍雄が連れて行かれる所へ訪ねて来て、其始終を聞いたから、直に藩邸へ押掛けて、用人の森三郎に面會して、其不都合を詰責した。森も、龍雄に對しては、同情者の一人であつたから、強ひて斯うはしたくないのだが、政府の命令であつて見れば、否應は言へず、據所なくやつたことである。城野が、顔色を變へて、嚴重な談判を始めた時には、森も、殆ど言葉に窮して何と辯解の仕様もなかつた。

「縦令、政府が何ういふ命令を下さうとも、上杉家には、又上杉家としての意見がなければならぬ筈である。如何に大勢に押付けられて、動きの取れぬ場合になつたとはいへ、大切なる藩臣が、理由なく罪人の扱ひを受くることに對して、一言も抗辯をすることが出来ぬ、といふのは、上杉の名家も、藩主に其人を得なければ、斯くまでに憐れなものになるかと思ふと、拙者は、上杉家に關係のない者ではあるけれど、如何にも情なく存する。足下は、現に上杉家の用人として、重要な職に就て居らるゝ以上、それ等の道理の分らぬ筈はない。龍雄を禁錮するにしても、豫め政府に對して、其理由を詰問するだけの手續は、盡さなければならぬと思ふが、唯今承る所に依れば、更にさういふ様子もないやうでござるが、全體、上杉家は、將來も亦斯様な不甲斐ない態度で、日を送る所存であるか、餘りのことに氣も激して居れば、唯今まで申述べた言葉に、禮を缺いた點はあるかも知れぬが、此一事は、拙者が赤心を以て申すのであるから、深く心して御聴取を願ひたい」

「足下の仰せられることは能く相解つて居る。其御誠意に對して、三郎は、唯感謝をする外はないのであるが、何分にも政府の命令とあつては拒みやうもなく、事の茲に至つたについては、深く御諒察を願ひたい」

「宜しい。さういふ弱い音を吐いて、此大切なることを濟まさうとするならば、それでも宜しいが、切めては、雲井に面會をさせて貰ひたい」

「それは洵に迷惑千萬、同人は、既に政府の命令に依つて、藩に於て、御預り申した以上、縦令藩士と雖、我等の自由には相成らぬ。何れ面會を御許しする時節もござらうから、先づ此場合は、一時御引取を願ひたい」

「縦令何と仰せられても、雲井氏に、一度面會を致さぬ限りは、此場を一寸も動かぬ」
と、強情を張つて、容易に動きさうにもない。之には森も、殆ど持餘して、據所なく龍雄に、此旨を通ずると、龍雄は、

「唯今は城野一人參つて、左様な難しい事を言つて居るのであらうが、是が長引くと、多くの人が、城野と同じやうに、押掛けて來て、段々事は面倒になるのであるから、兎に角、拙者が、城野へ事情を盡して、此場を引取つて貰ふことに、致したい。尙同志の者が、同様の振舞をせぬやうに、城野から同志へ告げて貰ひたい、と思ふから、是非面會をさせて下さるやう、御取計ひを願ひ上げる」

龍雄の希望が此處にあり、城野の強情が、あの通りでは、迎も致方がないから、それでは會はせよう、といふことになつて、若し後日に、政府から御答めがあつたら、森が、其責任を負ふ約束で、愈々城野と雲井を、對面させることになつた。

斯ういふ事情で、龍雄は、城野に面會したが、平常の激しい氣象にも似ず、何と考へたか、此時は極めて穩に、
「足下等が、拙者の一身に就て、それまでに御苦勞下さるのは、何とも御禮の申しやうもないが、事此處に至つては最早致方はない。何事も天命に任せ、暫く隠忍して、政府が、何ういふ處置を加へるか、それを待受けて見やうと存する。今の場合に彼是、政府の命令に反抗するやうなことを致せば、其咎めは延いて上杉家に及ぶのであるから此一事は、拙者家臣の身として、如何とも忍び難いこととござるに依つて、何卒此場は無事に、御引取下された上尙同志の方々へも、同様御傳言を願ひたいのでござる」

した。

上杉家を出た城野は、其足で直に例の稻家へやつて來る、と此處には幹部の連中が二十人集つて、頻に騒いで居る。龍雄が、藩邸へ押込められたことは、判つて居たのであるから、それに就ての協議を、凝して居たのだ。所へ、城野が、飛込んで來て、今までの顛末を物語つたから、サア議論は、一時に沸騰して、實に妻じい有様になつた。増岡善吉の如きは、顔色を變へて、戸外へ駈出さうとするので、それを一同が制へ付けて、其理由を尋ねると、

「政府が、斯様な處置をする以上は、我々に於ても、相當の覺悟をしなければならぬ。それに就ては、米澤の藩邸へ乗込んで、雲井氏を取戻して、事の成否は姑く措き、兎に角、豫ての計畫通りに事を起してしまはう、といふ考へてござる」

と言つて、執閨くのを一同が、

「マア、御待なさい。何うでも、さういふ手段に出なければならぬ場合には、一同に於ても辭退は仕らぬ、必ず御身と同行いたすに依つて、今少しく評議を凝すことに致して下され」

漸くに増岡を制へて、元の席へ復させたが、斯様なことで二日餘を、ゴタ／＼のうちに過した。政府には種々の事が聞えるので、事態穩ならずと、見て、俄かに龍雄を、米澤へ、檻送すべき命令を下した。

十

龍雄は、米澤へ護送されることになつたが、此時分から痛疾が、漸く重くなつて來て、道中筋も一方ならず、困難を極めた、といふことであるけれども、氣の勝つて居る龍雄は、少しも病氣負をせずに、飽までも平生を裝うて、護送の役人にも、餘り手数は掛けなかつた。其我慢をして居る苦痛は、心ある役人の目には判るので、却て厚い同情を受けて、役人の取扱は非常に好かつた。長い道中に大した變りはなく、日を重ねて、米澤の城下へ着いて、是から

座敷牢の中に起臥するやうになつた。
 既に首領の龍雄が、斯ういふことになつたのであるから、残る連中は、左なきだに血氣の輩が多く、最早事此處に及んでは、最後の活動をする外はない、といふことになつてそれづくに手分をして、遊説を始めた。擧兵の準備は着々に進んで、殊に庚申山の大忍坊の活動は、實に目醒しいものであつた。増岡は、専ら中央に居て、雲井の名代として、各方面との連絡を取り、大體の準備は、大分進んで行つた。所が、政府は、常に密偵を放つて、此一黨の擧動には、注意して居たのであるから、忽ちにして其秘密は、政府の方へ、手に取るやうに分つて来る。茲に於て、愈々大綱を打被せて、一同を逮捕する手筈になつた。同時に、米澤藩へ、命令を下して、龍雄を、東京に還送すべきことを命じた。

當時、龍雄は痼疾の肺患がやうやく重くなつて来て、床に就いた儘、思ふやうに起臥も出来なかつた。所へ、政府の命令とあつて、上京することになつたのであるから、大體なものならば、病氣のために猶豫を請ふべきであるが、氣象の勝れて居る龍雄は、斯かる場合にも、左様な卑怯なことは言はぬ。快く御受はしたが、何しろ病氣が重いので、本人よりも周圍のものが氣遣はれてならぬ。殊に龍雄には、多くの同情者があつたのだから、それ等の人が色色に心配して、上京を延期させやうとしたけれど、それは周旋の效がなかつた。例の河村右馬允が、突然龍雄を訪ねて、

「愈々足下は、東京へ護送されることに相成るのであるが、今の身體では道中の程も覺束ない。病氣に障らず上京し得ると致しても、其後のことが案じられてならぬから、何事も拙者が心得て居るに依つて、一時何方かへ身を隠すことに致したら、如何であらうか」

龍雄は河村の手を執つて、

に相成つては、不忠の至であるから、此上は潔く上京いたすことに仕る」
 「足下の潔白な心から考へたら、左様でもござらうが、後々の事は拙者が御引受いたして、縦令政府から御咎めがあるらうとも、主家へ累は及させぬ覺悟でござる。若し事が面倒になつた時は、拙者が一身に引受けて、解決は付ける所存であるから、一時何方かへ立退かれた方が、宜からうと存する」
 河村は、之を龍雄に説く前に、十分の覺悟はあつて来たのであらうが、龍雄は自分の身の安泰を計る爲に、河村へ其累を遺すには忍びなかつた。

「折角の御厚情ではあれど、此儀は平に御辭退申す」
 互に義理を立て、の争であつたが、河村も遂には龍雄の決心の動かし難きを知つて、涙ながらに東京へ護送することに決めた。

時に、明治三年の八月十四日、東京へ着くと、直に龍雄は、其筋の下調べを受けて、それから傳馬町の牢へ送られ、斯くて同志の者は、追々に捕縛される、訊問は、益々峻嚴を極めて、愈々一同は、謀叛の罪に問はれた。十二月二十八日に處刑が決ると同時に、龍雄は傳馬町の牢内に於て斬られ、更に小塚原の刑場へ、其首は曝された。行年は僅に二十七歳、其外原直鐵、大忍坊首め外七名の者も、死罪になつた。原の齡は二十三で、大忍坊が二十五、何れも血氣の壯年で、何事をするにも是からといふ年配、其他流刑に處せられた者が、五十八人であつた。

政府が、此連中に對する憎悪は、餘程甚く、一時は後の祀さへも、許さぬ位であつた。回向院の住職が、なか／＼義氣に富んだ人であつて、纔に龍雄の死骸だけは、吉田松陰の墓側に葬つて、それとなく忌日毎の回向はして居た、といふことであるが、明治十四年になつて、谷中の天王寺へ改葬されて、今では同所に墓は建てられてある。

廢藩置縣の斷行

西郷、木戸、大久保の三傑が、廢藩置縣のことを斷行した顛末を述べるに就て、先づ西郷の進退に關する、二三の事を述べて置く必要がある。

王政維新の大業が成つて、新政府の基礎も漸く固つた時に、西郷は辭職を申出たのである。表面の理由は「王政復古の事は成り、新政府の基礎も既に固くなつた以上は、自分が、御奉公の一分は、既に盡したものと考へる。此際に於ては謹んで職を退き、故郷に立歸つて、後進の子弟を大いに訓育して、他日の御奉公に備へることに致したい」といふのであつたが、實は西郷にも、幾分の不平はあつたのである。

元來が、名利の念に淡い西郷としては、一身の利福に就ては、何の不平もなかつたのであるが、徳川幕府を倒して、新政府を造つた、その根本の意義に於て、新政府の爲す所に、甚だ平ならぬ點があつて、それと言はず口實を設けて、西郷は、政府に遠ざからうとしたのであつた。大久保や木戸も、頻りに引止めるし、薩藩出身の輩下の者などは、泣いて諫めたのであつたが、一度斯う言ひ出した西郷は、何うしても其決心を變えずに、飽までも辭職を願うて止まなかつた。茲に於て朝廷よりも、再度の御引止はあつたけれど、西郷は到頭、自分の決心通り、辭職を押し通してしまつたのである。

けれども、辭表は、その儘に保留されて、御開届の御沙汰は無かつた。然る以上、西郷は、東京に留まつて居る可きであるが、それに構はず、無届で歸國してしまつた。

西郷は、頗る偉大なる人物ではあつたが、政治家としては、果して完全な人であつたか、何うか、それは疑問である。廟堂の上に坐して、政治を鹽梅して行くことに就ては、或は大久保や木戸に及ばなかつたかも知れない。併ながら、當時の國情からいへば、まだ太平の昔に歸つたものとは、視ることは出来ない。其證據には、全國到る處に、様なる名義を以て、小さい暴動は、間斷なく起つて居たのだ。其言ふ所を聞けば、各々異つた理由を、申立てて居るが、實は、徳川幕府の回復を、希望して居る者が、十中の七八を占めて居たのであるから、政府の人も、容易に枕を高くして、眠ることは出来なかつた。斯様な場合に、西郷のやうな偉大なる人物があつて、尙進んで人心を、收攬するに非ざれば、容易に太平の實を擧げることが出来ない、といふことは、何人も認めて居たのである。

西郷が、東京を去つて、薩摩へ歸つたことが知れると、政府に反對の者は、手を拍つて喜んだが、政府に在る者は、非常に之を遺憾として、西郷の復職を運動する者は、日を逐うて殖えて来る。此際に、西郷が政府を去つたのは、一軒の家に於て最も大切なる、大黒柱が取除かれたのと、同じ結果で、政府の内部に、多少の動搖は免れなかつたのである。殊に、太政大臣の三條實美は、最も西郷に信頼して居たので、頻に其復職論を唱へて居た。然るに、其事は何時しか、陛下の御耳にも這入り、遂に西郷を、召還すことに決した。

明治大帝の西郷に對する御信任が、如何に深かつたか、といふことは、今更改めて言ふまでもなく、世間の人も知つて居るやうであるが、それに就いて、斯ういふ面白い逸話がある。全體、西郷は極めて瘦形の人であつたが、文久三年の春、三度目の流罪になつて、あの流罪中に、何ふいう譯か、ムク／＼と肥つたのである。大概な人は流罪になつて、懲役同様の苦勞をして居れば、瘦せるのが當然であるが、西郷は、さうした苦勞の中に、却て肥つたといふのであるから、此人の胸中自から閑なる所があつて、如何なる危険

の場合に遭遇しても、心の安静は保つて居られたに違ひない。其後、流罪は赦されて、再び京都に入込んで、盛に活動を開始した、それから後の西郷は、日に益々肥るばかりで、愈々幕府が倒れて、明治政府の起つた當時は、既に二十七八もあつた、といふのだから、先づ普通の肥り方ではなかつた。其頃から、陛下の御覺え目出度く、非常の御氣に入りてあつた。然るに陛下は、西郷の肥満する様子が普通でないのを、御憂慮遊ばして、或時、侍従に對して、

『西郷の肥満は容易でない。昔から餘りに肥満するものは、それが爲に悪い病氣が出ると、傳へられて居る故、西郷の身體の瘦せるやうにして遣はせ』

と、いふ御沙汰が下つた。

そこで侍従は、之れを醫者の保へ申傳へたので、當時外國から雇はれて居た醫者が、早速診察に行くことになつた。其際に立會を申付けられたのが、今の石黒忠愍である。偕て診察が終つて、是から瘦せさせる譯になるのだが、其醫者が、餘程の庸醫であつたと見えて、遠慮なく西郷に、下劑を服ませた、そこで西郷は、朝から晩まで、ピーピーやつて居て、外出することが出来ない。下劑のお蔭で、腹はペコ／＼になつて、腰はフラ付くが、其割合に瘦せないのだから、本人にして見れば、何程の苦痛だか分らないけれども、御前へ出ると、

『服藥を致して居るか』

と、御尋がある。豈夫に、天子様に對して、腹が下つて困りますなどと、汚いことも申上げられないから、

『有難く頂戴して居ります』

と答へて、御前は下つて来るが、偕て下劑を服めば、碌に外出も出来ないのだから、表面は服んだ風を装うて、實は其儘に、藥は取つて置いた、といふ逸話がある。此一事に依つて見ても、西郷の御信任が、如何に厚かつたか、といふことは、想像するに餘りがある。從つて、職を去つて歸國しやうとした時にも、陛下よりは頗る有難い御言葉は下つたが、西郷は、一旦思ひ立つたことであるから、是非御聽届けを願ひたい、と言つて、強ひて御許可を願うて、歸國してしまつたのだ。

所が、三條首め多くの者から、頻りに西郷召還のことを奏請に及ぶので、遂に陛下も之を御許可になつて、岩倉具視を勅使として、態々鹿兒島へ差遣せられることになり、木戸大久保の兩人も、其副使として同行することになつたのである。

岩倉の一行は、鹿兒島へ到着したが、是から島津久光を、立會人に置いて、岩倉から段々と、西郷へ、復職に就ての談判があつた。所が、西郷は、飽までも辭退して、何うしても承知をしやうとしない。茲に於て、岩倉は一先づ、勸告を中止して、二三日経つてから、只だ一人、武村に在る、西郷の家を訪うて、懇談をはじめた。

『何か仔細のある事と思ふから、それを打明けて下さい。努めて只希望は、充たす事にいたさう。秘密を守れといふのなら、生命にかけて秘密も守る。どうか、御本心を承りたい』

『それ程までの御思召とあれば、今一度復職はすることに致しませう。併し、それに就て私の希望がある、それは容れて呉れるでせうな』

『何ういふことか知らぬが、一應聽いて見たい』

『別に難しい事ではない。唯徳川幕府を倒したあの維新の時の精神を、今少し判明りさせて、一般の國民に示して貰ひたいのぢや』

之を聽くと、岩倉は、不審の眉に皺を寄せて、

『王政復古の御趣意は、既に明になつて居ると、思ふが、尙此上に判明にしろ、といはれるのは、何ういふことをせよといふのであるか、念の爲に聽いて置きたい』

『我々が、徳川幕府を倒したのは、封建政治を廢して、天下の人と共に、政治を執りたいといふのであつたが、今日

の有様では、薩長二藩と、公卿の一部が、何事も専斷で行つて、更に他藩の人の意見を、採用する方法が用ひられて居らぬ。是では矢張り封建政治を嫌つて、それと同じことを繰返して居る、と言はれても申譯は立つまい。薩長二藩は、よく聯合して、維新の大業は成したけれど、それは唯一時の勢であつて、且つ朝廷へ對する、御奉公を盡すには、斯うしなければならぬ、といふので、一時の便宜の上から聯合したのであるが、此力を、新政府の上に乗せて及して、何事も二藩限りで事を決めるのは、忽ちにして人心を失ふの原因にもならうし、さういふことは、私は好まないのだ。少なくとも土州とか肥前とかいう藩へも、多少の権力は分つて、若し出来ることならば、尙其他の藩にもそれ／＼権力を分つやうにして、段々天下の人と共に、政治を執るの實を擧げることにならなければ、私が今度復職した所で、何の効もないのであるから、此一事だけは是非御採用を願ひたいが、何うであらうか』

洗石の岩倉も、之を聴いた時には、多少怪訝の念を懐いたものと見えて、西郷の顔を凝視した切り答はなかつた。併し、西郷は、薩摩藩閥から身を起して、維新の大業を、所謂薩藩の名の下に、あれだけに仕遂げたのであるが、それでも藩閥専横の弊を除いて、廣く天下の人と共に、政治を見たい、といふことを主張したのは、實に立派なものである。若し、西郷の何處が偉いか、というたならば、斯ういふ點に於て、西郷が、極めて公平なる態度を以て、天下の事に接したといふ、其處が、西郷の偉大なる所以であつた、と思ふ。

斯ういふ事情から、遂に岩倉は、西郷の説を容れて、朝廷の方は、自分が、飽までも盡力するから、是非其意味で歸つて来て呉れ、といふのであつたから、西郷は、再び職に復するの決心をしたのである。

是より先、岩倉が鹿兒島へ這入る時に、大久保は、一步遅れて這入つて来たが、木戸は、その列に加はつて居なかつた。それは何ういふ事情から左様なつたのか、といふに、恰度此時分に、長州の萩で、騒動が起つた。木戸は其前から、變亂の兆があるといふ、報知を得て居ながら、大阪から一行に別れて、萩へ立寄り、騒いで居る連中の鎮撫に當つて居たのだ。斯ういふ、士氣を挫いて、各藩兵の主義を行はしめ、戰兵命を擧ぐといふ。それに就ての不

が、嵩じて来て、騎兵隊以來の豪傑連が、騒ぎ出したのであるから、容易に此騒動の治る譯はない。殊に、大樂源太郎や富永有隣といふが如き、青年を煽動するに、最も妙を得て居る連中が、先に立つての騒動であつたから、鎮撫に行つた木戸も、一時は重圍の中に陥つて、自分の一身が危い位であつた。それを辛うじて免れて、暴動は、兵力を以て鎮定することは出来たが、後の始末に就て、非常な面倒が起つたので、何うしても鹿兒島へ行くことが出来ない。所へ、大久保が乗込んで来て、木戸の窮狀を見て、如何にも氣の毒と思つたから、自分も、暫く止つて、其手傳をして居たのだ。それから木戸に別れて、大久保は一人、鹿兒島へ連れて乗込んで来た。其時は、岩倉と西郷の押問答の眞最中であつたから、大久保も、其中間に立つて、頻りに西郷を説いて、遂に復職させる運びに至つたのである。岩倉が東京へ歸る時、大久保は同行したが、西郷は、其後から出發して、途中、土佐の高知へ立寄つて、山内容堂に面會した。自分が復職するに就て、岩倉との談判の大要を話した後、

『斯ういふ事情で、再び政府に入るに就ては、貴藩から、一人、其代表者を出して貰ひたいが、何如であらうか』
 之を聴くと、容堂は、非常に喜んで、

『無論、異存のある譯はない。是非さういふことにして貰ひたい』

『然らば、板垣退助を出して貰ひたいが、何うであらうか』

『宜しい、承知した』

そこで板垣は、後から上京することになつて、西郷は、一先づ東京へ出て来たのである。

是が爲に板垣は、參議の職に就て入閣した。世間には、征韓論で辭職したことは、よく傳つて居るけれど、其前の辭職に就て、是だけの物語があることは、餘り多く知られて居ない、と思ふから、序に述べて置いたのである。

廢藩置縣のことは、少し見識のある者ならば、誰でも考へて居たらうが、皆て慙々之を實行する一段になると、容易に行はれないことになつてしまふのだ。それは第一に、何處の藩主でも、此計畫に同意をする者はなからう。従つて、藩臣の中にも、極端に反對する者が多く、問題が物になり掛かると、打消しの運動が起る。今朝廷の家來になつて大臣とか參議とか、大い位に就いて居る者でも、ツイ昨日までの地位をいへば、藩に於て、請らない身分の者であつた。それが一朝の風雲に乗じて、現在の地位を得たのであるから、藩主の目からは、矢張り昔の足輕であつた、とか、輕輩であつたとかいふことばかり見えて、朝廷が、其人々を重んずる程に、藩主は、重く見て居ないのであつた。それには幾分の猜疑心も、加つて居たに違ひないが、兎に角、藩主と藩臣の關係が、斯ういふ風になつて居たから、廢藩置縣の議論は、容易に唱へても、之を實行することは、頗る難しかつたのである。

現に、西郷大久保に對して、島津久光が、斯ういふ難題を持掛けたことがある。西郷と大久保が、參議の職に昇つて、或は正三位であるとか、或は從三位であるとか、昨日までの身分に比ぶれば、驚く程の出世をした。大概な藩主ならば、之を見て、喜ぶ筈であるが、久光は、非常に保守的の頑迷な人であつたから、西郷や大久保が、此榮位を得るに就て、自分へ對して、何等の挨拶もせず、御受をしたのは、君臣の禮を缺いた、怪しからぬ處爲である、といつて、海江田信義に命じて、嚴重に談じ付けさせることにした。若し、兩人が、速に恐入らなかつたならば、其場に於て斬棄て、來い、といふ命令を下した。

此事は、早くも西郷と大久保に知れたので、海江田が、上京して來てからも、大久保は、程の好いことを言つて、なか／＼要領のある返辭をせず、海江田を、然るべく操つて居た。西郷は、海江田に會つて、彼是詰らぬことを聽くのが迷惑だ、と思つて、極く懇意にして居た、勝安房に、海江田の説得を頼んだ。大久保は、何處までも眞面目に、海江田を、對手に話して居たが、西郷は、勝を頼んで、海江田を説諭させた所に、一寸面白味がある。勝は斯ういふ形勢で、海江田を對手にして居るのが好まざらぬから、善くして御受けて、海江田を、自任へ辱んで、其は其の如く意を聽いた。海江田は、久光の傳へた命は斯うであつて、自分の意見は斯うであると、少しも隠さずに話してしまつた。そこで勝は、海江田に向つて、

「西郷や大久保が、主人より上の位に就くのには、一應主人の命に聽かなかつた、といふのは、昔流の理窟からいへば幾分か手落の點もあるけれど、要するに今日は、王政復古で、もう昔の世界とは全り變つたのみならず、西郷や大久保も、今日では所謂朝臣といふのであつて、朝廷の家來を、朝廷が何う俸くしよう、とそれは朝廷の思召にあることで、之に彼是いへば、即ち朝廷に逆ふことになる。西郷や大久保が、如何に憎いからといつても、それは兩人の一身の上のことならば格別ぢやが、官職のことに就ての故障は、朝廷に對して、畏多いことにならう。殊に、斯ういふ故障を、久光公が言はれたのを、君が黙つて、引受けて來るといふ法はない。第一斯ういふことに君命だからといつて、奔走して居ると、他日になつて君が、西郷や大久保と、同じやうな地位に昇つた時に、迷惑するだらうと思ふから、マア何も言はずに、歸國した方が宜からう、と思ふ」

海江田といふ人は極く俗物で、名利の念に深い人であつたから、勝が斯う言つて説諭したので、海江田も、黙考へて見れば、勝が言ふ通り、自分が正三位になつた時に、困るかも知れぬから、斯様なことは程好くして歸つた方が宜い。といふ氣になつて、西郷と大久保への談判は、大概なことにして歸國した。といふ珍談が傳へられて居るが、此一場の逸話を以て、當時の藩主と藩臣の間に、容易ならぬ溝が築かれて居た、といふことだけは、想察が出来るのである。

斯ういふ詰らない事情の爲に、何時までも廢藩置縣を行はずに居れば、中央と地方との聯絡が、少しも取れないで昔の封建政治よりは、未だ質の悪いことになるのだから、此點に就ては、心ある者は、非常に心配をして居たのである。各藩、それ／＼に異つた事情があつて、政治を論じて行く。それが中央と、少しも連絡が取れて居ないから、日本の國內に、六十箇所の日本國が、出來て居るやうな形で、何うにも仕様がなかつた。此弊を矯めて、國政の改善を